

平成24年6月13日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 4 号

平成24年6月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成24年6月13日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして一般質問を行います。

一般質問をする前に、健康福祉課長から発言を求められております。

これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

おはようございます。

昨日の一般質問1番の藤本議員の質問3、見守りネットワークについての中の、郵便局や配送業者との契約で高齢者の安否確認はできないかについて、昨日のお答えで、黒潮町商工会や郵便局、四国電力、農協といった企業や団体と協議に入り、協定を締結していきたい旨の回答をしていたところですが、昨日、再度確認したところ、次の業者について町が見守り協定を締結していたことが判明しましたので訂正させていただきます。

既に締結している協定については、平成19年5月23日に高知新聞黒潮町佐賀販売所、同大方東販売所、同入野販売所と見守り活動に関する協定を、当該事業所と、町および民生委員協議会と締結しておりました。

また、大方町郵便局長と町において、平成14年6月1日に高齢者等への生活状況の確認の業務委託契約を締結して見守り活動を行っていただくなど、協力をいただいているところです。

間違ったご説明をしましたことについて、おわびして訂正をさせていただきます。

なお今後、黒潮町商工会や四国電力、農協等の団体や事業所について見守り協定が締結できるよう取り組むこととしますので、締結済みの高知新聞販売所や郵便局も併せて協議に入り、協定内容を確認したり、変更したりしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで健康福祉課長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、森治史君。

11番（森 治史君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず1問目ですが、町有財産についての管理をお伺い致します。

地籍調査されるときには隣接する地権者による土地の境界確認を立会をされて、問題がなければ境界の証しとしての表示を打ち込まれ、調査が済まれた地区の地権者の方々に場所を指定し、一定の期間、図面の閲覧をされ、そこで何も問題なく終了すれば、県の審査、そして国の審査などが終了してから法務局に登記がされると、地積担当の職員の方からそういう説明を受けております。始まってから確定するまで、いわゆる登記にな

るまでには、かなりの年数、時間がかかっておるようでございます。そういう時間をかけて登記済みになっております各部落とかにおいて、町との境界確認の表示に基づかれて町有財産を適当に管理を行っているかということですが。

これは、まあ、まだやってないところもありますが、おおむね済んだとこがあれですが、今まであまりはつきりしてないところは、なかなかその町有とかの境が見えてこんど思います。けど、はっきりこのように登記をされたということは、もうなかなかその境界線が、私個人の考えですけど、覆すことができることではない、法的に裁判かけて、また一からやり直しすればそれはできるかもしれませんが、通常、普通の住民というか、考えるあれでは、登記された位置関係が絶対狂うというような感覚は持ってないと思います。だから、道路であれ、それから町有の何もしてない広場であれ、山林であれ、何であれ、そういう所の管理をやはりすべてきちっとされているか。まあ道路なんかでも、かなり占有されてるような感じに受け取る場所もあります。

そういうことにつきまして、町はこれに基づいてしっかりと管理をやっているか、行われているかについて、まずお伺いを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、森議員の一般質問、地籍調査後の町有財産の管理について、ご質問にお答え致します。

地籍調査は3年間の行程を経まして、法務局に14条地図ということで登記されまして完了を致します。

この14条地図というのは現地で復元が可能な図面でございます、それを基に町有財産につきましては、現地におきましても形状の変化する点にそれぞれ境界確認の表示を行って、適正に管理をしているところでございます。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたように、適正に管理された後に境界の形状変更がなされているのではないかとと思われる事情もございまして、地域住民の方々からの問い合わせも届いていることはご承知のとおりでございます。

このため、しかるべき時期に現地再現の資格を持った方にまた依頼して、再度、境界等の確認をしたいと、考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、適正に管理をされるということですので、これ以上の質問は避けます。

そして、次は2問目の方に入らさせていただきます。

これにつきましては、地域の防災対策についてをお尋ね致します。

まず、マル1、2問目の1から入らさせていただきます。

国による、東海、東南海、南海、日向灘の4連動の地震が起こったときを想定による津波高が34.4の発表によって、わが町黒潮町は一躍、あんまり名誉やないですけど全国的に有名になりましたことで、町長、職員が一丸となって、住民の生命をどう守っていくかについて取り組まれております。努力されていることは、私も感じております。

国は、この津波だけじゃなく、この4連動が起これば、黒潮町内は、これ震度6から7と書いておりますけど、通常は震度7だと思えます。まあ、岩盤とかその他のことで若干差があるかなという素人判断で6から7というような表記をしておりますが、まあ国としては震度7の揺れというように報道がされております。

そこで、お尋ね致します。錦野部落は私の住んでる部落ですけど、一期造成、これ昭和47年か49年ごろではなかろうかと思えます。私が50年にあこに住み始めてますので。購入して家建てて入ったのが50年の4月ですので、もう早や40年が過ぎてると思っております。その後、二期工事として、ちょうど中学校のおかになります。深い谷を埋めた所で造成が出来上がり、一つの錦野部落というようになっております。地区内には一部、一期造成工事と二期造成工事が行われた所で、そこでは約、町道と上の住宅地の間に、まあ素人目で見ますので正確な数字ではございませんけど、約5メートルから8メートルぐらいの高さの段差がついております。それで約、長さも200メートル。それにつきましては写真の方を皆さんの方にお配りしておりますが、このような状況で、細長く3枚の写真を添付させていただいております。そのり面の一部ですが、ブロックの方に張り出ししております。これはもうだいぶ、10年以上、もっと前から張り出しが出ております。そのままの状態では保っております。

まあ、私とこではなくって、町内には造成された住宅地や既存の高台の集落の、特に端。端という言葉がどうか知りませんが、がけに近い方のとこに建てる住宅とか中間地域などが、この震度6とか7強の地震が来た場合に、まあ、かなりの災害が想定されるというように思っておりますが、それについて、その揺れに対する災害の想定が、国から町の方に情報が入っているのか。また、今はないけど、近々入ってくるのか、そういうあれが。また町として、揺れによる災害対策への取り組みがあればお聞きを致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の森議員のご質問、地震防災対策について問うの1番目のご質問にお答えしたいと思います。

今回の内閣府の発表というのは3月31日にあったわけですけど、その後の情報というのはですね、県から5月10日に第一弾として報告が関連してあった以外、まだ出ておりません。

それで、今後の予定ですけど。被害想定等につきましては、国の方としてはですね、6月中に国による直接的被害。建物とか人的被害についてでございますけれど、その推計が公表される予定となっております。それから、秋ごろにはですね、高知県からも第二弾の想定暫定推計の公表がある予定でございます。その時点で高知県からもですね、国と同じように県の物的、人的被害について公表があらうかと思っております。

それから、町としての揺れによる災害対策につきましては、職員地域担当制による自主防災組織やですね、消防団等と連携して危険個所の確認。そして、避難道整備と併せたのり面崩壊対策などを進めていきたいと考えております。

森議員から具体的に錦野地区についての、具体的な個所、写真もお示しいただいてご質問がありましたけれど、その件につきましてはですね、まちづくり課の方からご回答させていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、答弁振られましたので、私の方から、錦野地区の写真を添付していただいている現場についてのご答弁をさせていただきます。

情報防災課長の方からもご答弁させていただきましたように、この所、現場は、私どもの所でも現地を確認しております。しかしながら、町と致しましては、防災事業を優先して事業展開をしていくという方針を出しました。従いまして、錦野地区の防災ワークショップの中で避難計画の見直し等をやられる中で、避難場所、

避難路、避難経路等の見直しをやられる際にチェックシートというのがあるかとございます。もう既にチェックされてのご質問かもしれませんが、ぜひともそのチェックシートに出していただいて、避難場所に通じる避難路の一部ということで所定の手続きを進めていただければ、町と致しましても、さまざまな補助事業の適用範囲を研究致しまして、できるだけ経済的な方法で早急に改善したいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ、情報課の方からの答弁では、まだそういうところまで至って国から出てないし、まあ町としても、そういう国、県の報道が示されたことによって取り組みをやっていくということ。まあ、今現在でもそれについては多少。多少とは言われませんが、地域担当制ともども、そういう危険個所のチェック確認をしていくということですので、今の段階はそれかしららないと思ひますが。

今、まちづくり課長の方からの答弁の中で、再度、防災マップというか、その避難路の経路ということでお話がありました。ここは、本当は町有地なんです。ほとんど80パーセント、のり面が。で、ここは草が生えてどうもならん場所です。部落でも、これ草刈りというか、そのときには地獄の場所と言われてる場所だったんです。ほいで、ずっと部落で担当してやってきてきましたけども、部落でもなかなか難しなって、町は銭もくれんけん、もうどうもならんぞということで、部落の方でこののり面を刈るということになって、3回ほど建設業者さんをお願いしました。危険地区ということで。それで、そのときやはり来てたあれが、草刈るよりもこの擁壁直した方がええがじゃないかえいうて、そういうような話も出てるぐらいなとこだったんです。ほんで、これ実際もう十数年前からこういう張り出しが出て、そのままの状態になっております。

だから、危険か言われたときには、私もその危険の度合いについては分かりかねます。けど、あの防災マップを作って、ここが危ないですよというがは、もう一遍、一度5年ぐらい前ですかね、町内のそういう避難路とか何とかの防災マップを作りましたよね。まあ、まだ課長やないときに。そのときに防災の方の人に、まあ担当職員さんが骨折ってくれて、部落で2回ぐらい集めて会議して、ここが危ないろうねということで部落の地図がありますので、うちの方には。その部落の地図へこうチェック入れたんですよ、赤い線。そして、担当職員さんが皆さんとこへ配布したら、ものすごいおしかりが来たがです。役場がこんなもん出しちようがかよと。これで、おれんとこののり面は役場がやった仕事ぜよと。うちがやった仕事やないと。これが危険じゃないいうて出されたときに、うちの土地が値が下がるが、この責任はどこへ持つがぞと。もう担当職員が困っておりまして、私も一緒に断りに行って、それは役場とは関係ない。確かに役場で作っていただいて出したけど、これは部落の中で皆さんの話し合いの結果こういうことになりましたというたときに、その方も、まあ出てなかったことはわしも出てなかったと。けど、こののり面は私が銭出してやったがじゃないと。

それで、やはり役場がやったがと個人がやったとこの境目で、なかなかトラブっちゃったみたいで。行政と個人とで。境とか、いろんな部分で。で、向こうに言わすには、わしゃ取られちようと、土地を。その公団に。そういういきさつもあって、全部改修せよと、1枚残らず。いう、おしかりを受けました。で、もう2週間ばあたちょうけん、1枚残らず改修は私も責任をようもちませんので、まあ、その方にはできるだけ改修しますという、あやふやな返答でこらえていただいて、一応部落の方から全部改修しましたけど、250枚配ったうちで、もってきたが100何十枚です。あとは皆さん、そのまま捨ててくれました。

で、まあ、そういう経過もあるということで、なかなかここが危険とか、ここがどうのこうの言うときに、

なかなか難しい面があるがですよ、その防災で。ほんで、通常ここは集会所へ行く道なのですが、そういう意味でいくと、もし仮に集会所が避難の第1避難所とした場合は、第2は、いわゆる上の児童公園まで逃げると。けど、この所を、まあ部落としても比較的道が広い関係で、ここは一応何かのときにはというような、集会所へ逃げ込むときの避難路の指定はという考えは持っております。

私はこの、たまたま自分所を例に挙げただけであって、ほかの所もいっぱいあろうと思います。けど、まあこういう個所が多々町内にはあろうと思います。まあ地区名出してええか悪いかわからんけど、田野浦なんかやったらもうほとんどが、のり面が砂とバラスの交じった所が多いんですよ。そういうところで言うと、急傾斜で崩壊の可能性のある土地というのは、かなり町内に散らばってると思います。やはりそこに生活を日々せないかん方にとってみれば、やはりその震度が来たとき。今、そののり面の補強をやって、かなり丈夫なものにしちようともありますけど、まあ、そういうところで日々生活をしてる、高台に歩いて上がって降りてきてやってる方なんか、その住んでる場所が果たして大丈夫かどうかと。津波にはオーケー。まあ、こんな言い方悪いけど、下の人よりは自分らは津波に対しては安全性は高いけど、今度は自分の家が半分崩れて落ちる可能性ということもあるということなんですよ。

で、確かにうちのことを挙げられました。けど、これは自分も何とかならんろかなって、区長になってから10年ちょっとになります。やっぱ頭の中にあつたことなんで。まあ今回、自分とこの部落やから、写真撮って出すにも都合が良かったから撮りました。けど、私の言うのはこれだけではないですよ。ほんで、町内の造成した住宅地。やはり場所は言いませんけど、この問題をちょっと区長会の防災関係のときに、集まったときにも話したら、帰りがけに、やっぱうちらでも地盤沈下起こしちよう、宅地が若干。そういう問題を多々抱えちようと思っております。

それと、やはり山間地域。藤本議員さんが先の昨日の質問でもありましたけど、山間地域というのは、一番怖いのは山の崩壊ですよ。山が崩壊することによって、まあいうたらこんまい川でも止めてしまえばダムになるという。まあ、そういうことも含めて、必ず検証せないかんことであろうと思います。

やっぱりこう、自分の部落を取り上げられよう。やっぱり自分は、一つは直していただきたいという、そういう自分の預かってる部落の住民の安全もありますけど、やっぱりそれだけじゃない。やっぱり町内全体に住まわれてる方の安全を考えたら、やはりこういうことを早めに検証すべきじゃないかということでお伺いしております。だから、特筆して、確かに事例として、私の住んでる場所、錦野部落を使わせてもらいましたけど、それだけじゃなくって、訴えるための一つの手段というように取っていただけないでしょうか。それは、もしそういうことで国からの補助金が下りたということで事業を始めるにしても、やはりそれは順位があると思います。先に言うたけん、ここをやれじゃなくって、やはり町には町の考えがあつて、全体的に見て、どこが一番危険かということが、まず一番の問題点になると思います。

だから、それはここで質問したけど、もし、仮にスタートして、3年先に国がこういうこともしようということになるか、2年先になるか、それは分かりませんが。そういうときには、それは順位があるというように私は心得ておりますので。ただ、特筆してここへ出したということで、私のとこをせよせよというわけじゃないので。

まあ、こういうことで町内全体、これはもう佐賀の北部の方にしてみても、やはり川の端に沿うて、山の奥へ言うたらおごられますけど、山沿いにずうっと入った集落があります。やっぱそうすると、平たい川の端は、どうしても生活の糧である田んぼ、畑をして。どうしてもちょっと急峻（きゅうしゅん）な山肌を削って、そういう宅地にして生活をしております。そういう所の安全性というものが、何か津波の方が大きく報道された関係であれですけど。まあ、それを軽視せよというわけじゃないです。やはり住民の命を守るということは、どち

らも均等だという考え方に基づいての質問です。

海岸線を置き去りにせよというつもりは毛頭ないので、そのへんは誤解のないようお願い致します。併せて、そういうところで生活してる住民の方にも安心できるような方法を取っていただきたいということでの質問です。

まあ再度、分からない質問になりましたけど、答弁の方があればお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、町全体の防災計画にかんするご質問になってきたと思いますので、再度、私の方からですね、お答えをさせていただきますと思います。

現在、町の地域防災計画の中では、風水害も含めて143カ所の避難場所が設定されております。錦野における老人憩の家、いわゆる今、議員が集会所とご説明された所もですね、風水害の避難所と指定されております。

それから、それ以外にもですね、津波にかんする避難所につきましては、計画以外で地域から出てきたところも含めて161カ所となっておりますけれど、それぞれの避難所を、今、職員の地域担当制で、地域の自主防の方、それから消防団の方と協力して見直しを進めておるところでございますけれど、高知県におきましてはですね、9月中には県下全域の避難所、避難道を見直しをすべて完了すると言っております。従いまして、町としてもですね、今の作業を急ピッチで進めて、すべての避難所の、適正な避難所として適正かどうか。それから、避難所を確定したら、それに向けた避難道がどうであるかということですね、職員の担当制の中では7月中をめどに地域と作業を完了してくるというふうに要請しております。県が9月ですから、少し早く7月というふうに要請しておるところでございます。ただ、8月になる場合もですね、数が多いのであろうかと思えますけれど、いずれにしる職員だけでは対応できない分がたくさんありますので、地域の皆さんのご協力をいただきながら、その作業を早く進めて、そして県の事業、あるいは国の事業を利用しながらですね、スピード感を持って対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、努力して今から取り組むということで、分かりました。

そしたら、同じ防災の方ですけど、2問目の方に入らせていただきます。

現在、町内には保育所が4カ所あります。その幼児数ですけど、佐賀保育所の方はゼロ歳、これ6カ月以上になりますけど、6カ月過ぎた子どもさんから5歳の、まあ言うたら、指示したら手で引っ張らんでも走れる子、抱かないかん子まで含めて83名。大方くじら保育所の方も、同じようなゼロ歳から5歳まで61名。大方中央保育所の方が、ゼロ歳から5歳までで135名。南部保育所の方だけはゼロ歳とか1歳児がおりませんので、2歳から5歳までを受け入れております。この中でのあれですが、南部保育所は33名、合計312名。これは資料を頂いたら、今年の6月1日現在の数字ということで頂いております。

それから、小学校の方が9校。拳ノ川小学校は25名、伊与喜小学校が21名、佐賀小学校が116名、伊田小学校が14名、上川口小学校が37名、南郷小学校39名、田ノ口小学校65名、入野小学校148名、三浦小学校56名、計521名と、中学校は町内2校あります。佐賀中学校が91名、大方中学校は179名の、合計270名。これだけの、町内の保育所、小学校、中学校に、全員で1,103名になりますかね、方が通園、通学をなさって

おります。まあ地震の場合、特に津波の問題もなりますけど、やはり揺れが来るということを想定した場合ですけど、避難のときに上からの落下物を、頭を守るという観点が必要になってくると思います。

そこでですが、私、全部の中学校というか、小学校、中学校の方にヘルメットがないという想定であれをしておりましたら、これ昨日付、12日の火曜日の高知新聞、これ11日にやった防災訓練の写真がありまして、見ると、中学校の生徒さんは白いヘルメットでこう何人か上がってきております。だから、佐賀中学校にはヘルメットが常備されてるといふように思います。どうも、この時間帯でしょうか。これ前、保育園の園児さんだと思いますが、これもう昼寝のまま、着替えなしで出てきちょうがじゃないでしょうか。これ恐らく寝間着だと思いますけど。これは、やはり避難するに時間が短くするには、こう着替えらすよりもそのまま突っ走った方がええということで、こういう形で避難訓練をやられたと思います。何か大々的にやられたようですので。その若干、私は全部がないという想定でしたけど、まあ、そういうことでの質問になっておりますけど、入ったところもあるということで。

まあ保育所は、折り畳みのちょっとあれやけど、折り畳みのあれがあるようですね。ぱっと広げたら、三角いふか帽子になるようなヘルメットが。その分がこう、ずっと置くにも場所取らんということと。それから、防災ずきんですかね、個人が持ってくる。いうときに、まあ小学生になれば自分のもんは自分で着るでしょうけど、保育園になってくると、さあ今から出るぞ、連れていかないかんだったねというときに一番の問題は、その親が作ってくれた防災ずきんが他人のもんに入れ替わるいうことは、まず受け付けてくれんと思います。子どもさんは、これは自分のもん、これは人のもんというふうな、さび分けじゃないですけど、そこでもうそれにこだわるといふんですよ、自分の持ち物いふものに。そういうことになると、やはりそこで時間も食ってきます。それで、ああだこうだしよううちに時間も食ってきますし、そういうように場所取らずに置けるヘルメットがあれば、これ何か畳みメットとかいふような名前を出してるとこもあるみたい、いろいろなメーカーによって名前は違うでしょうけど、そういうものが人数分だけ確保されておれば、やはり避難道のところで何が落ちてくるか分からんときには頭を守るということが最低限の条件じゃなかろうかと思っておりますので、そういうものを、今現在、全部で1,103名ということしましたけど、まあ人数はさて置き、ないところがあるようですので。

そういう未購入の所に対して、私としてはやはり購入し、子どもの生命を守る上からも、ライフジャケットも一つかもしれないですけど、まず防御で、頭の方の防御をしておく必要があると思っております。

町としてそのように、保育所、小学校、中学校に常設のヘルメットを町が構えて置くという考えがあるかないかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

森議員の、地震防災対策について問うのヘルメットの関係についてお答え致します。

まず、議員も言われましたんですけれど、学校の児童生徒の人数でございますが、平成24年5月1日現在の小学生は521人、中学生270人、合計791人となっております。

次に、防災ヘルメット等々の現状でございますけれど、防災ヘルメットはですね、上川口小学校の高学年と、あと三浦小学校、佐賀中学校の3校に備えております。

また、防災ずきんにつきましては、佐賀小学校、南郷小学校の2校に備えております。

そのほかの学校については、今のところ備えておりません。

ご質問のように、今後の整備に対する考えですが、地震のときに、落下物に対して何らかにより頭部を守ることは議員のご指摘のとおり必要だと思っております。このため、防災ヘルメットを備える場合には、近くに置くこ

とが大事だと考えております。ただ、机に掛けておくそうですね、子どもたちが通るときや、またグループで席を直して話す場合とかに邪魔になったりもしますので、また置く場所については検討も必要だと考えております。

また、今、議員の方から言われました曇りヘルメットについては、ちょっと私の方がよう承知しておりませんでしたので、その分のことも今後は検討はせないかんとは思っております。

また、防災ずきんにつきましても、これは場所を取らないというようなこともあります。

いずれに致しましてもですね、それぞれの学校に合わせて整備する方向で、今後検討していきたいと。まあ防災ずきんなり、防災ヘルメットなりを考えていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の、保育所のヘルメットの備えについてお答えします。

ご存じのように、保育所ではゼロ歳から5歳児までの児童を預かって保育しており、防災ヘルメットを自分でかぶることが難しい年少の児童もおり、保育士が児童全員に着用させることは、議員ご指摘のように大変時間がかかると考えております。また、保育所の児童は体も小さいため、避難するにも大変時間がかかると予想されます。

一方、津波については、地震発生から数分で第1波が到達すると言われております。このため避難時において、落下物等から頭を守るためのヘルメット等の着用の必要性は十分に理解しているところですが、少しでも早く避難する。より早く、より安全な場所へ避難するというを第一に考えておりますので、現時点でのヘルメット等の購入については計画しておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

次長の方の答弁の中でですが、高学年にはヘルメットが、三浦とどこでしたかね、上川口とか何校かを指定して言いましたよね。ここへ写っちゃん写真でいくと、中学校は全くないという発言になっちゃったがですけど、こうやって佐賀の中学校の生徒さんはヘルメットをかぶって上がってきょうがやけん、佐賀には常設になっちゃんがじゃないですかね、と思いたす。

それと、防災ずきんを低学年はかぶらしたということを書いてますけど、これ、ほいたら公費で購入して常設しちょうがですか。それとも、親御さんが作ってきたものを子どもに持たしておるんですか。そのへんがいまいなということと、思います。

それから、まあこれはインターネットなんかで調べただけですけど、曇りメットで定価が3,150円。これは、幼児用には、その場所を取らんということで、広げたらぱっと広がるということがあります。それから、確かに福祉の方の課長が言うようによね、一人一人に着せることは、かもしれんけど、保育士さんとか、そういう現場にかかわっちゃん人に見た場合ですよ、やっぱ子どもの頭の安全いうことは、そこにもあると思うんですよ。そういう重要性いうもんを持つてると思うんですよ。

そういうことを考えたときに、まあ着用の時間がうんぬんも、それはまあいろいろあろうと。まあ正直言うて、津波に襲われるが来て、もうとにかく一番最悪の保育所で避難をせないかんのは、はっきり言って佐賀の保育園だと思いたす。ほかはまあ必要性がないかあるか、そのへんは私も。けど、やはり頭を守るということに

については必要なことだということで、すべての保育所というように発言さしてもよろうです。また、そうでないと、あの保育園預かってよろうたがにはそういう安全性があるけど、こっちではないという、そういう不公平感はやっぱ行政としてすべきではないという立場から、全部へそろえてくれということ。

まあ南部にしろ、中央にしろ、それから、くじら保育園にしろ。ここは、保育所としてはもう最大級安全ですかね。もし津波が来るとしても、想定が高かったら、そのまま上の、まだ高台、さらなる高台へ逃げれる地域なんですよ。ところがここは、佐賀の場合でしたら、ここだけ1つを指定して質問するがはあんまりいいことやないかもしれませんけど。やはり小学校の脇通って、出て。今ある旧保育所を更地にしたとしても、そこから今度上へ上がって、そこの1回目とどこじゃ駄目なはずながです。あこは高さ的なもので、もし30メートルが来たとしたら。それから、さらなる高みへ行かないかん。まあ、その道もできてないみたいです。なかなかヤブカがおったみたいなどは言いよったけど、それはもうどうしようもないことでしょうけど。やはりそのときに小学生は、確かテレビで見たときにはずきんをかぶっておった方がおいでました。それはテレビでちょっと放映になったがをニュースで見ましたけど、このヘルメットをかぶったが見てなかったもんで。新聞見て、昨日、あら、佐賀中にはヘルメットが備え付けになっしょうかなと。大中にはあるように聞いてないで。

やはり建物が、特に佐賀は新築して間なしですので、もっとその落下物も少ないかもしれませんけど、大中なんか経過年数がたってます。そのときに、合併したときに、中学3年の方が、今56ぐらいになりますかね。そやけん、もうそんだけの年数。40年近いばあの年数がたってきてますのでね、あの大中の場合は、落下物の危険性があると思います。

で、まあネットによったら、このインターネットなんかでも、もう29パーセント引きばあで出ちよるヘルメットもあるんですよ。新しくない、型遅れになっしょうかかもしれませんけどね。まあ団体購入ですので、その交渉もできると思います。メーカーの言いなりじゃなくて交渉でやれば、割りと安く入ると思います。で、確かに予算が要ることですので、これ。安全性は確かに守ってもらいたいけど、その裏付けになる予算がなければ、なかなか準備ができなと。こんだけ一生懸命いろんなことに取り組みよう中では難しい面もあるうかと思ひますけど、やはり命を守るという観点、そこから見た場合は、やはり頭を守るということは重要なことやと思ひます。

ほいで、まあ保育所の方では今のところそういう計画はないということでしたが、そういうようなことで本当にいいかなと。まあ、預かってるお子さんの命の問題をかかわったときのことを含めた場合に。やっぱり、やはりこれは子どもさんの生命をお預かりした以上、守らないかんという義務がありますんで。特にその現場で仕事する保育士さんとか調理員さん、その場で災害が起こった場合には、やはり園児を連れて逃げないかん人らにしてみても、大人のヘルメットをかぶるよりも、やっぱり子どものヘルメットも大事だと思ひますんでね。そういう観点で、再度その見直しができるかできないか。そういう検討をしないと、ゆくゆくは大事な子どもさんの生命にかかわることになってきますので。まあ、そういう点を含めて。

まあ、畳むということになってきたら、場所も取らずにどこか置けると思ひます。ほんで、小学校も低学年だったら畳むがでもええろうし、それから後ろの壁へ掛けてもええでしょうけど、やはり小学校になってきたら、また機転も利くし、下手したらヘルメットをかぶって外へ早よ出るがもおったりして、なかなか統制が取れんかもしれませんけど。やはり頭を保護するという点では、ずきんよりはヘルメットの方が、それに対してきちっと検査されてできたものだと思いますので。やはりそういうものを購入し、子どもの生命を守るという観点から購入する考えを持たれるか持たれないか。

まあ、ここで言うても予算の問題は、やはり全部をさらにしたら、やっぱり500万近いようなお金が掛かる

ようなことになります。割引なしでいくとね、定価で買うと。で、そのへんもありますので、なかなか大きなあれですので。まあ一遍に無理だと思えば、順次そろえていくことにしても、何年かの間に、やはり町内の小学校、保育所へ預けてる保護者の方が。

家で地震が来てね、ヘルメットなかって頭打って大けがしたいいうても、これは保護者の責任になろうと思えますけど、やはり預かってる以上は行政の方に責任が出てきますし、特に言葉で動けない、保育所の子どもさんなんかは、なかなか命令形では動いてくれんと思えます。自由奔放なところがありますのでね。そこで、まず避難になったら、1人の保育士さんが何人かは連れて逃げないかなろうし。この0歳、1歳というがになったら背中に負うて、1人は抱えて逃げないかなろうと思えます。その状態もあろうと思えますので、やはりそういう働く人の気持ちの面、精神的な面も考えたら、やはりこれは時間をかけてもかまんから、その人数分をきちっと常用で置くようにすべきだと思いますが。

そのへんについて再度お答えをお願い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

保育所のヘルメットの装備についての再質問についてお答えします。

先ほどもご説明しましたとおり、現時点では防災ヘルメットの計画はありません。

先般ですね、佐賀保育所と大方中央の避難訓練に参加しまして、立ち会ってきました。そのときに一番時間がかかったのが、児童の靴を履く時間が一番時間がかかったように、私、感じました。靴を履かしながら、また防災ヘルメットなり、防災ずきんを着せるということは、保育士さんにとってもすごく大変なことになろうと思えます。そのこともあるところなのですが、保護者の方のご意見を聞きながら、予算上の問題もありますので、時間をかけて協議をさせていただきたいと考えますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

先ほどですね、町内の小中学校のヘルメットのことを説明させていただいたところですけど、まず、高学年といった部分はですね、上川口小学校の高学年のことだけでございまして、上川口小学校低学年の方にはまだ整備はできておりません。また、この上川口小学校の高学年にあるヘルメットにおいても、これは消防団等で使っていたものを、要らなくなったものを使っております、今、学校の方に配備されておるといところでございます。

また、三浦小学校、佐賀中学校の、その2校にも備えております。

先日の、保育所、小学校、中学校の避難訓練の中ではですね、中学校の方は防災ヘルメットを着ておりました。

それから、防災ずきんですけれど、防災ずきんは、この前の避難訓練の方にもかぶってきおったんですが、佐賀小学校と南郷小学校に備えております。この、どういうふうなことで備えたか。多分、佐賀小学校については同じようなものだったので、多分公費で買ったんだとは思いますが、ちょっとその経過については分かりません。

なお、佐賀中学校の防災ヘルメットですけど、佐賀中学校自体、校舎がですね以前大変古かったので、その当時に買ったものであります。

あと、低学年の防災ずきんということがあったんですが、特に低学年用に防災ずきんを備えているわけでは

くて、先ほど言った佐賀小学校と南郷小学校は防災ずきんを全部に備えてるということでございます。

あと、今後のことについてですけど、防災ずきんを選ぶかですね、防災ヘルメットを選ぶかについては、それぞれの学校の方と協議しながらですね、また整備する方向で進めていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今、佐賀の中学校が、いわゆる校舎建て替えまでの危険度が高かったということでそろえられたのではなからうかということですよ、実際は。それでいくと、築 40 年近い大方中学校も、かなり危険度は高くなっちゃいますかね。そういう観点からいったら、やはりそろえていくという方向に持っていかなきゃ得んと思えますが、私は。まあ予算のこともあり、保護者との話もあると言いますが、まあ通学には全部ヘルメットを持ってきようがやけん、逆に言われんですけど、中学校の場合は通学用のヘルメットを持ちょう者と、持ってなくて歩いてきよう徒歩の子とおいでますよね。そのへんもありますので。

そういう点からしても、やはり協議をしようね、やっぱ保護者もあれでしょうけど、まあ、どうです。1 点だけの集中の質問になりますけど、大中の全校生徒に、まあ危険度が高い校舎に通学してきようということで、そういう検討はできますか、できませんか、購入の。

まあ一遍にはできなくても、こう順次そろえていくという方向でやっていく考えを、今まあちょっと話されましたけど、保護者と話ししもってということになっております。で、保護者に話をして、要らん言うたら構えんでもかまんという考えなのか。その場合には保護者の責任によるから、行政には、教育現場には関係ないという考え方なのか。そういうように、悪いように解釈したらそういうように取れますんですけど、責任逃れかなというようにも取れかねん。保護者の気持ちを聞くということは大事なことだと思います。で、保護者の気持ちが要らんゆやあ、それで私らも、そろえとはよう言いませんけど、まあそのへんが何かあまりにも、町の方からこう、するということに持っていけれんもんかなと思って。ヘルメットを構えて、保護者に、皆さんの預かってる児童の安全を高めますというように持っていけれんもんかなというように思うんですが。

やはりそれでも、やっぱ保護者と話し合いをしなければ購入の段階にも至らないんでしょうか。これは学校関係だけの話になりますけど。答弁を。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

私の答弁の中では、保護者との話し合いは答えてないつもりなんですけれど、学校とですね協議していきたい。まず、その学校との協議の中ではですね、ヘルメットがいいのか、防災ずきんがいいのか、まあ最初の答弁の中に、ヘルメットであると場所の問題であったりとかですね。近くに置いておくのが、まず一番基本だと思っておりますので、その実際、ヘルメットの方がいいのか、防災ずきんがいいのかを学校と協議させていただいてですね、まあヘルメットがいいのであればヘルメットを整備していきたいと、そのようにお答えしたと思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

この問題、これ以上やっても同じ堂々巡りになると思いますので、3 問目の方に入らせていただきます。これは、森林の作業道、林道についてお尋ねを致します。

まず、3問目の1になりますが、幡東森林組合が県より直接補助を受けて、山に作業道を平成22年度に、旧大方の方の本谷部落より加持部落の、これ大近（おおちか）やけん、この字でええかどうか分かりませんが、大近の間、2,133メートルを約2,900万円です。それから、平成23年度は大近より口湊川入次までの間、5,019メートルを4,250万円を道幅3.6メートル。これは、車両用に3メートル、左右に各30センチの路側を取って造っております。延長で7,152メートル、総事業費が7,150万円。これ、1メートルの工事単価が1万3,000円以下を掛けて、2年間で完成しております。

まあ路面の現状は、地肌に砂利を敷いていますが、一部、口湊川の方ではどういう関係か知りませんが、生コンによる舗装がされておる場所もあります。これを全面に舗装するには、現在の作業道から林道への格上げの申請を県にしなければいけないということです。できないと、森林組合の組合員さんからそのように話を聞いて、お伺いしております。

国が想定する震度7の大地震による大津波が起これば、町内は、佐賀から入野地区の国道56号線は甚大な被害に遭うことは、私だけでなく、多くの住民の方たちが思われていることと思います。

災害時には重要な迂回（うかい）路として利用ができると、私は思っております。それに、そういうときに使うには、やはり本谷から入次の間、全面舗装する必要があります。現状は広くて、2回ほど行きました。確かに広くていいです。ただ、取り付け口からいったん尾根までの間は、かなり急峻（きゅうしゅん）な道になっております。晴れた日やなかったら、私の持っているような軽四ではなかなか上がりづらいです。まあ晴れておれば砂利敷いちゃっても、ずっと上がっていつかはできますけど、ちょっとぬかるんだらもうスリップして、上がるようなもんじゃないですけど。まあ途中もなかなか景色が良くて、写真を見せて付けておりますけど、一部、入野が見えております。これ、大近から湊川の間のことにはこういう広場があって、なかなか景観がよろしいです。

で、地元、本谷の方の大屋敷の人に言わすと、入野の浜の去年の8月の花火はここで見たと。音はずれるけど、全部見えて良かったよというような話がありました。で、中にはこう広場を造って、そこにサクラの木の植樹なんかもしております。ほんで、なかなか地元の人も一生懸命、何かなるかなというような感じで手を加えております。道幅はかなり広いです。ほんで最後、入次の方へ来たら、こういうようにセメンで舗装されております。何かこう配の関係があるんでしょうか、この道をそういう所に利用できるようにするには、やっぱり林道に格上げしなければいけないということです。

で、そこでお伺いいたしますが、町の方から県に林道への、今の作業道を林道への格上げ申請を、私はすべきでと考えておりますが、その手続きを取る考えが町にあるかないかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは森議員の、森林作業道、林道について問う質問について回答させていただきます。

このカッコ1については、直ちに申請手続きを取る考えは持っておりません。

理由としては2つあります。

1つとしては、現在、緊急多大な震災対策事業を抱えていること。また、それによる町道改良事業の遅れの中で、この路線が災害避難道として位置付けられてできるのか。または、森林施業計画も含め、検討協議しなければならないと考えております。

2つ目としては、林道には林道規程による一定の基準があり、作業道から林道に格上げをする場合、林道編入審査規程、構造規格ですが、そういう要件を満たしているか確認しなければなりません。項目としては、利

用区域とか、幅員、延長、半径、こう配、切り土のり面、盛り土のり面の安定、安全性ということになっております。

また、この基準をクリアするのか調査し、やるとなれば規程に合うような、改良にどのぐらいかかるのか検討する必要があると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今現在では、ほかのことに手いっぱい、なかなかそこまでは回らないというようにお伺いですが。

まあ森林組合の方さんでは、作業道よりは十分に取ってるから林道の幅はあると。まあ傾斜とか、そののり面とか、いろんなことまでは聞いておりませんが、まあ格上げできるばあには造ってるというような自信はあったようです。直接、町には入ってない仕事なので、この件は、あれでしょうけど。

やはりそういう面でも、やはり申請できるかできんか。そういう個所が、どんだけ引っ掛かるか。申請には駄目な点があるとかいう調査だけでも町としてやってみるべきだと私は思いますが。

そのへんのことについて答弁をお願いを致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

調査することはできるかと思いますが、現地に行って調査することはできると思っております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

なかなか難しい面があるようですが、まあ作業道よりはかなり大きめに取っちゃうみたいですので、ぜひ調査をやってみて、いけるものであれば申請して、まあ順番待ちになろうと思っておりますけど、そういう手続きを取られるように。

そしたら、3 問目の 2 に入らさせていただきます。

住民の方から、奥湊川部落の一本松を経由して、蝸川部落の仲分川に行く手前の橋の近くに向けて山林の作業道ができるというように聞いております。

それと、蝸川の平見から米原には、もう舗装された、これ恐らく町道だと思いますが、まあちょっと林道かどうか分かりませんが、道があります。なかなかこう配のきついところですけど、抜けております。ほんで、そこから米原経由して伊與喜の部落へと通れるような作業道が造られような期待感があるような話が出ております。これ、あくまでも話ですので、あれですけど。

もともと米原の人なんかは、昔そのお客さんが来た場合に買い物に行く。まあ、ちょっと待ちよれや、昼のおかず買うてくるいうたときに、有井川へ出るよりは、その山を越して伊與喜に下りて、伊與喜で買い物して上がってくる方が時間がかからざったということで、かなり米原と伊與喜という地区は交流があるようです。山越しの。で、まあそういうようなことで、人が昔から、みんなが山側をいきよったけんということかもしれないけど。まあ、そのへんの方の計画について、町としてあるのかないのか。

これはまあ森林組合との関係で、町とは関係なく、県と森林組合が話を進めていきようものなのか。やはり町も、こういう作業道造るときは、一定限、町も森林組合と一緒にあって県に申請してやっていきようも

のか、そのへんが分かりませんが、そのへんのことについて。これがうわさだけなものか、そんな計画がもともとあったものかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、森議員の質問に答えさせていただきます。

これ、3番のことでしょうか。カッコ3番のことを言いようがでしょうか。ちょっと。

（森議員から「ちょっといいです。いや、私は、一緒になる。ほいたらもう一緒にやりましょうか。下の分も含めてやりましょうか、ほいたら。はい、分かりました。どうも、答えが3番の答えに。課長、あれでしたら、私がマル3も一緒にやりますので、質問を。そういうことで、いつかほいたら」との発言あり）

議長（山本久夫君）

森議員、もう一度質問をお願いします。

11番（森 治史君）

はい、すいませんです。

答弁の方の段取りがあったようで、マル3に移らしてもらいます。一緒にやりますので、すいませんです。

（議長から「じゃ、2番、3番一緒にいうこと」との発言あり）

はい。

これはマル3になっておりますけど、森林組合の説明によれば、平成24年度から県の補助制度が、これまでの事業単価が1万3,000円以下から2万5,000円に変わったことで、今までのように森林組合が、直接、県から補助を受けることができなくなったと話しております。

森林組合の方も、やはり作業道とか林道は随時整備していきたいという考えを持っていると思います。これが整備することで、まあ町内の森林産業については、間伐とか、山の管理、材としての搬出。とっても重要な作業道であり、林道であります。

で、森林組合が受けれないならば、私は当然その申請は町がすべきと考えておりますが、町の考え方をお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、2番、3番の質問に答えさせていただきます。

単価2万5,000円の件ですが。これについては、前段の1問で答えた事業と同様の事業で、森林整備加速化事業の中で、事業内容の変更で、24年度より搬出間伐や林業整備のために、林内路網整備については、作業道については、この2種類になったということです。このメーター当たり2万5,000円の分と、メーター当たり2,000円の分。この2種類になったということです。

それで、質問の2万5,000円の件ですが。メーター当たり2万5,000円の道路については、林業専用道として整備することになっているものです。これは、県の定める林業専用作業道の指針がありまして、その企画外で開設する場合、林野庁への協議が必要であり、また、間伐関係と作業道については、現行と同様に事前計画の承認が必要であること。それから、曲線半径が12メーター以上、縦断こう配が9パーセントなど、林道基準よりも厳しくなっています。

それで、特に林業専用道は高知県の地形にそぐわないのではないかと県の見解が出されており、県への申請

は厳しいものと考えております。

それで、町としては、林業施業と相まった作業道の開設のため、メーター当たり幾らかの補助を行い、低コストの林業のため、林内路網密度を上げる方法を検討したいと考えております。

それと、もう1つの点ですが。作業道を開設する場合、まあ先ほどの1の質問にありましたですけど、最初から作業道を造る場合、そういう林道規程に合うような作業道を造るのも、一つのこれからの方法かと思っております。

それから、3番目の奥湊川から伊與喜にかけての作業道の件ですが。これについては、町としては全然知りませんでした。初めて聞く話です。それで、森林組合に聞くところによりますと、こういう作業道を開設したいということについて、地域の住民には声掛けをしてきた経過があると聞いております。新設が3キロ、改良が5キロ、計8キロということでした。

森林組合として、事業の実施には事業計画や利用効果など問われるが、できるだけ有利な補助事業を利用して、森林施業、集落間を結ぶ作業道として開設をしたいと考えているようです。

町としても、先ほど言いましたようなメーター当たり幾らかの補助ができるようであれば、そういうものも検討して、まあ連携して、そういう林業や山村の振興につなげていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、住民の方から私も聞いた話で、確認は取ってなかったと言われればそれまでかもしれませんが、地域のところによれば、やっぱり他部落に行けるとい、特に湊川の場合ですけど、いったん入ったら、出てこなければ湊川へも行けないという。まあ行くには近道いうて、浮津から回って蜷川へ抜けるというような方法かしらんないところですので。やはり、尾根伝いの道ができて、行き来ができるということは、お互いの集落間の行き来はかなりできてくると思います。

そういう意味からも、やはり補助をつけてでもすべきではないかと思うし。また、これ森林組合との話によりましたら、あまり広くないけど伊與喜から1メーター程度かいうて言うたかな、道幅が。伊與喜から米原向けては、大方尾根の所の近くまで行って、あと500メーターぐらいで米原とつながるといように説明を受けております。そういう所も含めて、まあ、どっちを先にするかということですけど、そういう意味で、1つでもルートが抜けていくということは、何かのときの迂回（うかい）路。まあ迂回（うかい）路いうて、あの大きい車が入るわけじゃないですのね。まあ、せいぜい4トン車ぐらいのトラックは十分通れるばあの、今のが見てましたら。まあ11トンのトラックで工事はしちょうみたいですけど、なかなかじゅうように行き違えるような道じゃないのであれですけど。やはりそういうように、普通車でもかまん、こう行き来ができるような道を網羅するということも一つの方法ではないかと思います。

それと、この道ができたことによって、山の管理というべきでしょうか、2回目行ったときに息子さんを連れてきた年配の方がおったんです。で、その大近の辺ででしたけど、過ぎたところだったと思っておりますけど、その車止めて向こうへ回って、ここがどうのこうのという。あっ、どうも今までやったら、自分の山を子どもに教えようにも下から来ないかんもんが上から来れたけん、こういうように説明ができて、財産管理のことで子ども連れてきて、子どもさんと一緒に現地確認しようかなというようにお見受けしました。

そういう点なども含めましたら、やはりできるだけ、いろんなことが重なっております。確かに避難道も重要視せないかんでしょうけど、まず国道が駄目になったときの1本残ったら、これが中村經由して、遠回りい

うか時間はかかるけど、中村経由して、馬荷経由で来て、本谷へちょっと入って、口湊川へ出れると。ほいで、それから今度まあ蝮川へ出たら、蝮川から米原へ抜けて、米原から伊与喜というルートができるいうことは、まあ、その災害時を想定すると、そのいろいろな問題が出るかもしれませんが。やはり一住民として、その利用度とか何とかいうことになってきたら、本当、この広い国道でも夜過ぎたら車の台数数えた方がええいうて。都会の人に言わしたら、あの田舎に高速造るがもったいないいうて、タヌキが走りようというような表現をせられましたけど。やはり、ないものを抜いておくということは、今、今後、何十年か先考えたときには、私は重要な道になろうかと思いますが。

そういう意味でも、やはり今言うたように、何とか補助をつけてでもそういう施策を進めていきたいという考えのようですが、それに向けてきちっとやっつけていかれるかどうかについて、再度答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

作業道については、林業のそのコスト削減いうか、そういう一つの道具いいですかね。そういう手段で作業道の開設を図っております。

現在その、町内の林道は21キロ、作業道については168キロあります。で、旧佐賀の森林組合は、かなり従来より作業道には力を入れておりまして、網の目のように、作業道については目を張り巡らせております。

ほんで、その作業のその単価についても、従来、2,000円、3,000円くらいでずっと。今年も総会のときに出てましたですけど、メーター当たり2,000円ぐらいの単価で今年も7キロぐらいの、23年度ですが、開設をしております。

そういう低コストでできる作業道ですので、まあ先ほど私が申しましたように、メーター当たり幾らかの補助ができれば、それも検討しなければなりません。まあ、そういう二次的な効果で避難道なんかにも対応できるかと考えておりますので、引き続き検討して推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10時半まで休憩します。

休 憩 10時 15分

再 開 10時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

そしたら、通告書に基づきまして質問を致します。

今回ですね、私の方から質問したい項目、大きく分けて2つ準備しております。

今議会でも多くの議員さんがですね、問われてるこの地震津波対策の問題、それから町長からですね、3月

議会で出された24年度の施政方針についてですね、質問を行います。

まず、1つ目の質問ですが、地震津波対策についてということで、ここに通告書出してるのをまず読ませてください。

当初の予測をはるかに上回る、新たな津波想定高が発表され、地域住民はさらに不安を募らせている。また、6月中には、津波到達予定時間が発表されると聞いているが、高台が近くくない津波避難困難地域への対応をどう取っていくつもりか。特に、今までに考えていた避難タワー等の計画見直しはあるのか、という質問であります。

ここで私がですね、主に聞きたいこと、それは一番最後の方に書きましたけど、今回、津波想定高が大幅に見直しをされたことによって、現在、黒潮町でですね、考えていた部分で、どの辺りが変更になっていくのか。また、どういう所をですね、今から対応していかないといけないのかということを中心にですね、答弁をいただきたいと思います。

まず1つ、今回避難タワーがですね、3月議会でもそうでしたが、町の今からの対策としてですね、細かくどういった所を重点的にですね整備していくとか、予算はどういった配分でやっていくとか。そういった資料をですね、出していただいたわけなんです。その中では、避難タワーを5基程度建設していきたいという計画が、24年度から25年度に掛けてやっていきたいという計画が出てます。これは、黒潮町で大体3カ所、それから佐賀で2カ所だったと思いますが。

その内容がですね、今回のその高さをですね、津波の高さを考慮したときに本当にそういった計画がそのとおりいけるのかどうか、そのあたりのまず見解をですね、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

取りあえず、通告書に基づいて答弁させていただきます。

避難困難地域と申しましても、それぞれの地域特性があり、地域が抱える防災課題もそれぞれ多少ずれがございまして、一律にというわけにはいきませんけれども、いずれにしても、詳細についての決定は、今後、地域の協議を経て、あるいは夏ごろに国が示されます、国が実施すべき当面の地震対策、こういったものを参考にさせていただいて、決定するといったことになろうかと思っております。

一例を申し上げますと、特に距離的ハンデを抱える入野周辺地域については、避難時間の短縮を目的に、幹線避難道路という位置付けで、沿岸集落と高台を結ぶ道路の設置を検討しているところでございます。

また、今後の地域との協議の中で、車両避難等についても積極的に検討すべきだと考えておりますけれども、こちらにつきましては先般答弁致しましたように、住民合意形成がまず必要である。そして、なおかつ細かいルール作りが必要となり、協議には相当な時間を要すると考えております。

また、県で協議をいただいております、シェルターや避難艇等につきましても当然選択肢として考えてまいります。

また、ご質問の避難タワーについてでございますけれども、まず、ご理解いただきたいのは、我々黒潮町の職員の中には、こういったものに対する技術的な専門職がおりませんので、有識者あるいは技術者のご意見を賜りながらということになることを、まずご理解いただきたいと思っております。

この避難タワーについてでございますが、今回の新想定ではこれまでより津波高、浸水深が大幅に変更となったことから、避難施設として避難タワーが機能するのかなど、これの再検討が必要でございます。また、機能するようになった場合でも設置するに当たり、耐圧強化をはじめとする構造的な問題についてもクリアさ

れていなければならないと考えております。

これらを受けまして、現在、県では庁内ワーキンググループで、避難タワーの設置にかんする業務フローおよび標準設計を検討、整理いただいております。こちらにつきましては、来月末をめどにガイドラインが市町村に示される予定となっております。

また、国では現在、波圧の見直しに取り掛かっており、それに対応した構造が検討されております。こちらの検討結果につきましては、今年度上半期中に実務者への説明が予定されており、それを受け、県が市町村、ならびに設計業者、建築業者向けに実務レベルの説明を行う予定となっております。

町と致しましては、国から今月中に示される予定となっております詳細な浸水予測、ならびにこれら技術的な情報が整理された上で、見直し決定をしていくことになります。しかしながら、現段階では、避難タワーは有効な選択肢と認識しております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今、町長の方からですね、基本的な内容であったり、県とか国の対応を待ってですね、具体的なラインが出てから対応していきたいというお話もありました。それから今回の同僚議員の質問の中でもですね、何度も出ていたように、避難道路を拡充していくとか、車での避難も含めてですね対応していくというお話もありました。

自分たちがですねまず思うこと、私が思ったことはですね、以前までは垂直避難をですね基本的優先課題としてやっていくと。いうのは、後の方でもお話ししたいと思ってるんですけど。今回5分以内にですね、海岸部にある集落の皆さんはですね、避難をさせていくという大きな方針が出た中でですね、その5分という数字を考えれば、やはり自分の周りから、すぐ近くに垂直避難でできる場所を確保していくということはですね、当然のように考えられるわけで。そういった方向で、町が今まで検討してきたのもですね、もちろん正しい選択ですし、そのやり方で間違いはないと思います。

ただし、今町長の方からですね答弁もあったんですが、私も心配するのがですね、その垂直避難で避難タワー等建設した場合、いや、15メートルでは危ないと。じゃあ20メートルにしよう、25メートルにしようというふうにですね、ただ単に高さだけを追求して、そこでももちろん強度とのバランスもあろうかと思いますが。そういったときに、果たしてですね、そこを階段を登って上がっていく人たちがですね、ほんとにそこへ逃げ切れるのどうかっていう視点もですね、もちろん大変大事なですね要素になるのではないかなというふうに思います。ですから、そういった意味でですね、もう1回この避難タワー全体についてもですね、確かに逃げ切れるのかどうかという視点をですね、その時間的な制約の中でですね、をポイントとして入れていただきたいというふうに思います。

で、そういったこともまた考慮に入れてですね、町長は今回の答弁の中で避難放棄者を出さない。避難放棄、もう最初からもう無理だと。もう、うちからは、とてもじゃないけど逃げれないと。もう、津波来たら来た時よというような、そんなあきらめの住民をつくらないということを町長、大原則としてですね掲げられております。自分はですね、この考え方間違っていないし、全町民を全力を挙げて、地域住民の命と財産を守るとい、この行政、また議会の使命においてですね、町長が進まれているその方向性はですね全くずれてませんし、私は間違っていないというふうに思います。

そういった意味においてですね、町長、具体的なその数字も出てないので、はっきりした言葉もなかなか言いつらいかもしれませんが、ほんとにですねその全町民を守るような施策を取れるような考えを今現在で

すね、ある意味お持ちであるのかどうか。

もう一度です、答弁いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、順を追って答弁させていただきたいと思います。

まず新想定を受けての対策の変更点についてでございます。

大きく分けて3つほどあるかと思っております。

まず、避難場所の設定でございます。当然のことながら、これまで想定しておりました高さをはるかに上回る所に避難場所を設定しなければならない、こういったことでございます。それからタワーについては、先ほど申し上げたところでございます。

そしてもう1つ、大きなものとなりますのは、避難手法でございます。こちらにつきましては、先ほどの答弁で盛り込みました車両等々の使用についても検討すると。こういったことが、新たに今回の新想定を受けた後の変更点でございます。

それから、垂直避難。議員ご指摘のとおり、当然高さだけでクリアできたとしても、そこにほんとに歩行困難者、あるいは高齢者の皆さんが上がることができるのか。それが先ほど答弁で申し上げました避難施設として避難タワーが本当に機能するのか、そういったことでございます。こちらにつきましては、さまざまな対応施策があるかと思っております。まず、単純に1つの施策を持って住民の皆さん全てを助けることはできない。現在、国あるいは技術屋さんが一体どういったことを考えておられるのか。今回津波高、非常に大きなものが出た市町村にとりまして、避難困難地域への対策は人工的な高台、あるいは想定フリーの地下シェルター、あるいは避難艇、こういったものが主軸になって技術屋の方で検討されているところでございます。

しかしながら、それらを単発に配置するのではなくて、例えば避難タワーの中段にシェルターを置く。あるいは避難タワーの上段に避難艇を置く。こういった複合的な対策が現在協議されているところでございます。黒潮町にとりましても、これらを参考にしなければならないと考えてるところでございます。

それから、もう1点ご指摘をいただきました避難放棄者の問題でございます。3月31日に新想定を受けまして、直ちに黒潮町の防災の基本的な考え方、基本思想と呼んでおりますけれども、こちらの取りまとめに着手を致しました。その中で、一人の犠牲者も出さない、そういった至上命題を達成するために、最も大きな障害となっているのがこの避難放棄者であると認識をしております。まず、一人の犠牲者も出さないための防災のまちづくり。これについて職員研修を6回行いました。その中で申し上げたことを、少しここで申し上げさせていただきます。

まず、一人の犠牲者も出さない防災のまちづくりに対しまして、やらなければならない喫緊の課題が3点ございます。

1点目は、この避難放棄者の問題でございます。確実に避難行動を取っていただける、そういった人づくりをしていかなければなりません。このためには、これまで推進してきた防災教育の徹底、あるいは地域コミュニティ、自主防災の強化、こういったことで日常会話の中でもこの防災が取り上げられる、そういった地域づくり、人づくりをやっていかなければならないと考えております。

それから2点目は、まずこの避難行動を取っていただける方、避難行動を取る意思のある方が円滑に避難が可能となる、そういったインフラ整備をしていかなければならないということでございます。これにつきましては、もうご承知のとおり、避難道であったり避難場所であったりということでございます。特に留意してい

ただきたいのは、例えば避難タワーであったりというのは、基本的には高さを確保するというごさいますけれども、もっと根本的なところを申し上げますと、クリアできる高さまでの時間を短縮するというごさいます。人工的に高台を設置することによって、自然地形を利用した高台までの移動手段を一気に圧縮することが最大の目的ごさいます。これにつきましては、とにかく逃げていただく、利用していただくということが大前提ごさいます。そして、我々の避難施策の中のその最大のもの、避難時間の短縮。そうなりますと、1分間迷われる。1分間の時間を自ら失う。そういった判断をされると、非常に避難行動が困難になる。つまり、その1分を縮めるために、インフラ整備では相当の労力を要するというごさいます。それらを一気に縮めていただくのは、住民の皆さん自身の避難行動の迅速化であると考えております。これが2点目ごさいます。

そして3点目、主に事後対応の問題ごさいます。まず、助かっていた後の環境整備。東北地方太平洋沖地震を先例にしますと、ご承知のとおり行方不明者も合わせまして、約2万人の方が犠牲になりました。その後の新聞報道等々ご承知のところかと思ひますけれども、それ以外にも災害関連死と位置付けられる方々が数千人ごさいます。これらは避難場所の環境の悪化による持病の悪化であったり、あるいは病気の誘発、あるいはこの中には当然自殺も含まれるわけごさいます。こういったことを絶対に起こさない、そのために事後対応をしっかりとっていく。この3点が最も喫緊の課題として取り組まなければならないものだと思ひております。

そして、それらを総合的に推進していくことが、避難放棄者を出さない。いわゆる一人の犠牲者も出さない。そういった防災施策の目標達成に欠かすことのできないものであると、そのように思ひております。

それから現時点で、そのすべてに対応する具体的施策があるかということごさいますけれども、実際のところ現段階において、町内の避難行動、あるいは一人の犠牲者も出さないといった目標の達成のためにある課題を、大まかな部分につきましては抽出が終わったと認識しています。しかしながら、今後、地域に入って地域の実情をお伺ひしてみないと、今、私たちが認識している以外の課題点等々も多々あるかと思ひております。そちらにつきましては、地域に入って意見をお伺ひした後に検討することになりますけれども、現在、私どもが認識しております課題につきましては、漠然とではごさいますけれどもこういった対応策があるであろうと、そういったことは認識しております。

しかしながら、後段、少しまた答弁書の方にも盛り込んでおりますけれども、それらが具体的に選択肢として我々のテーブルの上に乗ることができない。そういった状況ごさいます、現在。これは国の法、あるいは財政支援の問題ごさいます。そういったこともごさいますので、まずは自分たちにとって必要なのは、課題がしっかりと抽出できていて、その課題解決の手法は何なのか。そして課題解決の手法は何なのか決定したときに、その手法を最終段階で取捨選択できる、その選択肢としてテーブルの上に乗せることができる。これが非常に重要なことであると思ひておりますが、現在その環境整備が整っておりません。これまで数々、国に要望してまいりましたけれども、この環境整備がこれまで行ってきた要望活動の本質ごさいます。

以上ごさいます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

基本的にですね、自分がやっぱりこう目指すべきじゃないかという部分と、今町長の答弁とはですね、ある意味合致しているなっていうところをですね、今ちょっと自分の中でも確信をできた部分もあるんですが。

その中でですね、ちょっと具体的なお話に入っていこうと思ひます。多分後段の答弁書でということだった

んで、町長もお考えだろうと思うんですが。今お話の中にですね、ちらちらやはり出てきた、まず1点目、地下の避難シェルターのお話です。これは同僚議員もですね、後ほどまた質問もあろうかと思いますが。私もですね、この今回の避難タワーだけではですね、逃がし切れない、逃げるができないという中で、どんな方法があるんだろうっていうことをですね、結構いろんな角度から自分なりに研究したりですね、勉強したりもしてきたわけなんです。

その中で、その県がですね、その発表した地下避難シェルターを考えていきたいということが出てからですね、自分の方でも、じゃあ具体的にどういうシェルターを考えてるんだろうとかですね、どういう思いの中からこういう発想が出てきたんだろうっていうのを調べてみました。で、調べるに当たってももちろんインターネットなんか使って、その関連を調べていったわけなんです。そのネット上ではですね、これはですね本当に辛辣（しんらつ）なというかですね、ある意味そのちゃかしたというかですね、その内容ばかりがですね出てまして。高知県は一体これを、本当にこれをやる気なのかとかですね。津波が来る所で地下へ避難する、これがどういうふうに、本当にこれが機能するのかとかですね。そういったことをもっとこう辛辣（しんらつ）に、ある意味ちょっとばかにしたようなですね、内容の記事ばかりですね。

で、自分としても、この地下の避難シェルターの構想自体が具体的なところまでちょっと分からないんで、ここで1点、ちょっとお聞きしたいなと思ったわけなんです。普通に考えてもですね、確かにその地下へ避難して、じゃあ、そのドアを誰が閉めるんだと。あそこに誰か逃げてきてると。それが見えた段階で、それを果たして閉められる人がいるのかとかですね。いや、水が入り始めた、もう閉める間もなく水も入ってきた、そのまま水没したとかですね。自分たちの想定の中、ある意味考える中でですね、こういろんなこと考えていくと、やはり地下へというその避難の体制がですね本当にできるのかっていうのがですね、まず1点、自分も個人的感情の中でですね、浮かんだのもやっぱり事実であります。

そういったところも含めて、町もですね、じゃあそれを具体的に、じゃあどこまでそれが技術開発、また本当に現実にできようとしているのかどうか全く分からないんですが。その方向性も、町長、今回の答弁の中でですね、あらゆる方向性を排除せずに検討していくというお話でしたので、何らかの検討課題、また自分なりに考えもあってですね、いろいろお考えもあろうかと思うんで。

まず、その地下避難シェルターについて、ちょっとその概要であったり、具体的にどんなものなのかっていうのがですね、お話できる範囲があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

シェルターについて、私の知ってる範囲で申し上げられる分について、答弁させていただきたいと思います。

まず、県庁で工科大と共同して地下シェルター、避難シェルターの検討ワーキンググループを立ち上げたことは、紙面等々でご承知のところかと思いますが。その中でも、やはり議員がご指摘のとおり、さまざまな課題が抽出されております。

主なものを申し上げますと、まず大きく分けて3つに分かれております。

まず、設計に必要な前提条件。これは構造的な条件でございます。

それから、技術面での検討項目。これらは、構造のほかにも液状化に伴う浮力対策であったりとか、漂流物への衝撃荷重、こういったものでございます。あるいはその他としまして、メンテナンス等々の問題もございます。

そして3点目、これが非常に大きな問題になってこようかと思いますが、運用面での検討項目でございます。

この中に精神面への配慮というのがございます。その中に、出入り口の扉を閉めるタイミング、あるいは閉める人の精神面での配慮について、こういった項目が抽出され、今後検討が行われるようになっております。

ただし、ここからは若干、知識が十分であるかどうか分かりませんし、また、現段階では私見ということになるかと思えますけれども。この出入り口の扉を閉めるタイミングであったり、あるいはさまざまな施設の中に整備しておくべき設備、こういったものは枝葉の問題であると思っております。まず、助かることが、まず第一でございます。そして、助かる手法を地域に散らばめることができない、そういった状況、限られた状況においてこういった選択肢を講じていく、これがまず第一の基本であると、自分なりには思っております。

それからまた、特に問題視されております、この出入り口の扉を閉めるタイミングでございますけれども。これにつきましても、少なくともルールに基づいて閉鎖をしなければなりません。そうしないとシェルターの意味がないわけでございますから。しかしながら、その閉める直前で計らずも外に取り残された方、こういった方については、2 次的な選択肢を残しておく。例えば、避難シェルターの入り口に避難艇を構えておく。その避難艇に乗るのではなくて、まずはシェルターに入っただき、間に合わなかった人については、避難艇に乗っていただく。こういった、さまざまな複合的な対策が取れようかと思っております。そちらについては、もう既に県の方に申し上げまして、ぜひ積極的な検討をお願いしますといったことに現在なっております。

現在のところで、シェルターについて答えられるのは以上でございますけれども、特に強調しておきたいのは、我々は、地域の皆さんをお助けしなければならないという責任がございます。その中で、助けることができる可能性のある選択肢、こういったものについてはすべて排除せずに、積極的に検討していくということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

よく分かりました。

自分もですね、この問題については相当いろんな角度からですね検討もしていかないといけないし、単純にドアのその開け閉めのお話をちょっと例に挙げたんですけど。例えば、そこに流れてきたものが乗っかって、今度出ようにも出れなくなったとかですね、通風孔、そこでの換気状態がどんななるのかとかですね、いろんなこと、もう考えれば切りがないぐらい、そのいろんなことが出てくるんで、次の技術。本当に今、町長言われたようにですね、何とか逃がすと。何とか逃げてもらおうという、その思いの中での一つの手法ではあろうというふうに思いますが。その中でも、より効率的に、より確実にいうところをですね中心に、またぜひ考えてもらえたらというふうに思います。

そして、そういう展開の中でですね、町長も触れられましたけど、人工的になっていうお話で、ある意味盛土の土質的なものというお話、さっき答弁の中にちらっとあったと思うんですが。私がですね、究極やっぱりどうしたらえいかなっていうのを、こう悩んで、いろいろ考えて、行き着いたその結論というかですね、思いに至ったところはですね、やはり山を造るしかない。もうほんとに突拍子もない話で、ちょっとこれは皆さん聞いたら変かと思われるかもしれないんですが。自分の中でですね、ある意味、こっちの方が逆に可能性がある。そういう条件を整えればという、これもおなじようなものになるかと思うんですが。そこに、ちょっと行き着いたわけです。

というのが、これも新聞報道等でですね、皆さん見たことあると思うんですけど。今の空港がある南国市の久枝ですか、南国市久枝ですね。あそこに昔、確か室伏（むろふし）山でしたかね、室岡（むろおか）山って読むんでしょ、ちょうど空港があった南東部分にですね山があったですね。あの山が、例えば安政の地震

であったりですね、宝永の地震ですか、宝永、安政の地震ですね。そのあたりで、あの地域の住民の方たちの命を助けたという言い伝えとかですね、伝承があるようですね。これは、戦時中ですね、あそこに空港を建設すると。拡張していくという中で爆破撤去されてですね、その山は、現在なくなったというお話を聞いています。で、その山的なものがですね、本当に人工的にでもですね、もしもできるのであれば、それも一つの検討課題としてですね、町長の頭の中にですねぜひ入れておいていただいて、何とか検討の一つにできないかなという思いです。

自分の中で、これについてですね利点とかいろいろ、ある意味ちょっといろんなこと考えてたんですが。やはり一番いいのはですね、山的な構造ですので、ある一定いろんな方向からですね、その高台に向かって逃げていくことは可能になりますよね。今でしたら、例えば津波避難タワー的な垂直避難であれば、ある一方向からのみ、その1点からのみしか上がれなくて、大量な人たちが一斉にっていうことがなかなかできないんですが。その山的なものであれば、その方向を何か所か作っておいてあげればですね、ある一斉皆さんがですねもう一度に、いろんな方向から逃げることも可能であろうかと。

それから今回、ちょっと方向も違うかもしれないんですが、高規格が進んでいく中で、以前より残土処理の問題がどうするんだとかいうことで、かなり悩まされる部分もあったんですが。そういう残土の利活用であったりとかですね、いろんな方向。平時であったら、そこを公園のような形にして、通常、皆さんの憩いの場にするとかですね。自分なりに、ほんとに自分の頭の中で考えたんで、すごい稚拙なアイデアかもしれないんですが、そういう方向もあるんじゃないかなと。

それで、さっき町長が言われたようにですね、もう最悪の最悪の手段としたら、1番その頂上部分にはですね、そういう今開発中の避難艇なんかも置いといてですね、そこへ上がった方がそこから最悪の状態に備えるとか。その中には備蓄品なんかも置いとけばですね、そこで数日間命を永らえるとか。いろんな方法がちょっと考えていけるんじゃないかなというふうに思ったわけです。

ですから町長、この1点ですね、先ほどの地下避難シェルターと同時にですね、こういう盛り土、命山に代わるような山を人工的に造るというお考えがあるのかなのか、ちょっとその点お聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきました盛り土による人工高台、こちらにつきましても積極的に検討させていただきたいと思えます。

また、私が持っていない視点でございましたけれども、全方向からの避難が可能になると。これは非常に有効性の高いものであると考えます。これらにつきましても積極的に検討しなければならないと思っております。

それからまた、先ほど若干答弁漏れもございましたが、ここで若干関連が出ましたので、少し答弁をさせていただきます。

これまで避難タワー、いわゆる人工の高台を設置する場合の基本的な考え方でございますけれども。まず、津波浸水域があるわけがございます、浸水深があるわけがございます。それに対して、十分でない海拔、その地盤高さを補完する、これが避難タワーでございました。しかしながら、私どもが今回の公表で受けた数字は、それを上回るものであって、本来であれば避難タワーが補完すべき海拔高、地盤高、こういったものが実は逆の発想を持って取り組まなければならない、そういったことになっております。つまり、人工的な高台をまず設置をして、そこで足りない部分について避難タワーで対応する。補完する。避難タワーで機能できない部分を人工高台として補完する。こういった発想を持たなければ対応できなくなりました。と言いますの

も、先ほど申し上げました、1つの施策を持って完了するというのではなくて、さまざまな複合施策について、ベストミックスの形で対応していかなければならない、そういったことをごぞいます。

ご指摘いただきました人工高台についても積極的に検討、あるいはさまざまな有識者機関の方へ、投げ掛けをさせていただきたいと思ひます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

かなりですね、具体的なもう答弁をいただきましたので。だんだんですね、ちょっと次に進めていきたいと思ひます。

2つ目ですね質問で、通告書読みます。

文教施設の高台移転支援を国に求めたと聞いたが、具体的に何をどうすると考えているのか。また、町営住宅も高台への移転を考えているとのことであるが、具体的計画は。さらに、町全体での高台移転等の計画を進める考えはあるのか、という質問を2つ目に入れました。

で、ここですね、狙いは何かということですね、以前、町営住宅を移転したいという構想はですね、町長の方からお聞きしました。それで、今回、防災担当大臣がこの黒潮町に来られたときに、その文教施設を高台へ移転をしたいと、その支援を求めたというお話をお聞きしました。

支援をですね求めた以上、町長の頭の中に、じゃあどういふふうにならうという文教施設の高台移転をやりたい。また、その構想があるのかということがあってのそういう支援行動であろうと、私はそのように理解しましたので、町長の頭の中にあるですね具体的なその支援構想を、ちょっとお聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

2番目の文教厚生施設および町営住宅等の高台移転についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にもごぞいますように、これまで国に対し高台に移転についての法整備、また、それに伴う財政支援について要望してまいりました。

まず、総論的にご理解いただきたい点をごぞいます。先ほどの答弁と重複致しますけれども、ご理解いただければと思ひます。

3月31日、南海トラフの巨大地震モデル検討会から新たな想定公表を受け、直ちに、今後黒潮町が直面するであろう防災課題、この防災課題の中でも大きなもの。こういったものの抽出に着手をし、その解決手法について検討してまいりました。

しかしながら、中には、施策として選択しようにも法的担保がない、あるいは財政的担保が弱いといったことから、現実的に町として選択できないことがあると、そういったことも徐々に分かってまいりました。今後、町が各種防災施策を計画、推進していく段階において最も重要なのは、これも先ほどの答弁と重複致しますけれども、有効であると思われる選択肢をすべてテーブルの上に乗せることができることであり、最初から選択の幅に制限があるといった状況は改善すべきであるといったのが、これまで行ってきた要望活動の本質でございます。また、国会会期、あるいは各政党の防災協議の進ちよくからしますと、非常に重要なタイミングであったと認識しております。

よって、各課題について現段階で詳細な計画を持ち合わせているわけではございませんので、その点をご理解いただいた上で、質問いただいた項目について、現段階で答弁できるレベルで答弁をさせていただきたいと思ひます。

います。

まず、文教厚生施設についてでございます。

先般、防災担当大臣に来町いただいた際には、佐賀地区の施設の視察ということで、一例として佐賀地区の大きな防災課題、いわゆる文教厚生施設の問題でございます。こちらについて要望させていただきました。

ご承知のとおり佐賀地区におきましては、20メートルから30メートルの浸水予想区域に保育園、小学校、中学校がございます。現在、裏山に避難道の計画をしているところでございますが、この裏山が急傾斜地崩壊危険区域ということで、いかに安定的な構造物の設置ができるか。言い換えますと、安定的な構造物の設置が非常に困難である、そういった課題に直面しております。

またそのほかにも、特に保育園につきましては、避難に要する時間が通常よりも余分にかかるということもあり、それらを踏まえて今後協議した結果、高台移転が望ましいとなったとしても、既存の施設とのダブルローンの問題。ご承知のとおり、この3施設につきましては平成20年度以降から約15億円を掛けて整備してきたものでございます。平成26年、7年ぐらいから償還ピークを迎え多額の償還をしていくわけでございますので、それら既存の施設とのダブルローンの問題で、現実的に選択肢として検討できない。こういったこととなります。そうならないよう、前段申し上げましたように、少なくとも検討ができる環境整備のために防災のための施設の高台移転につきましては、既存の施設の一括繰上げ償還を認めていただき、その償還分については後年、100パーセントの特別交付税措置、ならびに償還前でございますけれども、補助金返還の免除を要望させていただきました。

次に、町営住宅についてでございます。こちらにつきましても、基本的には文教厚生施設の場合と同様の趣旨で要望させていただきました。現在、建て替え計画があることから、特に3.31の公表以後、防災という視点での協議が最重要となってまいりました。現在町内に404戸の町営住宅がございますが、そのうち180戸が、みなし耐震診断も含め耐震基準を満たしておらず、また、そのすべてが浸水区域内に立地してございます。これまでは、現地での建て替えを計画しておりましたけれども、今回の想定を受け、再度検討しなければならなくなりました。当然、住民の皆さんと協議を経てということになりますが、戸数も多いことから、現行スキームでの建て替えは財政負担が大きく、実際に実施するとなりますとかなりの時間を要することが分かりました。よって、補助率のかさ上げ等々の要望をさしていただいたところでございます。

また、最後に町全体での高台移転は、ということでございますけれども、長期的視野に立って高台への政策誘導することは、非常に重要であると考えております。その手法につきましては、先日、宮川議員の答弁でさしていただいたところでございます。

そういった、現在の防災のための集団移転促進事業に係る法律について、被災前でも使い勝手のいいように、もう少し細やかな単位での移転が可能となる内容の要望をさしていただいております。つまり、できることから、できるだけ対象者の負担を抑えたものにするのが、現実的に進ちよくを図るために最重要であると考えております。

また、各種防災施策をスピード感を持って推進していかなければならず、各種施策のプライオリティーを考えますと、現段階においては相当の労力を要する、町全体の移転計画を策定し推進していくといった段階にはないと認識しております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今のところで、2、3、確認したいところがあります。

まずですね、今町長の方で、国の施策、いろんな手だてがですね整った場合は、ぜひそういう方向もということ、佐賀地区の文教施設を例に取られてですね、お話ありました。

あそこですね建設に当たっても、我々議会としても、そこを今までの津波想定高の中であればですね、まああそこでもいいだろうということ承認してきた我々の責任もあります。ですから、今町長言われるようにですね、そこにやっぱり 20 メーター、25 メーターの波が来るということが、今想定で出た以上ですね、もうできたばかりの学校ではありますが、さらに次のステップへということですね、視野にももちろん入れていくということですね、これはもう正しい選択であろうというふうに思います。

その中で、町長考えないといけないというかですね、どこまで思っているのか分かりませんが、そういう文教施設をですね、ある一定まとめて高台に上げるとなると、またそこに土地を開いていくとかですね、じゃあどの場所にするのかとかですね。今、海岸部にある学校をすべて中山間地域の方へ移動さしていくとかですね、いろんな方法をあろうかと思いますが。そのあたり町長どころへんまでですね、考えられているのかというのがまず1点と。

それから、大方地区に例えて言うならばですね、今回高台移転、特にこの大方の入野地区は、当初からもうこれは文教地区は上へ上げましようってことですね、保育所も上に上げていった経緯がありました。で、そういうの中で、例えば小学校なんかはやっぱり大方地区なんかは残ってますけど。そこらへんまで踏み込んだ再編の考えも含めた考えですね、こういったことも考えているのかどうか。

そこらへんですね、考えあればぜひお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、2点についてお答えさせていただきます。

一例に出しました、佐賀地区の文教厚生施設の土地の確保の問題についてでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように詳細な計画があるわけではございませんけれども、漠然とした構想、そういうものを持ち合わせず国に要望するわけにもまいりませんので、現段階でそれが有効であるかどうかは別にして、思っていることを申し上げたいと思っております。なお、これはそれぞれの機関を経て得た結論ではございませんので、そこらへんもご理解いただいた上でお聞きいただければと思います。

まず、文教施設の要望をさせていただいた後に、その実際その施設を防災担当大臣に視察いただきました。その後、東公園、西南大規模公園の施設でございますけれども、こちらの方へ上がっていただき、各種の事業概要といいますか、そういったものを要望させていただきました。

まず、もしも高台に移動すべきと結論付いたときに、最も大きな問題はまず財政支援の問題でございます。これは、先ほど申し上げたとおりでございます。そしてもう1つは、スピード感を持って対応しなければならないということでございます。そうなりますと、直ちに決定あるいは財政支援のスキームが確定されるという話ではございませんので、ここについてもまだ時間を要する。さらに、それが決定してから土地を探し、そして造成をし、設計をしていくといったことになると、またさらにそこで時間がかかるわけでございます。我々は、公園区域ということも重々承知の上で、ここにはグラウンドがあるので、これを有効活用していただき、一貫校で整備をさせていただきますと整備の時間短縮が図れますと、そういった旨の発言はさせていただきましたが、前段申し上げましたとおり、しかるべき機関を経て協議をし結果が出たものではございませんので、ご理解いただければと思います。

それからまた、大方地区の文教施設、低地でございます文教施設、特に小学校を想定されていようかと思

ますが。その再編についてのお話でございます。これまで、情報防災課を中心に、黒潮町の防災施策の協議をだんだんに進めてきたところでございます。その中でもやはりその児童生徒、こういった方たちの命をいかに守っていくか。こういったことが最重要課題の一つになってございます。その中で、一つは施設自体を事前に高台へ移転しておく。こういったことも大きな有効な手立てであると、そのように認識しているところがございます。

しかしながら、我々が考えておりますこの高台への事前の移転、これは主に防災という切り口で考えているものでございます。当然のことながら、教育現場には教育環境であったりとか、そういったさまざまな判断基準がございますので、この議会が終了後に、この防災担当課と教育委員会とで一度お話し合いをさせていただきたいと思っております。これは、こういう方向で行かしてくださいというお話し合いでなくて、この児童生徒をいかに守っていくか、まずこのお話し合いをさせていただきたい。その中でさまざまな手法等々が出てこようかと思っております。それについては、まただんだんに協議をしていくということになろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

このあたりですね、今の小学校、特にお話、大方地区の小学校のお話もありましたけど。今後のですね、児童数なんかのことも絡めた上でのですね、いろんな再編計画であったり、町長言われるようにですね、子どものやっぱり命を守ると。子どもたちの命を守るということで、今回文教施設にはすべて高台まで上がる避難路をですね、徐々に準備もしておりますし、そういった意味ではですね今までよりも、ほんとにスピード感を持ったですね、対応は、十分に取れてはいると思っております。

ですが、今回大臣にですね、いろんな形でこうやって支援を申し上げた以上ですね、黒潮町としてもですね、じゃあ具体的にその予算がついたら、もしもこういう方向ができるのであればとかですね、もっとより具体的にですね、じゃあこの地域でこういうふうにやっていこうとかですね。なかなか、たればの話で行政の事業進めていくっていうのは難しいかもしれないことかもしれませんが、やはりリーダーで、この地域をですね引っ張っていく、その人間ですね、もう宿命としてこれはですね、こういう町づくりをしていくという方向の中で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

で、もう時間もだんだんないんで、ちょっと次へいきたいと思うんですが。次、3つ目の質問に行きます。

3つ目の質問がですね、これも通告書読みます。

過去の一般質問で、揺れ始めてから5分以内の避難を目指すという答弁を受けているが、現実的には、それは不可能であると考えて。そんな中、現在須崎市では地震津波対応への予防的見地から、地震の予兆現象についての調査を行うと聞いている。この件についても本町で取り組む考えはないか、という質問です。

この質問のですね、前段に自分の中でですね、先ほど1番目の質問で申しましたが、どうすればですねその5分ぐらいのその短い時間の中に、町民の命を助けることができるのかなっていうのがですね、ほんとに自分の中に与えられた命題と思ってですね、いろんな方向から自分もこう考えました。

それで、12月の議会の中で一般質問したときですね、その5分間というのは、揺れも含めた時間からの5分間かという、もう分かりきったようなですね質問も致しました。揺れ始めてから、2分は揺れ続けて、例えばそれから後、3分間のうちに逃げれと。じゃあ3分間を、1秒1メートル逃げれるとするならですね、わずか200メートルぐらいしか、もう逃げれないと。それが現実であろうという結論に至ったわけです。そうなったときに、健常者、本当に脚力がある、走って逃げられる、もう自分の力で何とかできるという人たちばかりであればですね、それはそれでもしかしたらという可能性もあると思うんですが。やはり自分が一番心配したの

がですね、そのいわゆる生活弱者、ほんとに普段も寝たきり状態になってですね、家の中で介護されてるような方であったり、いろんな身体不自由でですね、目が見えない、耳が聞こえない。いろんな形でですね、体の中に、こういろんな障害持たれている方たちがですね、果たしてこの時間の中でですね、逃げ切れるのなかったというのをですね、ずっと自分の中でそのいろんな方向から考えました。

今、じゃあ国はですね、どこまでこの地震予知についての取り組みを進めているのかなと思ってですね、僕、国の今の現状なんかも含めてですね、ちょっと自分なりにいろんな方向から調べていくとですね、国は結局のところですね、今の例のあの地震速報ですかね。揺れ始める前、P波とS波の間のわずかなあの時間。まずP波を感知したら、次はS波が来ますよということで、プライマリーの初期微動が発生して、それから何秒か後に、次、セカンダリーの本当の本震が来ると、大きな揺れが来ると。その間だけ身構えてくださいと。今からできる範囲のこと、この何秒間の間に対応してくださいという、そのぐらいのですね、言えば起きてから何とかするというところがメインにですね対応されていると。

特に、長期での地震の今のその地震予知ですね。長期での予知は国もやってますし、東海地方なんかではですね、もうある程度はですね地震が起こりそうなある程度のところの現状は、その時点では把握できるというようなところも聞いていますけど。基本的にはですね、その短期の予知。いわゆる1週間とかですね、何時間とかですね、何日とかですねいうところは、国は、逆に言えばですね、自分個人的にこれ思うんですが、ある程度のところ分かってても発表ができないんじゃないかな。発表をようしないんじゃないかなというふうに、自分の中でいろいろ調べていく中で考えました。

というのが、例えば今から2日後に来ますよとか、今から何時間後に来る可能性がありますよ、と言ったときに、経済活動へどれだけのダメージ与えるのか、人心がどういうふうなパニック状態引き起こす可能性があるのかとかですね。そういう、もしもそういうことを発表した場合の負の部分でですね国は考えて、なかなかこの発表には踏み切れないと。また、もしもそれが発表して来なかったとき、逆に何もなかったとき、じゃあ国はどういうふうにそれに対して責任を取らされるのかとかですね、いろんな角度から国は短期の予知の発表っていうのはですね、今の現状も含めて、できないんじゃないかなというふうに考えたわけです。

それで自分でこういろいろですね、こう逡巡（しゅんじゅん）している、自分の中で思い悩んでる中でですね、皆さんもですねこの本読んだことある方おられると思いますけど。南海地震は予知できるという、中村不二夫さんですね。宇佐の、今は自主防災の会長さんもやられてる方だと思うんですが。この方がですね書かれた本を見たときにですね、何となくですね自分の中でふと、こう迷信めいたもの。昔からですね言い伝えのように語り継がれてきた、ねえ、今回の東北の大震災でも、地震が来たら大きな揺れがあったら、とにかく逃げろと。次は、津波来るぞということは例の津波でんでんことという言葉の中に出てきたように、ずうっと伝承的に伝えられてきた言葉が、残っているわけですよ。それとおなじような感覚で、もしかしたらですね、もしかしたらこういうある意味迷信めいたこと、今は科学的にもきちんとした実証ができてないことであってもですね、この中村さんが本当にすごいなと思うのは、高知県海岸部から徳島県までずうっと、これ自分で歩かれて、いろいろな証言を拾ってですね、これは昭和の南海地震なんですけど、その前にどういうことがあった。その地震の前後にどんなことがあったのかっていうのをですね、聞き取りをしてこの1冊の本にまとめるわけなんです。

その中にですね、ある一定皆さんがですね、おなじような感覚で、いやこういう現象がありましたよと。何日前から、こんなことがあった。何時間前にはこんなことも起こったというがですね、この中に出てきます。

で、私はですね今回その須崎市が、これについて市の単費をつけてですね、その調査費用もつけてですね、取り組みを始めたという記事を見たときに、もしかしたら冒頭言ったようにですね、何らかの施策でですね自

分たちが今まではある意味受身的なこの地震の対策をしていたのが、ある意味能動的、自分たちがアクティブにですね積極的に動いていく、その対策がもしかしたら取れるんじゃないかなという思いの中でですね、今回の質問もしています。

ですから、科学的な知見であったりとかですね、じゃあその化学的根拠はっていう部分を言われると、なかなか今の地震予知の中でもですね、はっきり確定的なものがいえない中で、これが絶対間違いないんですよ、ということは私もまだ絶対これはよう言いません。よう言いませんが、昔から言われた、地震の起こる前にです井戸枯れがあったとかですね、地下水位が低下したとか、漁師さんがですね、沖へ出たときに海の中にごりを見たとか、網を引き揚げてみたら、普段とは全く違うヘドロのような泥が揚がってきたとかですね、ものすごい悪臭を感じたとかですね、そういう表現がいっぱい出てきてますね。

もしかしたら私は、そういう前兆現象自体をですね、自分たちが知ることによって次の一手がですね、もっと効果的な一手が打てるんじゃないかなと、いうことで今回この質問を取り上げました。これについては、県議会でもですね質問として取り上げられて、尾崎知事がですね、大西町長言われるように、あらゆる可能性を排除せずにですね、いろんな方向から検討してみる、研究してみるというような趣旨のことをですね、ご発言なさったように伺ってるんですが。

黒潮町ですね、どうでしょうこのあたり、この通告書出す前からですねもしかしたらある一定考えられていたのかもしれないんですが、今の現状含めてですね、この地震予知のところ。町自体ですね、国も県ももちろん交えてでいいんですけど、そういう考えあるのかなのか、まず1点お聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

3点目の地震予知の活動についてのご質問にお答え致します。

これまでも当町と致しましても、国に、地震予知という観点から観測体制の整備の拡充については要望してまいりましたけれども、町独自で予兆現象の調査を行うといったことは想定しておりませんでした。従いまして、須崎市が行う調査についての説明となりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

また、須崎市に問い合わせたところ、直ちに予兆現象の調査を行うということではなく、事業可能な観測手法の抽出等々を行うといったことをございます。それからまた、議員ご指摘になりました点、これまさにあの須崎市のコンセプト全く合致するものでございます。それらについても議員がご承知のところであろうかと思っておりますけれども、まずは通告書に基づき答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、想定している手法についてでございます。予兆現象をとらえる手法でございます。こちらにつきましては、前兆現象として地下水位の異常低下が予想される市内の海岸3カ所に測点を設定し、その側線上にそれぞれ5本の地下水位間測位を設置。インターネットによる24時間のリアルタイム観測網を構築した上で、宏観異常現象の通報情報を統合的に管理するとなっております。つまり、地下水位の観測ネットワークをまず構築し、そこに宏観異常現象、これの通報。いわゆる宏観異常現象と申しますのは、先ほど議員がご指摘なされました、さまざまな地鳴りであったりとか水位の低下、あるいは超短波による耳鳴りであったりとか。これまで伝承等々で残されてきた部分。これらがひとくくりとなって宏観異常現象と呼ぶそうでございますけれども。これらの通報情報を含め、統合的に管理をします。こういったことがまず最重要課題ととらえているそうでございます。

そして今回の須崎市の提案で、これまでの予知防災の観点と大きく異なったコンセプトがございます。それが、各々の行動判断の参考となるべき情報を、地域住民や自主防災組織にリアルタイムに提供する役割を担う

ことにとどめているといったことをございます。これにつきましては議員がご指摘のとおり、本当に発令ができるのか。災害対策基本法第60条、これに基づき市町村長は退避勧告、指示を出せることになっておりますが、これが本当にできるのか、そういった疑問の観点を持った上でのご判断であると認識しております。

つまり、大規模地震対策特別措置法では、場合によっては東海地域での地震の予知は可能という大前提に立ち、気象庁長官からの地震予知情報に基づき、内閣総理大臣が警戒宣言の発令や警戒本部の設置等を行い、国、県、市町村、国民という情報伝達体制が取られ、最終的には、災害対策基本法に基づく避難勧告や避難指示の発令を想定しているのに対し、須崎市では、現在の観測体制に加え、電磁気学などの新たな学問分野からの観測手法を取り入れない限り、地震予知の状況は改善できないとの立場に立ち、自己判断、自己責任による予防措置を講ずることとなっております。つまり、現段階での計画では情報提供にとどめるというものでございます。

しかしながら、複数の自治体が取り組むことにより観測精度の向上やコストの低減につながることは十分考えられます。また、極めて有効な観測手法と思われる光波測量機を用いた地盤変形のリアルタイム観測網につきましては、長い側線が必要なため須崎市内での観測は困難であるけれども、測量線の側線の設置可能な周辺自治体や県が観測網を整備し、その観測データを統合管理システムに取り組むことは、観測精度を向上させる意味においても、極めて重要と指摘されております。

これらを踏まえ、今回の須崎市の提案につきまして、その実効性の判断ができる知識は持ち合わせておりませんが、コンセプトについては、極めて現実的なものになっていると考えております。

まずは、須崎市にさらなる詳細な考え方についてお伺いをし、後に有識者および関係機関のご意見も伺うところから始めさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

町長からですね、大変前向きな発言であろうというふうに私は理解しました。

今回のですね、この前兆現象、予兆現象ですね、というのが再現性があればですね可能性があるということ、ここで取り上げました。過去ですね、例えば安政地震であったり、安政地震の中にですね、そのさっきの井戸枯れの記述があったり、そういうこともやっぱり出てます。ですから、どうしてその井戸枯れが起こるのかというですね、そのメカニズム、その現象についてもですね、ちょっと自分の方でも学会の方で出されてたちょっと資料を見ながらですね、なかなか難しい論文なんですけど、それ読みながら確認もしました。そして自分の中ですね、ある一定、ああ、なるほど。だからこういうふうに地下水が枯れるのかという部分もですね、自分なりに納得いくところまでですね、読み解きました。

それで、ぜひですね、今、町長言われたように、まずポイントはこの中村さんがですねやられたように、この現象というのはですね、高知県全体、また徳島県までおなじような現象が続いたというのはですね、これがまず1つポイントだと思います。そうなったときには、今須崎市で始めたこの取り組みをですね、やはり地域にある周辺自治体がおなじようなですね観測体制、まあ、須崎市がやろうとしていることを本当に学問的に裏付け、またそれを納得できる範囲でですね、確かにそれはいけるという部分になればですね、ぜひ共同でですね、また観測体制も敷きながら、で、黒潮町また海岸部にある清水であったりとかですね、ほかの地域もやっぱり巻き込んでいながら全体でですね、そういう、ある一定だけがですね、例えばこの地域だけが何か変化が起こっているのか。いや、広域的にそれは広がった範囲で起こっているのかとかですね、いろんな側面からやっぱりこれは観測してないと、そういう判断はなかなかできないと思っております。そういった意味で、ぜひそういう

ほかのですね地域に対しても、ある一定手法が確認できたという前提でかまんですけれど、それができたときに町長の中で、まずそれを取り組んでいただけるのかどうかということをですね、それを聞きたいということと。

それからですね、自分なりに、じゃあいかに町民に伝えるかと。例えばですね、具体的にさっき冒頭言ったように、国が踏み込めない部分がそこが一番あると思うんですが。情報を伝えるということで、自主防災。で、地域の方たちにそういう情報を伝えるという手法を取っていくということで、町長からも紹介あったんですが。自分もですね考えたのはですね、じゃあ来るぞとか、今から危ないぞとかいうんじゃないでですね。自分が思ったのはですね、今こういう変異、こういう観測が出てると。だから、この1週間、例えばですよ、もうこれは完全なアイデアなんですけど。例えばこの1週間は、津波避難防災週間にしたいと。だから、この1週間は各家庭においたら、もしも津波が来たら、じゃああなたはどこへ逃げましょう、どこで会いましょう。で、家の中にある装備品はほんとに大丈夫か。どっからどういうふうに避難しましょうとか、各家庭においてはそういう取り組みもできますし。自治体においたらですね、避難場所の備蓄品が本当に大丈夫か、電源設備オーケーか、で緊急に集まる体制は大丈夫か、そういう再確認。また自主防においては、自主防災その地区である各いろいろなですね取り組みはやってると思うんですが、そこらへんの見直しも含めてですね、やっていくとか。それがもっと長期のスパンであれば、そういう月間にするとかですね。

最初は、やはりちょっと調べてみたらですね、地下水位の変異もあまり大きな変化じゃなくてですね、少しずつ、数センチ、数ミリとかいう変異も出るようなこともですね論文の中にありましたが。そこからだんだんですね、ある程度広がってきて、ある一定地盤が隆起した段階でですね、本当にもう誰が見ても分かる、もう地下水完全に枯れたとかですね、井戸水が枯れたとか、前よりえらく水が深いとこいってしまったとかですね、というような感覚で見えてくるらしいです。

そこは、もう自分もですね、らしいという推量でしかちょっとお話できないんで。ちょっと断定的なお話できないんですが。でも、そういうですね、あらかじめそういう予防的なですね措置の中で、本当に体が不自由な方はですね、例えば親戚が中山間地におられる方は、ちょっとだけそちらの中山間地の方でお世話してもらとかですね、ちょっとだけ移動してもらとか。そういうあらかじめの対策をすることによってですね、いわゆる救助しようとした人、また、逃げようとした人が同時に被災するというようなことをですね、防いでいくような手だてであったりとかですね。もしかしらですね、そういった前向きな対策がですね取れるんじゃないかなというふうに、自分の中でですねすごく思います。

もちろんその中にはですね、町長も心配されるようにいろんな啓発、啓蒙活動であったりですね、そういうパニックにならないような手だてをあらかじめですね、そういう勉強会なりいろんなことやっておくとかですね、そういう手段もちろん必要であろうと思いますけど。

そういうことも含めてですね、町長のまた答弁をですね、いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど答弁申し上げましたように、まずは詳細な聞き取りから始めたいと思います。

それからまた、須崎市さんから頂きました資料、提出資料につきまして拝見させていただきますと、かなり詳細な想定がされております。先ほどから申し上げていただいております指示の問題であったりとか、情報伝達、あるいはパニックになったらどうするのか。そういったことについても、かなり詳細に設定がされておりますので、相当進んでいる事例であると考えております。それを参考にさせていただきながら、今後協議をさせていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

町長がですね、本当に前向きに取り組んでいただけるというお話をいただいておりますので、もうこれ以上の津波対策についてですね、質問はしませんが。ぜひですね、本当に町民の命を守るという、その1点においてですね、しっかりとですねよろしくお願ひしたいと思います。

そしたらですね、もう時間もだいぶなくなってきましたので、最後の質問いきたいと思います。

この質問ですね、町長にとりましてはかなり頭の痛い問題かもしれないんですが、ぜひこれについてもですね、よろしくお願ひしたいと思うんですが。

通告書読んでみます。

24年度の施政方針についてということ。

以前から、何度も大西町長の目指すまちづくりについて質問を繰り返してきた。ちょうど町長就任2年を経過し、今回の施政方針の中に、より具体的な政治目標が盛り込まれるかと期待をしていたが、私には結果として、まだその姿が見えてこない。施政方針全般につき町長の考えを問う、という質問であります。

で、これについてはですね、以前より、いろんな角度からですね質問さしていただいたんですが、町長が目指すですね、その黒潮町の発展していくであろうその方程式を、1枚もんのペーパーでいいので、町長はこんなふうにしてこの町を発展さしていく。みんなに希望が持てる、みんながこんなふうになっていくよっていうのをですね、見せていただきたいということで、一番最初ですね答弁では、分かりました、じゃあその年の最後には出しましょうというお話でありましたが、まだそれは見せていただいておりません。

だからこれにつきましてはですね、なかなか難しい。大変ですね難しい問題であろうと思いますが、やはり町民にとってもですね、町長にこの町をですね託している以上、この町をどんなふうにしていくのか。この町をどんなふう発展さしていく町長が考えを持っているのか。それを明確にですね、その示すということは、私は大変大事なことだと、そういうふうに思っています。

それで、まず1点ですね、お聞きしたいのが、町長が以前から言うPDCAですね。Plan、Do、Check、Action。いわゆる計画して、実行して、それを精査して、次へまた生かしていくというPDCAなんですが、町長、これ大事だと思っていますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずは通告書に基づき答弁をさしていただき、その後PDCAのお話にさしていただきたいと思います。

まず、具体的な政治目標という質問と質問趣旨とずれがあるかと思いますが、基本姿勢に基づき総論的に答弁をさしていただき、各論につきましては再質問で掘り下げいただければと思います。

まず、目指す町の在り方でございますけども、3月議会でお示ししました施政方針の再後段に記載をさしていただいております。若干、朗読をさせていただきます。

行政機関の本旨は広義の意味での所得再分配であり、そのための施策の遂行でございます。

資本主義社会の中で自由競争によるリノベーションにより経済が発展していく一方で、行政には市場の失敗を正し、広範なセーフティーネットにより弱者となった方を救済していく責務がございます。そして、それらの施策や制度がうまく機能し地域経営が持続的に進むためには、こっからが私の思いでございますけれども、ソーシャルキャピタルが十分な厚みを持って社会に存在している必要がございます。自発的な協力関係が生ま

れやすく、社会的安定性を増す信頼、共感や他者の利益を第一に考え、ボランティアな行動を誘発する規範、そして社会環境を垂直的なものから水平的なものにし、つながりをより自発的にかつ強固なものにするネットワーク、これらのソーシャルキャピタルが充実している社会。これが私の目指す社会でございます。町の姿でございます。

豊かな人間関係が円滑な社会の充実に寄与し、つながりや他者への関心は自発的なセーフティーネットとなり、さまざまな有機的福祉効果をもたらす。町の将来、社会の将来はこうあるべきであると考えております。

そして、併せて重要なのは、それを支える生産活動、それが活発であるということであると考えております。その生産活動につきまして、施政方針に個々の事業については記載させていただいておりますので、そこに載っていない部分の主なものについて若干お時間を頂き、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、生産活動が活発であるということ。これは雇用という切り口から、一つは見るができると思っております。そういった見地で、お聞きいただければと思います。

まず、これまでも答弁してまいりましたがソーシャルワークでございます。こちらにつきましては、地域課題を解決しなければならない。そういった露出した課題、あるいは潜在的な課題、こういったものに解決のニーズがあるわけでございますから、当然ここには公的資金を投入する支出根拠がある。あるいは雇用の受け皿となる可能性がある。これは言うまでもないところでございます。

代表例と致しまして、あつたかふれあいセンターのお話をよくさせていただきます。これは既存スキームにのっとった事業であり、恒久的とは言えないものでございますけれども、ある一定、継続的かつ安定的な雇用であると思っております。

また、これも前段答弁させていただきましたが、今回あつたかふれあいセンターの事業を導入するに当たり、平成23年のこぶしの施設につきましては、単独事業として、テストケースとして導入をさせていただきました。しかしながら、今回の北郷地域に導入したあつたかふれあいセンター、ならびにあつたかふれあいセンター北郷とこぶしのネットワーク、これにつきましては地域課題を解決する手法、そういった観点から導入させていただいたものでございます。このソーシャルワークは、これから雇用の受け皿となることが大変大きく期待されるところでございます。また、雇用の問題を解決すると同時に地域の課題が解決できる、こういった二面性も持ち合わせておりますので、ソーシャルワークについては、今後ますます力を入れ、発展させていく必要があると思っております。

次に、農業の問題について若干触れたいと思っております。

本来でございましたら、施政方針の中の個別の所に農業公社のお話を載せていただければならないタイミングでございました。しかしながら、これまで答弁させていただきましたように地下水の水質、あるいは水量の問題で約1年の先送りとなった事業でございます。こちらにつきましては、現在、県と町で行っております新規就農者研修事業、ならびに国が新設しました制度、経営開始型の支援メニュー、これらをベストミックス、兼ね備えた公社の設立。いわゆる新規就農者を輩出していくためのシステムでございます。これらのシステムの有効性につきましては、数年後の独立によって自発的な新たな雇用の場の創出ができること。そして関連雇用の創出ができる。併せて、支援事業によって生産基盤を確立し、再生産の誘発を図ることができるということでございます。これがまず、農業で施政方針に載ってない部分でございます。

それから次に、林業について申し上げます。

経産省のFS事業に手を挙げたことは、これまで委員会等々で説明してまいりましたとおりでございます。この基本思想、まず非常に地方財政の厳しい中で、単一の目的に資本投下をすることが非常に困難となってきてございます。これは、今後ますます困難になってくることが予想されます。そういった観点から、複合メニュー

一についての資本投下を考えなければならないと考えております。今回FS事業で、再生エネルギー、こちらの調査に着手を致します。その中でも、太陽光ならびにバイオマス、こちらにつきまして、積極的に検証、調査をさせていただきたいと思っております。

例えばこのバイオマス、これも議場でも何度も申し上げたところでございますが、まず、エネルギー政策として選択ができるということ。そして環境施策にも資するという。ならびに雇用改善、こういった複合的な効果が見込まれる。こういった観点から、この木質バイオマス、こちらにつきましては積極的な調査検討をさせていただきたいと思っております。

また、商業全般について申し上げます。

特産品開発等の既存の取り組みを行っていることはご承知のところでございます。しかしながら、成功要因が足りないと思っております。この2年間、この事業に携わってまいりまして、プロセスに問題があると、現在のところ認識しております。まずそのプロセスでございますけれども、これもまた答弁と重複致しますが、我々行政職員が一つの経済モデルを構築しようとしましても、我々は全くの素人でございます。まず企画、企画力がなければならない。そして生産基盤がなければならない。そして流通がなければならない、販路がなければならない。これらすべてが不確定要素のままで、現在プログラムが進行中でございます。この不確定要素をいかに埋めていくことができるか、これが大きな成功要因の一つであると考えております。

そしてもう一つ、最近になって私が認識しているところ、外販拠点を持つということでございます。現在のプログラムを消化していく中で、OJTの観点からプログラムが消化されていっているわけでございます。しかしながら、本来の意味でのチェックアクション、先ほど議員が申し上げていただきました、チェックアクション。最低限のコストは確保して、トライアンドエラーを繰り返していくことは、これはもう仕方のないことでございます。しかしながら、そのエラーがしっかりとアクションにつながっていくこと。これが非常に重要でございます。そのためには、完結したモデル、流通販売までの完結したモデルを町が持つ必要がございます。これが成功要因の大きな一つ、外販拠点を持つということになるかと思っております。

しかしながら、この外販拠点を持つとなりますと、非常にリスクも高く、また相当の精度を持ったマーケティングが必要となってまいります。今回、この外販拠点を持つ重要性について認識は致しましたけれど、現在の職員体制ではなかなか精度の高いマーケティングを行うことはできません。これは現実的問題でございます。

しかしながら、マーケティングを行った上で、成功できるとなる調査結果が出るとことを予想しますと、やはり踏み込まざるを得ないと考えております。従いまして、マンパワー不足をいかに補うか、こういった手法が必要になってまいります。現在、総務省の調査事業に高知大学と連携をして手を挙げさせていただいております。こちらにつきましては、1点に絞った調査事業、いわゆる黒潮町の生産品の供給能力、それから外販拠点の調査、これについてでございます。こちらについて高知大学のカリキュラムとして取り組んでいただき、学生のマンパワーをお借りすることができる、そういったことになってございます。

併せて、現在整備を進めております、道の駅、あるいは入野駅前再開発等々につきましては、商業機能の集積等、これは現道沿線ということから、経済効果を直接的に吸収できると考えてございます。

これらが施政方針に載ってない主なものでございますが、その全般について若干触れたいと思っております。

まず、先ほど申し上げましたマーケティングの重要性。こちらについてマンパワーが不足しているということをお知らせしました。これは、産業推進室だけの問題ではなくて、全庁的に新たな取り組みをしようとするときに、恒常的なマンパワーの不足が現段階の現状でございます。これをいかに解決した後に、新たなメニューに取り組んでいくか、こういったことが大変重要になってまいります。しかしながら、スピード感を持った対応をしなければならないことから、とにかく選択肢としてテーブルの上に乗せ、その中で取捨選択をし、優先

順位をつけ、その上にさらに労力と相談をし、各課に事業を配置する。これが非常に重要な作業となってまいります。先ほど申し上げさせていただきました事業につきましては、お聞きになっていただくと分かるように、各課にバランス良くと言えるかどうか分かりませんが、幅広い各課に事業を配置しているということでございます。現実的に1つの事業に労力を集中していくということが非常に組織として難しい状況の中で、こういった労力と相談し各課に事業を配置する、こういった手法が大変必要になってくると認識しております。

それからまたPDCAのお話でございます。先ほども、若干その外販拠点のくんだりでPDCAのお話をさせていただきましたけれども、現在、黒潮町でPDCAが機能しているといった状況にはございません。事業単で、まず総合振興計画の事業評価、行政評価をやっていただいております。これはあくまでも事業単体でございます。むしろ私どもが求めるものにつきましては、監査委員さん、こちらからのご意見でございます。監査が終わった後に、必ず代表監査からご意見をいただくようにしております。その中で、最も言われるのが事業費のバランスでございます。黒潮町の目指す方向性と事業費のバランスが整っているか。これについてでございます。

ご意見をお伺いしますと、産業振興への資金配分が足りない、そういったご指摘をいただいているところでございます。これがしっかり来年度予算に反映され、なおかつそのチェックがいただける。こういった状況が大変重要になってくると思っております。

こちらにつきましては、我々行政の中でも努力をしていかなければならないこととございますけれども、ぜひ議会の方、あるいは監査の方からも厳しいご指摘、ご指導等々いただきながら、取り組んでいきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

監査委員からですね、ぜひ指摘をとということだったので、実はですねそれも言おうと思ってました。すみません。

まず、冒頭私、PDCA 何で大事だ、町長自体がですねほんとに大事と思っているのかどうかというのをですねお聞きしたいと思って、その1点についてですね、まずお聞きしたんですが。

町長がですね言わんとすること、この施政方針の中にですね書かれたこと、よく分かります。そういうソーシャルキャピタルなんかを生かしながら、自分たちの町をより良くしていきたいというその考え方も十分分かるんですが。私が言いたいのはですね、何を言いたいかという、具体的なですねやっぱ数値目標であったりですね、その数値が出せるものですよ。数値が出せるものであれば、具体的な数値目標であったり、自分は、じゃあ今回のこの事業をやることによって、どれだけのことをやりたいのかというですね、その細かい部分が見えてこないんで、だから計画をしてもあやふやなものにしかかっていないというのをですね、以前からこれをずっと私は言っているわけです。

先ほど監査委員の方からも指摘をいただきたいというお話でしたので、その点についてですね触れたいと思うんですが。自分たち監査委員にならしていただいてからですね、毎月、例月監査の形で、下のですね出納室の横でいろんな領収書、いろんな事業費の内容であったりとかですねいうのを、ほんとに一枚ずつ全部確認しながらですね毎回見てます。その中で、今、町長言われたように、一番感じるのがですね、そこで支払ったこのお金が本当に効果的に使用されたんだろうか。これが町長が言う、町長が考える町づくりの中の本当に生きたお金として、使われているんだろうかというのですね、一番、私たちというか私個人がですね、その監査しながら感じてる部分です。それを補完する意味においてもですね、町長が、じゃあ今年度は、ここにこれだけのことをやって、これだけのお金を使ったら、これだけの効果が出せると。だから、ここにこういうお金

を使ってるんだっていうですね、それを見せていただきたいというのがですね、もうこれは私、町長が就任して以来からずっとですね、言い続けてる内容です。

で、この施政方針をですね、例えば見せていただいて、町長も後段の部分ですね読まれたんで、私もですね、例えばこの中の部分、幾つか読んでみたいと思うんですけど。

例えば農業振興の部分であれば、後ろの方ですね。担い手不足対策としては、就農研修を支援する新規就農者研修支援事業や新規就農者への最低所得保障対策として新規就農者支援事業を行っていきまస్తుっていうことで終わります。じゃあなくて、これをやったことによって、どれだけの、どれだけのですよ、就農者が増えて、それがどれだけの経済効果を生んで、どれだけこの町にとって発展をしていってかかっていうですね。私が欲しいのは、それをやることによってどれだけの効果を生んで、どれだけ町にとって大事なもんかというですね、それを示すものが欲しいという話です。だから、ここに施政方針で、これはあくまでも大枠的なもの。町の考える、町長が考える、あくまでも大枠的なものかもしれないですが、自分たちの立場で考えたら、今年度はこれを町長はやりたい、これを力を入れてやりたい。そのためには、これだけのお金を入れた。だったらそれに見合うだけの、これだけの効果が出たというですね、いう形がやっぱり見えてないと、その正当なですね評価ができないというのをですね、常に感じます。

以前ですね、ちょっと話それちゃうかもしれないんですけど。産業推進室ができたとき、町長に対して私、質問したことがありますよね。で、あのときに町長に、産業推進室は何のためにあると思うか。この室の本当の意味は何か、ということ聞いたことがあります。その中で、町長の思いですね、町長はこんなふうに考えていきたい、こういうふうにやりたいっていうですねやりとりの中で、町長の頭の中もですね、自分で言うのも変ですけど整理されながら、ああ、こんなふうにやっていきたいとかですねいう思いが、多分あのときに私はできたんじゃないかなってというふうに、ここで質疑しながらですね、感じたんですが。

それとおんなしことですね、特に行政の仕事は本当に多岐にわたって絡んで、地域の人の、それ単体で終わるようなものってまずないですよ。何かをやることによって、次へ波及して、次のことができたなら今度はまた別のものに発展してっていうことで、いろいろなものに絡み合っていきますよね。それとおんなしことで、何か1つ、今回、あったかふれあいセンター。町長お話されたように、すごくいい取り組みだと自分も思います。教育厚生で視察させていただいて、それであそこの中をですね、今回、北郷の施設見させていただいて回る中で、ああ、これはいいと。ここで元気になれば、次への展開が図れる。ここでやれば、例えば医療費が抑制できるとかですね、次の展開、次の展開っていうものがこうイメージがどんどんできてきますよね。あれとおんなし感覚で、1つここに石投げ込んだら、次の展開どういう波紋、波紋ていうかね悪い意味じゃなくて、次の効果を生み出しながら次へ展開をしていってかかっていうのをですね、こう1つのことだけではなくてですね、面全体で広がってというようなイメージの中で、町長にはぜひその具体的なその数字のイメージ。もちろん数字が出せない、例えば今回のその福祉の部分であれば、元気になった、やる気が出た。自分の生きがいを感じたとか、それでも僕は十分やと思いますよ。それが一番大事なことやと思うんで。

そういう効果も含めてですね、すべてひっくるめて、町長の中ですね、今回のこの施政方針の中に書かれた、その何とかします。何とか図っていきます。スポーツによる交流人口の増大も図っていきます。全部、この終わり方しちようわけながですけど。じゃあ、どれだけの交流人口を見込んでいくのか。昨日、小松議員も質問されましたけど、スポーツ振興やっていくんであれば、どれだけじゃあほかの地区から、どれだけの人を見込んでやろうとしてるのか。それに向けて、どれだけお金を突っ込んでいったのかとかですね。そういうもっと具体的なですね、ものがここに全部表すのはもちろん無理だと思うんで、別のものでもいいんでですね、そういうものをですね、作っていただきたいといふふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大変重要な指摘だと思います。近日公開ということで、ご理解いただければと思います。

また、補足させていただきますと、先ほど申し上げていただきました福祉施策、これは最も評価の難しいところであろうかと思っております。実は、ここへ今、取り組みをしております。

まず、現在取り組んでおります、あったかふれいあいセンター、これの進ちょく管理シート。これの作成。これまでになかった、行政の持ってなかったものでございます。これの制作を支持しております。これは、まだもう少し時間がかかろうかと思っております。

それからもう1つ、若干PDCAとのサイクルと一致しているかどうかは疑問が残りますけれども。予算書にも度々出てまいります、高知工科大と連携をしている行政経営プログラム。こちらを導入しまして、24年度については、この最も政策決定の難しい福祉のさまざまな施策の中で、事業の廃止もございました。そのぐらいの予算に影響力を持ったプログラム改善をしているところでございます。こういったことから、しっかりとしたまず事業再編が行われることが大変重要であると、自分なりには考えております。

それからもう1つは、当然監査あるいは議員さんの議会の方から、しっかりとした正当な評価がいただける、チェックがいただける、そういった基礎資料についても整備しなければならぬと考えております。

ただ、全般について整備ができるかどうか分かりませんが、主要なものについてはとにかく取り掛かって、まずそれを例にさしていただきながら各課広げていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

あと3分です。

2番（下村勝幸君）

じゃあ、その内容、もう1点だけ、最後ですよ。

確認したいのが、そういったですね具体的なものを、この施政方針に基づくですね、今年度の町長が目標とする、そういうものを出せるかどうか。それをお示しいただけるのかどうかですね、近日中、近日公開というお話でありましたが。

それをですね、ちょっと最後にお聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ボリューム等々で若干相違はあるかも知れませんが、まず出さしていただきたいと思っております。

（下村議員から「終わります。ありがとうございました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時 55分

再開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5 番（亀沢徳昭君）

午前中の下村議員に続き、震災対策について質問を致します。

下村議員と質問内容がある程度ダブるとは思っていましたが、これほど見事に一致するとは思ってなくてですね、少し戸惑ってるところがありますが、一応通告書に基づき質問を致します。で、ダブりの部分の回答については執行部の方にお任せを致しますので、よろしくお願いをします。

3月31日、内閣府の有識者検討会が公表した驚くべき津波高さの新想定を受け、県はもちろんのこと、当黒潮町に激震が走りました。その後、高知県版の津波浸水予測の概要が9月の10日に公表され、それを受け、黒潮町の震災対策もある程度具体的な対応に取り組めるようになったところです。

そこで、次の3点について質問を致します。

まず、1つ目ですが、避難所、避難施設についてお尋ねをします。

通告書にあるように、知事が打ち出した、いわゆる地下シェルター構想は、昇る場所がなければ、逆に潜ればいいという発想の転換というか、いわゆる逆転の発想であります。その逆転の発想を持ちまして、高台がなければ、じゃあ、ほんたら人工的にこさえという、造成をする考えがないかということについて、まず伺います。

津波避難対策について、知事が打ち出した地下シェルター構想や、国土交通省四国運輸局が進めているノアの箱舟的な、いわゆる津波対応型救命艇計画が新聞紙上に登載され、高知新聞の声ひろばの欄にもいろいろな意見が寄せられ、話題になってるところです。地下シェルター構想は、これは午前中の町長の答弁にもありましたように、高知工科大での検討委員会で、まあ構造的には十分可能であるという指摘を受けておるところです。

また、国土交通省四国運輸局が計画を進めておるところの津波対応型救命艇計画では、いわゆる既存の救命艇技術を活用することで構造的には可能なものであるが、この2つについては午前中にも同じような質問があったわけですが、いろんな技術的なものなども検討していく中で一番大きな問題となるのは、いわゆる入り口を閉めるタイミングと、その閉める人の精神面が非常に大きな問題としてのし掛かってくるんじゃないかということ、これも午前中の質問にあったところです。

この点、私が今から提案する、この人口高台造成というのは、まあ既存の土木建設技術で十分対応できるので、先に言いました、この出入り口の閉めるタイミングとか、閉める人の精神面等の問題点もないです。また、避難道の建設についてもですね、これはもういろんな方面からいろんな形の避難道が建設と同時に出来上がっていくという、非常に便利なというか、優れた工法ではないかというふうに思っております。

そして、そのもう1つの大きな特徴はですね、いわゆる地下シェルターにしても、それから救命艇にしてもですね、いわゆるその後の保守点検という面について非常にお金もコストも掛かってきますが、この高台ということについてはですね、それほどの保守にも、それから点検するにもコストというものは掛からず、非常に優れてると思います。そして、この高台にすることによって、普段その高台に上がってですね、町民の憩いの場として活用することも考えられると。

また、これは液状化現象等の対策も必要とは思いますが、今ある既存の、いわゆるあかつき館、それからふるさと総合センターですかね。あの建物をすっぽり囲うような形の高台を建設するという考えもできると思います。そうすると、今現在ある施設はそのまま使い、その上に避難場所としての高台があるというようなことも考えられるんじゃないかと思います。今言ったことを踏まえて、まあ高台がなければ、じゃあ造りましょうという構想を聞きたいわけですが、これについてはもう午前中同様な質問をしましたので。

それと同時にですね、私がつ心配してるのがですね、この松原です。松原の松。これは、まあ先の東日本大震災でも分かるようにですね、津波には非常に弱い木です。根が横に張ってますので、根が深く地中に入り込んでないということで、津波には非常に弱い木とされております。で、その松がですね、津波によって押し流され、被害を甚大にしたという報告も挙がっておるところです。

その松を守るという意味合いからもですね、いわゆる現在、正式な名称はあれですけど、いわゆる公園道路といますか、あれを最低限、レベル1の津波高さまでかさ上げし、それによって松原の松を守ると同時にですね、まあ当黒潮町の目玉の一つになって、より多くの方が。サーファーですね。サーファーとか、それから観光客の避難場所にもなるんじゃないかというふうに考えられております。そのことについて、今言ったその公園道路をかさ上げして、そこに避難場所とするということ。

それから、これもまた午前中、まさかここまで町長が答弁があるとは思ってなかったがです。いわゆる複合施設です。いわゆる高台の上にシェルターなり、避難タワーなりというふうにする考えがないかということをお伺いしたいわけですが、よろしく。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

亀沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、県の方の避難シェルターについてのワーキンググループが一体どのような内容を検討しなければならぬと認識されておるのかをまず報告させていただいた後に、シェルターと高台についての優位性についての比較について述べたいと思います。

まず、県が工科大と連携して行っております避難シェルターの検討委員会、ワーキンググループでございますけれども、先ほど若干、下村議員の答弁の中で触れましたが、詳細についてお時間を頂き、申し上げたいと思います。

まず、設計に必要な前提条件として4件を挙げておられます。

1つは、シェルター構造の二重三重の安全性の確保について。2つ目が、必要な規模の決定方法について。これは、一人当たりの床面積の設定等になってこようかと思えます。また、シェルターに滞在する時間の設定について、ならびにシェルターに備えるべき設備について。これは、トイレであったり、あるいは進入のシューターであったり、ベッドであったり、こういうことになろうかと思っております。これが、まず前提条件として設定される必要があるととらえているところでございます。

次に、技術面での検討項目を報告させていただきます。

まず、構造物に対する項目につきまして。主体構造物の強度の確保、いわゆる水深30メートル以上に耐えられる対応構造、こういったことについてでございます。また、主体構造物や出入口の水に対する密閉性の確保について。これは、震度7への対応も併せたものでございます。また、地盤の液状化に伴う浮力対策について、ならびに漂流物の衝撃荷重への対策について。これらが技術面での検討項目のうち、構造物に対する項目でございます。

次に、技術面での検討項目のうち、滞在中に必要な項目についてでございます。

まず、シェルター内への酸素供給の方法について、ならびに自家発電装置と電源の確保について。そして、シェルター内部と外界との通信機能の確保について、ならびに減圧症対策と。これは、急激な気圧変化が生じる場合についての対応策でございます。これらが技術面での検討項目のうち、滞在中に必要な項目の検討課題となっております。

また、技術面での検討項目のうちの、その他。

これにつきましては議員からもご指摘がございましたが、県内業者で新たな技術開発や整備、維持管理を行う部分について。そして、メンテナンスが必要な部分の頻度や費用についての精査、ならびに実証実験の方法についてでございます。

そして3番目、運用面での検討項目についてでございます。こちらは3点に分かれております。

1点目の精神面への配慮は、閉鎖的空間に長時間滞在することへの精神面への配慮、ならびに出入り口の扉を閉めるタイミング。閉める人の精神面での配慮。こうなっております。

また、救助方法につきまして、津波警報解除後の救助方法について、ならびに上部にがれきに乗るなど、救出までに時間を要する場合の生命維持についてでございます。そのほか、設置する施設の普段の利用。これらについても検討していかなければならないといったような認識で、現在、ワーキンググループの中で検討されているところでございます。

それらを踏まえまして、人工高台との優位性の比較でございますが。まず、この地下シェルターにつきましては、大きく、これまでになかった観点からの施設整備であります。それは、想定フリーということでございます。

黒潮町におきましては、最大津波高34.4メートルが示されたところでございますが、我々がこの34.4メートルという数字をどのようにとらえているか。5メートルと10メートルの差でございましたら、対応策に差が出てくるのは当然であろうかと思っております。しかしながら、30メートルと34メートルで対応が違うかとなりますと、そうはならないと思っております。今回示された数字は30メートルであっても、特に沿岸集落についての対応策は34.4メートルの場合と同一であると、そのように認識しております。

つまり、何メートルに対応するかではなくて想定フリー、いかなる津波が来ても対応可能ですよと、そういった施設が必要である、そのように認識しておりますし。また、その趣旨でこの避難シェルターが県から提案されたと理解しております。

そういったことを考えるときに、シェルターがさまざまな課題を抱えていることを踏まえても想定フリーであるのに対し、人工高台、いわゆる盛り土構造の人工高台の設置につきましては、若干、二度逃げができないという。つまり孤立する可能性、こういったことに、若干シェルターに劣る点があるかと思っております。

構造的に配慮をしますと、山すそを、まあ人工造成で延長してくると、そういった二度逃げのできる高台の構造等々も十分考えられるわけでございますけれども、避難困難地域に施設として有効的に活用できる、機能するための高台造成となりますと、孤立も覚悟しなかなければならない、そういったことになろうかと思っております。

しかしながら、議員からもご指摘ございましたように、この高台については複合施設が可能であるということになります。例えば、人工高台の上に、さらに避難タワーを設ける。あるいは避難艇を設置する。あるいはシェルターを設ける。こういった複合施設としての設置が可能である。そういった所には人工高台に優位性があるかと思っております。

また、私には視点がございましたが、下村議員からのご指摘のとおり、全方向からの避難が可能である。これも大変大きな優位性の一つであると認識しております。

また、松原についてのご質問でございます。

この入野が抱えます、この入野松原。こちらにつきまして、防潮施設としての機能は一体どの程度機能を果たすのか。そういった調査に、先日、大学ならびに県の関係者の方に来ていただき、引き出し検査を行ってまいりました。まだその結果については答申をいただいておりますけれども、十分検討していただいた上で、この松原がどの程度、防潮施設として機能するのか。こういった答申が頂けようかと思っております。

また、公園道路のかさ上げのお話でございます。こちらにつきましては、県議会の一般質問の方でも、地元県議に取り上げていただきました。これらにつきましては、単純に技術的な問題であろうかと思っております。そうなりますと、技術的な専門職を抱えない黒潮町と致しましては、まず技術的な部分をクリアするための有識者へのご意見のお伺い、そういったことが必要になってこようかと思っております。当然、かなり防潮施設としての機能が期待されるわけでございますから、そちらについても積極的に投げ掛けをしていきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

地下シェルターについて、午前中より、より深く回答をいただき、満足をしているところです。

次に移ります。

次はですね、いわゆる中山間地域の震災対策というところで質問を致します。

現在、この国、県と黒潮町が取り組んで、この震災対策というのはですね、いわゆる津波対策が主なものであり、どうしても沿岸地域に目が向きがちになっております。確かに、昨年の東日本大震災を踏まえて各種の報道機関では、震災といえば津波というような形で多く報道をされているわけですが。それはそれで、まあ理解はできます。が、現に私もこの震災対策の質問の第1問目がですね、いわゆる津波対策ということでありました。

この通告書の原稿を書いている中でですね、何か自分で、何か忘れちゃいけないかなと。何かおかしいよという、何か違和感というか、何か忘れておるぞということをおもって、第1問目の原稿を書いていたんですけども。そうだ、これは地震というのは津波だけではじゃないでしょ。いわゆる揺れが伴う。それが地震だということ。ああ、これは、いわゆる沿岸だけじゃない。海岸沿いだけでなく、いわゆる中山間地帯も大きな震度が、震度6から7という大きな揺れが来るんだと。これは津波だけでなくですね、これは全体にひとつ考えていかなきゃならない問題ではないかということに気が付きまして、この質問をしているわけです。

今ここで各議員がいろいろ質問をしている、次に起こるであろう、いわゆる東海、東南海、南海という連動型の地震はですね、沿岸部については津波という、非常に大きな壊滅的な状態を起こすと思います。で、当然、中山間部については、津波の心配は、これはまずないと思いますが。いわゆる震度6から7の非常に強い地震によって、ある程度の被害は受けると思います。

そのときにですね、この津波で被害を受けた、壊滅的な状態になった沿岸部に対して、この復興支援。日本のその震災を受けてない所からの復興支援というものは、私はこの連動型についてが、同時に発生した場合はですね、いわゆる人口密度、あるいは経済効果等を考慮してですね、まず、いわゆる大災害への医療現場でいうところのトリアージ制度的な形で復興が進んでいくのではないかと。いわゆる名古屋とか静岡とかいう、ああいう大都市のどこからまず支援が進んでいくのではないだろうか。で、当黒潮町のような小さな、人口の少ないような所は復興が遅れてくると。1週間、あるいは10日というふうになってくのではないかと私は思っているところです。

そうしたときにですね、その支援をお願いするには、やっぱり地震によって、その被害は多少受けておるかもしれませんが、その津波による壊滅的な被害を免れたですね、いわゆる中山間地帯の方々をお願いをするのではないだろうか。お願いすることになるのではないだろうかというふうに思われます。そのためにも、いわゆる中山間地帯の震災対策もですね十分配慮すべきだと思います。

この件については、昨日の藤本議員の質問と少しダブったところがありますが、あらためて先に述べた観点か

ら、町長の考えを伺います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、亀沢議員の、中山間地域の地震対策についてというご質問にお答えしたいと思います。

これまでも幾つかの説明会でお話ししましたとおり、今回、国が想定した地震というのは、現在の科学的知見の中で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波、地震であり、決して次の南海トラフ沿いにおいて起こる地震、津波を予測したものではございません。しかしながら、最大クラスの地震、津波を考慮した対策は早急に実施していかなければなりません。まずは、最も多くの命にかかわるであろう津波避難対策を、現在、鋭意推進しているところでございます。

その中でですね、少し注意してほしいのは、これまで津波が浸水しないであろうと思われた地域。いわゆる黒潮町には、現在34のそれぞれの地域に津波避難計画があるわけですが、さらに6カ所ほど津波避難計画を作る必要が、今回の公表で表れております。

どこかと申しますと、佐賀地域におきましては、藤縄、大方地域の方で、口湊川、王無、王迎、緑野、錦野。これら6地区はですね、これまで津波避難計画は地域に持ってなかったですけど、今回の公表は、この地域についてもですね、津波避難計画を策定する必要が生まれております。

今、地域担当制の調査をしながら、随時この計画を作っていくわけですけど、さらに今後20メートルメッシュが出ますと、あと2地区ぐらいですね、もしかしたら津波避難計画を策定しなければなりません。このように、これまで津波が来なかつただろうと思われる所についても、今回の公表値は津波の安全範囲からは逃れておりますので、そういう意味ではですね、まあ中山間にとらわれませんが、注意しなければならないことになっております。

そこで、さらに津波は浸水しない、今回の公表でもしない所につきましてはですね、議員おっしゃられるとおり、このような大きな、想定されたような災害が起こった場合の支援地域として。もちろん、地域の方にお願いはしたいと思いますが、その前段にそれぞれの地域の方もですね、さまざまな不安を持たれております。津波の避難リスクは少ないにしてもですね、やはり揺れに対する不安、がけ崩れ等の問題もありますし。

現在、黒潮町が平成23年3月。これは想定前のデータになろうかと思うんですけど、黒潮町耐震改修促進計画の中では、まあ南海地震が次に起こった場合、391人の犠牲者が出るんじゃないかという想定されておりますけれど、そのうちの76パーセントが津波の犠牲者だというふうに想定されております。

それに対して、いわゆる揺れですね。建物とかがけ崩れの犠牲者が19パーセントほどおいでるんじゃないかと。これは、中山間であろうと、そうでなかろうとですね、揺れに対する驚異の数字でございますけれど、こういうふうなことが、実際、計画上も想定されておりますので、中山間地域においてはですね、地震、風水害対策の観点から、職員の地域担当制の中で職員も割り振りしておりますけれど、それぞれの自主防災組織や消防団などと連携をして、危険個所、それから避難場所の確認と対策の検討を進め、それぞれの地域の課題、津波の驚異はなくてもですね、それぞれの地域の課題を洗い出して、地震、風水害時のルールと言われる防災計画を作ってまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

ぜひとも、この中山間地域の地震対策も同じような角度で進めてもらいたいと思っております。

次に、最後の質問に入ります。

これもですね、また見事に当たっております、地震予兆観測についての質問ですが。

これについてはですね、もう下村議員が熱弁を振ってですね、私の方はもう一切、質問する余地のないほどになっておりますので、最後に1つだけ言うておきますが。

この、いわゆる予兆観測については、午前中も町長もある程度の理解を示してくれたところですが。これはですね、例えば今現在は、須崎がその第一声を挙げてるわけですが、これは須崎とか、例えばうちだとかいうだけの観測では駄目です。いわゆる全県的、あるいは本州の方も含めてですね、いわゆるそういう前兆を想定するといいますか、まあ見定める、いわゆるネットワーク的な構築になって初めて正確なというか、より精密度のある予兆ができると思いますので、ぜひともそういう考えを持って、町長にこれから先、取り組んでもらいたいとお願いをして、私の質問を終わります。

(議長から「答弁は」との発言あり)

ありますか。そしたらお願いします。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

実は、先ほどに続いて、少し、もう1回質問いただけるかと思ってましたけど、今のご質問に関連してお答えしたいと思います。

予知のことはですね、町長からまた正式にご答弁あるかと思うんですけど、関連したということで、先ほど下村議員の方から緊急地震速報のP波、S波のお話があったと思うんですね。予知とは少し違うかもしれませんが、揺れが起こる前のことでございます。

P波というのは、いわゆる縦の波で、S波というのは横の波。地震が起こるときに、まずカタカタと来て、大きな揺れが起こるわけですけど、そのカタカタというのがですね、いわゆるP波、速い波ですね。それを使ったシステムが緊急地震速報システムなんですけれど、いわゆるJ-ALERT(ジェイアラート)と連携した取り組みになりますけれど、今月の6月28日木曜日でございます。午前10時15分。この黒潮町、全国の瞬時警報システム、J-ALERT(ジェイアラート)を使用した緊急地震速報の情報伝達訓練を行います。その際に黒潮町ではですね、情報基盤整備で既に整備してる告知端末を使った情報伝達訓練を実施したいと思います。それによって告知端末がですね、自動的に最大音量となります。そして、普段は光らない部分が、まあ派手と申しますか、くるくる回るような形で点滅します。

このことは初めての訓練でございますけれど、それぞれの区長さんとか民生委員さんにご連絡を取らせていただいて実施をして、防災に備える訓練ですね。そういうものをやってみたいと思いますので、ぜひこの場でご報告させていただきたいと思ひまして、まあ質問に対する回答とは少しずれるかもしれませんが、お伝えしたいと思います。

議長 (山本久夫君)

亀沢君。

5番 (亀沢徳昭君)

今のP波、S波のJ-ALERT(ジェイアラート)のことについては、まあ初めてですので、一体どういう警報が鳴って、どういうふうになるのかというのは分かりませんが、それぞれそういうふうに予想、予知について、執行部の方もいろいろ考えてくれてるということが分かりましたので、これでほんとに質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

次の質問者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

今から質問させていただきます。

先の議員がたくさん質問をされて、たくさんの素晴らしい答えをいただきましたけれども、私は私なりの視点で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

少し声が枯れておるかも分かりません。徐々に直るとお思いますので、よろしくお願ひします。

まず第1点目ですが、地震、津波対策についてということでございます。

この件については、先に皆さんにお話ししてありますとおり、1、2、3、4、5 点の質問を致します。順次いきますけれど。

まず、先に県が新聞紙上で発表した地震による津波の浸水域で、白浜や佐賀地域が特に高いが、町はこれらの地域を含め、地震対策に対してどのような防災対策を行うのか聞きます。

まず1点目ですが、町内全域で最大浸水域に対応できる施設や避難道を目指すのか。段階的な高さで整備するのか。また、特にですね、浸水域が高い地域には特別な対策あるのか。これらの点についてお聞き致します。

今、新聞紙上でもニュースでも、毎日のように津波の対策については報道されておりますし、住民の方々も心配されております。佐賀地域なんかについては、避難路、避難道の整備も24年から26年度というようなことで、だんだんに整備が進む予定でございます。全町域に致しますと、まあ60何カ所、それぞれ重要な避難路、避難道がございます。これをですね、全部黒潮町として、一応の対策として仕上げるのに何年かかるのか。ここらもひとつお聞きしたところですが、34.4メートルという、この高い地域までですね一気にやり上げるのかどうか、こういうところを心配しております。

まあ地域によりましては、34メートル。まあ先ほど町長も言っておりましたけど、30メートルも同じだというようなことでございますが。その地域によって20メートルまでやって、25メートルで仕事が終わるのに、あと5メートル一緒にやってくれんかというようなこともあるかと思ひます。

これらも踏まえてですね、まあ町全体で今進めておる事業を何年間で仕上げるのか。この点について、まずお聞き致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の地震津波対策について、通告書にまず基づいてお答えしたいと思います。

津波避難所はですね、2段階の安全度を設定しておって、1000年に一度と言われる頻度で発生する地震、津波に対する避難所の安全度A。これは2012年度の中央防災会議の公表値でございますが、それに対応できる避難所。そして、100年から150年に一度の頻度で発生する地震、津波に対応できる緊急避難所の、安全度Bの避難所。これは2011年3月11日以降、黒潮町基準とした避難所でございますけれど、まず全域でですね、南海トラフ沿いにおいて発生する地震、津波に安全度Bクラスの避難所をですね、全町的に整備を進めていきたいと思ひます。

もちろん可能な所につきましては、安全度Aの所。2012年の中央防災会議の公表値。今考えられる状況の中で、どんな津波が来ても大丈夫というふうなレベルの避難所でございますけれど、そういうふうな整備の方針を持ってあります。ただ、今、山崎議員がご質問されたのは、もう少し具体的なことでございます。じゃあ、

何カ所ぐらいを何年かかってやるかということでございます。

津波避難所につきましては現在 161 カ所ございまして、それを随時、職員の地域担当制が地域に入りながら、地区の自主防の方と、それから消防団の方とかにご協力いただきながら、現在見直しておるところでございます。

そして、今、整備計画として、実際まとめておりますのはですね、約、単独事業として 70 カ所ほどございませぬけれど、それ以外にも単独じゃなくて、国の交付金とかをですね利用しながらする事業があります。それらを基本的には平成 24 年、25 年度に実施していきたいと考えております。ただ、幹線避難道につきましては、さまざまな課題がまだ残っておりまして、用地のことも、確保のことももちろんですけど、国の制度、県の制度が、やはり私どもが要望しているところにまだ至ってないというところもありますので、それについては大きな課題。まだ年度がですね、いつになるかは、少しまだ決まっていませぬけれど、それについてもやはり検討はしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、私が端的に申した、その何年までにできるかという答えはなかったわけですけど、この津波の心配についてはですね、例えば 5 年で終わらそうとか、7 年で終わらそうとかいうことが前提にないとはですね、10 年先にもなったときには、政治も経済も変わってきます。それから、今言う、やろうとしている仕事もですね、環境が変わるかも分かりません。そうした場合に黒潮町民全体が、少なくとも何年にはまあまあのところができるねやということが分からないと困ると思います。ぜひですね、これからの計画の中でも、その何年までにやろうというような腹積もりをしてですね、前に進めていただきたい。

その、何年までやるということが、答えがあればまた聞いておきますけれど、どういたしますか、私はですね、今その震災がまだ起きておりません。まあ 20 年先、30 年先まで内というような話はよく聞きますけれど、その 30 年先ということになりますとですね、今やることが、果たして宙に浮いたような状況もある可能性もあります。逆にですね、今、震災が起きてないときにこそ仕上げておこうと。例えば 5 年なりに仕上げたら、ああ、あとはゆっくり高みの見物じゃというぐらいのですねえ気迫を持って、町長の言われるスピード感、こういうことを図っていただきたい。

そのためには、やっぱり計画の上で、町民には何年ぐらいまでには大体 20 メーターぐらいの高さ、25 メーターの高さであれば避難道も避難路もすべて整いますよということが大事じゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、黒潮町の町長がこれまでも説明してきました防災思想と申しますか、防災計画の中では、この防災に対する事業計画を、短期、中期、長期というふうに分けておりまして、短期というのは、いわゆる 3 年ぐらいをめどにしております。

先ほど私が申しました、24 年、25 年と言ったのはですね、国の現在の制度の中で緊急防災・減災事業債という事業がですね 25 年度までということにはなっております。もちろん町としては、あるいは県としてもですね、強力に国の方には、これは延ばしていただきたいというような要望はしておるところでございます。

それで、その国、県の制度をにらみながら、町の方ももちろんスピード感を持ってですね、やるつもりでございますけれど。どうしても、例えば高台移転なんか、短期でなかなか難しいですよ。まあ、それから文教施設の整備についても、やはり短期ではなかなか現実的でないだろうと思ってる所でございまして、現在の県の動きをですね、少しこの場でお伝えしておきたいと思います。

国、県の動きに、まず町が連動して動いていかなければ、この問題はですね、町独自で何年にやるというようなことは判断できない部分がたくさんありますので、ちょうど今週の月曜日でございます。6月11日でございますけれど、県の方ではですね、津波からの避難方法の選択にかかるガイドライン等の検討会というのが開催されております。

これはどういうふうなことが総括されているかと申しますと、今まで町長が答弁してこられました、南海地震対策高台移転のワーキンググループのこと。それから、津波避難シェルター技術検討会のこと。このへんも含まれたスケジュールが、会の中で明らかにされております。

それは、まず高台移転のワーキンググループのことですけれど、これは県庁内の検討会でございます。それは、大体6月末をめどにですね一定の報告をまとめて、そして、これは国への政策提言という形でまとまってくると思いますけれど、それが6月末をめどにまとまられてきます。

さらに、津波避難シェルターの技術検討会の方でございますけれど、これは10月までに4回ほど会を重ねて、いわゆる外部専門家を含む検討会でございます。技術的な検討をするわけですけれど、10月には中間報告がされる予定でございます。そういうふうな、シェルターの技術検討会。そして、ワーキンググループの報告も、このガイドラインの検討会に挙がってきます。それを踏まえて高知県として、津波から避難する方法の選択のガイドラインが大体8月をめどにですね、まとまると言われております。そして、来年の2月には、それらの制度を含みます、まあ仮称となっておりますけれど、津波に負けない地域を作るための指針というのが、高知県がまとめてきます。

そういうふうな県の動き等を連携しながらですね、町の方も、今、山崎議員が聞かれました具体的な事業を、どういうふうに、いつまでにするかということにつきましてもですね、今後、町自身が地域防災計画の中の津波避難計画になるわけですけれど、それを24年度をめどに県の見直しと併せて実施するわけですけれど、その中でできるだけ明らかにしてお伝えしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、町がいろんな事業を併せて考えておりますので、なかなか難しいというところはあると思いますけれど。私が今聞こうとしようのは、避難路、避難道、それから避難場所、このぐらいですね、町内全体に行きわたるのがいつごろになるかどうかということ、まあ、まずは聞きたいと思っております。

今言う、シェルターとか、高台とか、いろんな施策をせないきません。町は大変じゃと思います。でも、少なくとも今取り掛かった避難路、それから避難場所、ある程度めどがつくのは何年ぐらいじゃと私が言いましたら、いつまでに何かをしてないと大変じゃというような感覚でとられるかも分かりませんが、そうじゃないです。大体、町民に安心していただける年数はいつごろまでに終わらしたいと。それはもう執行部の方の目標じゃろうと思いますので、ひとつそこらあたりを答えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

より具体的な質問でございますので、後で町長の答えもあるかもしれませんが、私の方からまず。

避難路、避難道につきましては、高知県自身が9月をめどにですね、県下全域の避難道、避難路を拾い上げると、すべてまとめるというふうに申しております。それで、当然、町としてもですね、それに合わせた行動をするわけですが、職員の地域担当制を利用しながら、それぞれの地域の避難路の洗い出しを、現在、もう既に進めておりますけれど、7月をめどに、まず避難場所ですね、避難所、避難道の場所を洗い出します。それに基づいて可能な限り、先ほど申しました幹線は別として、24、25、この緊急防災・減災事業債の中でですね実施できるように努めてまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、課長の方としてはなかなか言いづらいところもあるかも分かりませんが、やっぱり気持ち的にですね住民のことを考えたときに、少なくとも今さっきの説明にありましたけど、7月とか8月とか方向性が出たら暫時答えますというような答えでもないですね、何かあります、かにかありますじゃあ、ちょっと答弁にならないかと思えます。

それからですね、この浸水域の高い地域。まあ佐賀とか各海岸沿いの地域ですね。これらの地域に対して、国とか県とかが特別に補助事業をもたらしてくれるというような情報とか、今後の方策はないでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、相当程度の高さの出た浸水区域に対する特別な援助ということでございますけれども、法律的にそういったことが明記されている部分はございません。しかしながら、事業採択の段階においては有利に事業を引っ張ってこれると、そんなには認識しております。

ただし、しっかり地域の中で課題が整理されていて、それに有効的な、こういった対処方法ですよということが明示できないと、これは先ほど申し上げましたように、法律条例の中で、30メートルを超えると手厚く保護をするといったことになっておりませんので、そこらへんはこれから防災課と詳細について詰めていかなければならないところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

何回か質問したけど、かまんがですかね。

（議長から「どうぞ」との発言あり）

まあ町長はですね、本省なんかにも大変力強く働いていただいておりますので、ぜひこの34.4メーターという国内一のニュース性を持った黒潮町ですので、ぜひその補助体制、特別な枠取り、こういうものをですね要望していただきたいと思えます。

これ、何か私が言うとやっぱり堅く聞こえるのでしょうかね。その何か、もっと砕けて入った答弁が欲しいわけですが、まあ、これは私自身の問題ですので、まあ反省しておりますけれど。

ひとつ町長、今後、枠取り、そういうことについて前向きに働いていただけるか、ご返答をお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、法律、あるいは財政支援のスキームが変わらない限り、現行のスキームの中で一生懸命粹取りをしていくと、これがまず1つでございます。

それからもう1つは、3.31の公表以後、最初に開かせていただきました議員協議会でも申しあげましたように、手厚い東海地震対策とは別の法律で私たちの地域は動いております。その補助率のかさ上げ。少なくとも東海地域並みに統一していただく。ここについては、もう最低限の条件であると自分たちは思っております。まずこれを要望させていただいた上で、その次に私たちが要望するのは、市町村の課題がしっかりと的確に国が把握していただける。そういったスキームをご用意いただきたいということでございます。

そういった中で、財政支援の上乗せ。これをまず要望し、なおかつ対象事業の拡大を行っていただく。これが私どもが今行っている要望の最大の点でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、分かりました。

それですね、その避難路ですが。今、佐賀なんかであれば、保育所の裏の道とかいうことで整備を予定されておりますけれど、その高台に上がるときのその高さの表示。これをまあ10メートルメッシュできれば各家庭も高さが分かる。いろんな高さもホームページで分かるというようなお話ですが。その津波の避難路の場所に5メートル間隔とか、10メートル間隔とかにですね、表示板を取り付けていただきたい。これは、あそこへ息を切りながら上がっていたときにですね、えっ、ここら辺りで何メートルだろうかという心配。まだ遠いのか、まだそこまで行き着かないのかという心配がありますので、その高さ表示の表示板なんかを設ける場合にですね、ぜひ併せてですね、その各地域の避難路じゃ、避難場所の位置には、その表示をしていただくということをお願いしたいと思います。

課長、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、お答えしたいと思います。

藤本議員のときに、少しお答えしたこととダブると思うんですけど、町がこの24年度中に表示板によって標高表示をする事業をやりたいと思っております。

まだ、どの場所に何個とかいうふうなところまでは公表できない状況でございますけれど、できるだけ住民の方、たくさんの方がご安心できるようにですね、多く作っていききたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

それからですね、雨天の場合を心配するのですが。

ああいう山道なんかにつきましては、こけが生えてですね、なかなか歩きにくい。雨天とか湿気がある場合は、これらの面もですね、行政も地域と話し合われてですね、できるだけ滑り止めがあるような、そういう施

策も考えていただきたいと思いますが。

この点もひとつお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

今後、実際に整備します避難道の整備の設計の上ですね、十分考慮していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それではですね、次に2点目ですが、町内水道タンク等の耐震性は大丈夫でしょうかという質問でございます。

黒潮町内には多分、何件か大きなタンク、それから簡易のタンク、それぞれ備えられていると思います。各地域にあると思いますが。これらの耐震性は現在どのように確認されているか、その機能は少々の地震では果たされるのか果たされないのか、そこらお願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

山崎議員の2番目の、町内の水道タンクの耐震性は大丈夫か、についてお答え致します。

黒潮町の保有する水道施設のどれもが重要な役割を担うライフラインであることは言うまでもないことです。これらが大地震によって被害を受け、2次災害を招かないことはもちろん、震災時、そして震災後においても、その機能が寸断されずに安全に水を供給できる構造物ではなくてはならないところでございます。そのためには、耐震診断によって現況の安全性を把握して、適切な措置を講じて維持管理に努めることが重要となっております。

町内の水道タンクの耐震性は大丈夫かのご質問でございますけれども、平成22年3月に黒潮町水道事業基本計画を作成致しました。その中に、施設の耐震化計画というものも持っております。近い将来その発生が懸念されている南海地震に対する対策として、基幹施設の耐震化、応急給水施設の拡充とかを決めてあります。その基幹施設というのが、議員ご質問の配水池、つまり水道タンクに当たります。

その耐震化を進めることに当たりまして、特に上水道の、上川口、鞭にPCタンク、プレキャストの配水池がでございます。これの築造年月日が昭和51年でございます。PCタンクの耐用年数にはまだまだ至ってはございませんけれども、平成7年に阪神・淡路大震災がありまして、その後に耐震基準が見直しされております。昭和51年ですので、当時の耐震基準と、平成7年の阪神・淡路を受けて、平成10年だったかと思っております。耐震基準が見直されまして、その後、17年に耐震診断を致しました。耐震基準が新しくなりますので、古い耐震基準では当然持たないという結果になってございますけれども、全国のPCタンクの状況をいろんな所で調べてみますと、まだ壊れたものがないというふうなことでございまして、実際、耐震補強を要すとされながらも、この上川口と鞭の2つのPCタンクの耐震補強はやってございません。

しかしながら、東日本大震災を受けまして、また耐震基準の見直し等があるかとございます。そういったこともございまして、新たな耐震基準が出た段階で、また耐震補強をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

上水道はしかりですけれども、鈴の配水池が鉄筋コンクリート製でございまして、大変危険な状態ござい

まして、昨年度、新たな水源地も発見されましたことで、現在その耐震化も含めて、施設の更新を行っているところでございます。今日のご質問にありました、全体計画の完了予定はということでございますけれども、現在持っている黒潮町の水道計画の全施設の完了予定は約20年後、平成41年になってございます。

ただ、基幹施設となります配水池ですとか緊急貯水槽といった所は、どうしても震災後に水を蓄えて維持しておかなければなりません。そういった、震災後に早く対応できるような施設には早く耐震化を行って、水道管、特に毛細に至る水道管まですべて耐震化できるわけではございませんので、被災が受ければ、その都度対処して、復旧していくと。そのようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その水道タンクですが、私がこの前、佐賀の荒神山のところにある水道タンクをちょっとのぞくというか、その付近を見たわけですけど。タンクとは別に、排水管からあれはどうするのかな、コンクリの施設があります。かなり外側を見ますと、ひびもかなり入っております。で、これらを見ておるときに、地震が来たらどうなるかなという心配を致しましたので、このような質問をしております。これはまあ、佐賀だけに及ばん、全町的なことじゃと思えます。

で、課長も今、答弁していただきましたけれど、このタンクはですね、地震なんかで意外と今まで揺れたことがないと思えます。今度のその震度7とかいうようなときに、タンクの内部の水質の変化。これは沈殿されたものがかなりあって、混ぜられるがじゃないかという感じもします。

それから、その配管ですか。地震によって配管が壊れたというような状況のときに、そのままタンクの水はもう自然流水。そういうことになるのでしょうか。

それからですね、このタンクの近くは意外と広い場所がありますので、そのタンクに添えて予備タンク。これは今言う、ポリのものでも結構じゃと思えますけれど、避難対策用の予備タンクを併せて備え付けたらどうかというふうに考えます。

で、これらのことを一気にはなかなかいきませんけれど、避難対策とも兼ね合わせて耐震の防止策、それから今言う配管。もし破れたときにはどうなるかということまで考えを深めていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

タンクが破れたときに自然流水になるかということでございますけれども、上川口の配水池には緊急遮断弁を付けてございまして、旧大方地域の3日間を過ごせる水量を確保できる設計でございます。それは震度7には対応してございます。震度6弱で動くということになってますので、当然、震度7の揺れが来ますと作動して、80パーセントの水を蓄えて、残りは皆さんの生活するところに送られるというふうなことの設計で水を保つ計画でございます。

鞭の配水池につきましても、水道事業の計画の中では遮断弁をという計画でございますけれども、何せ水道会計、零細でございまして、一度に大きな事業ができません。現在もその王無の浜の本管の敷設替えをやっている最中で、国道にトンネルを掘って、水道管の敷設替えをやって、耐震性を高めている状況でございます。加

えて、国道 56 号大方改良の進捗に伴って、水道の本管も敷設してまいります。この大方地域を、本管を複路化すること。1 本じゃなくて、2 本で対応することによってできるわけで、一たび事故があっても給水を続けながら復旧ができるといった計画を持ってございます。無論、そのタンクに致しましても耐震化の診断をして、やらなければならない喫緊の課題ではございますけれども、何せお金がないもんでできません。

ただ、佐賀地域については地下水が比較的豊富にありますもので、上水道と違って、比較的、水の水量には困らないのではないかと。電気が復旧すれば、それなりに水の確保もできるのではないかと、そのように考えてございます。

そして、予備タンクでございますけれども。予備タンクにつきましても財政上の理由で、今のところ考えに至っておりません。むしろ、現在、断水になったときには、四万十市から給水車を借りて対応をしているような状況でございます。できますれば、わが町にも給水車を構えて、断水後の応急給水に当たりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、課長も心配しております、その財政の問題がバックにありますので、なかなかそれを前向きに考えるというのが難しいかも分かりませんが、必ず起きる問題じゃと私は思いますので、ここ 5 年、10 年のうちにはですね、できるだけ整備というか、そういう心配のないようにしていただきたい。そういう、頭の中で配慮をしていただきたい。

これはもう財政の問題は、町全体の財政をどう振り分けるかの問題ですので、まあなかなか難しいと思いますので、この問題はこれぐらいで置きます。

それからですね、それでは 3 番目、行政施設の天井落下や窓の耐震策を考えているかという質問でございます。

これはだんだんに本年度のこの補正予算でも、窓の強化ガラスとかいうような設備を実施するというようなこともあります。まあ、それでもですね、公共施設全般について、この震度 7 とかいうような状況ができた場合に、窓ガラスの散乱、それから天井の落下、これらをどのように防ぐか。それから、現状の建物すべてがそれらに対応できているのかどうか、ここを聞きたいと思います。

1 点目よろしく。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、山崎議員の一般質問の地震津波対策についての中です、3 番のご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、建築物の天井など、いわゆる非構造部材についてですが、耐震基準というものがですね、実際ないというように伺っております。近年、大規模地震において構造体、まあ本体ですが、これの被害が軽微な場合でもですね、まあ天井の落下とかいうことがマスコミ等で報道されておりますが、これらにつきましてはですね、基本的に大規模天井といいますか、面積が広いというような意味合いですが、室内プールやホールといった大規模天井ということでございます。

ご質問のことについて私なりにですね専門家に伺ったところ、まあ役場の庁舎等、梁（はり）で区切られた

天井についてはですね、大規模に落下することは基本的に考えにくいということで、耐震補強の必要性はないではなくて薄いというふうなことでありました。

それから、窓ガラスの耐震策についてですが。今、ご質問にもありましたように、全保育所の窓ガラスにつきましては飛散防止措置を講ずるようですね、6月補正に計上しております。

また後でご質問もありますけれども、学校を除く、その他の町の施設につきましてもですね、まあ相当数ありますので、地震、津波対策という全体の中で、どこまで予算化できるかというようなことでですね、全体の中で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

総務課長は、その天井落下については特段決まった耐震性の問題はないと言われましたけれど、最近建てた中学校、佐賀中学校とかについてですね、設計管理上、そういうものが、必要性ができてきている。このように私はある文面で読んだことがあるがですけど。設計管理上、こういう天井じゃないといけませんというのがあるはずですが、それで、今現在の施設で、プール、体育館。それから、まあこういう今さっき、課長は梁（はり）は大丈夫じゃということでございましたけれど、耐震性があるかないか。それから、なくても大丈夫じゃと考えちようがかどうか。ここらの細かいところでですけど、そういう投げやりの話じゃなくて、こういう問題がありますと。これからまた、こういうところに注意していかなければなりませんというぐらいのですね言葉が欲しいなど、私は感じました。

まあ、この天井が落ちるようなことは、通常は我々も今の段階で感じ得ませんけれど、あの3.11の東北のあの地震、津波であればですね、もう一塊もないなというふうに感じます。できれば法律上とか、その管理上必要な整備は、これから整えていくというぐらいの気持ちで取り掛かっていただきたいと思います。

総務課長、お願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

少しぶっきらぼうな答弁になったかもしれませんが、基本的にですね、その耐震基準というようなものはございません。

私の方の手持ち資料なのですが、現在、町内でもですね、学校等の建て替え、改修等をやっておりますが、これらの担当の方もですね、このような資料を収集しております。その中には、今回の東日本大震災を受けて文部省あたりがですね、大規模天井の、まあ学校等の施設の改修の基準づくりというものをですね今年の5月23日付で協議をしておるといような状況もありまして、今までの大規模天井の整備指針といいますか、そういうものは確かにあります。ありますが、耐震基準的なものはありませんので、そのあたりでご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ話がですね、言うたか言わんかっていうような話になりますので、やめておきますけれど。一度ですね、

そういうものがあるないを、ちゃんと一回調べてみてください。私も確認してみます。私は確かに、自分がこの質問に当たって調べてみました。で、ある文面を今ここに、どこへ入ったか上がっておりますので分かりませぬけれど、お互いがこういうことは注意してやっていただきたいと思います。

この天井落下についてはですね、単なる建物の天井が落ちたということではなくて、中で、その日そのときに会議があったり、スポーツがあったり、いろんなことがあるわけです。で、このことについてもですね、次のその防災計画ですか。この指針にもですね、天井落下に要注意というような観点から、そこにおる場合、その建物、不安定なもの建物の中ではこういうことに注意しましょうというような、そういう啓発をやはり含めてやっていただきたいと思います。

だんだんと時間が迫りますので、次へ移ります。

4番ですが、被災した場合のですね、不明住民。被災された場合ですよ、被災された場合の不明住民の身元確認対策は考えているのでしょうかと。住民が被災しても身元確認ができるような対策を講じるべきではないかということですよ。

これはですね、まあ先のその震災でもかなりの人数の方が被災されて、海へ流され、土砂に埋まり、かなりの自衛隊、警察、関係の方々ですね、何カ月も後のその身元不明の方の対策に追われております。これはですね、防災とかいう観点からもですけど、備えあれば憂いなしと言いますので、この震災にもし遭われても、本人の身元がすぐ分かるような。例えばですね、それぞれ家庭で自分の服装、肌着なんかにはですね、お名前と、それから電話番号とか、まあ住所とか、こういうものをですね身に付けておられるような状況を啓発していく必要があると考えます。

それからですね、まあ我々は普通、運転免許証、それから腕時計、それぞれ個性のあるものを持っております。ある程度は判明する場合がありますけれど、私は黒潮町民については、例えばブレスレット、簡単な、まあ腕に輪っかのできるような。もしくは、まあ首に飾れるような、そういうもので氏名や住所とかを身に付けていただくと。こういう癖付けを黒潮町としてですね、啓発の中に組み入れてはどうかと考えて、この質問を致しております。

後ですね、警察のその身元の確認とか、かなりの人とですね経費を費やしてやっております。ぜひ、このことはですね、黒潮町民はみんな、自分のことは自分で、行き先というか、どこにおっても後で分かるというようなことを知らしめておく必要があると思います。

そういうことですね、その町の方はそういう方面について、こんなことはあってはなりませんけれど、今言う、町長は、全町民が安全に避難できるということで全段に取り組んでおりますので、こういうことはないであろうと思いますけれど、実態はそういうことが往々にしてございますので、この点について町の考え方をお伺いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、山崎議員ご質問の1番、地震津波対策についての4番、住民が被災しても身元確認ができるような対策を講じるべきではないかについてお答え致します。

先ほど議員も言われたとおり、また町長も、被害があっても人的な被害はゼロにするというような答弁をしたこともあって、その後、行方不明者ということの答弁になりますので、ちょっと私も苦しいところもございますけれども。

地震、津波対策におきましては、最悪の地震、津波状況においても最小の被害となるような対策を立てなけ

ればならないと思っております。結果として発生した場合の不明住民の身元確認対策は、他の対策も含め、被災後の早期復旧をする上でも具備していかなければならないものと考えております。

議員が言われる身元確認が簡単にできるように、まあ住民の方に印といいますか、名札とかいった質問もございますけれども。まあ名札を付けておっても、相当な津波が来れば、服ははがれ、ほとんど分からないような状況になってくると思いますし、なかなか確認するのもですね困難でなかろうかと思っております。

また、黒潮町の住民にそれぞれ識別できるような印といいますか、そういったものを身に付けさせるということの質問もございましたけれども、なかなか住民の皆さまがそういうふうな気持ちになっていただけるのかなということ、行政としてですね、押し付けになってもいけないのではないかといったことの心配も考えられます。

身元確認につきましては、非常に、ただ今申したように困難性もあると思っておりますけれども、今後の地震、津波対策の見直しの中で関連する情報を収集し、また東日本大震災での身元確認活動などを参考にして、スピード感を持って、より良い対策を講じていきたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

すべてについて、私の本来の求めていることと観点が違いますけれども、行政が町民に押し付けるような、そういう問題じゃないです。これは、住民が生き延びるための手段でございます。だから町民は、少なくとも黒潮町の町民は、皆さんが自分がどこでどう分からなくなっても。それから、高齢者、子どもさん、それぞれ分からなくなった場合でも確認できると。黒潮町民として確認できるという手だてを、行政の方から町民と一緒にやっていこうという、そういう姿勢を出していただきたいと思えます。

そうでなければですね、何もここで備えあれば憂いなしというようなことを私も言いません。それから、できるだけ災害の後で、それぞれ要らん手間暇と言うたら言葉は悪いですけど、要らん財政、要らん人材、こういうものを掛けてですね、後に大変な苦勞をされるわけです。これらをなくすための備えであると、私はこう自覚して申しておりますので、ぜひですね、こういう観点からも防災という中に入れてですね考えていただきたい。

町長、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

当然、さまざまなケースを想定して、事前に対策を講じられるべきものにつきましては、できるだけ事前の対策を講じておくという。これは、防災に挑む姿勢として基本中の基本であると思っております。

まあ、その優先順位の中でどれから取り組んでいくのか。そういったこともしっかり精査する必要があるかと思えます。今後の協議ということで、ご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

はい、分かりました。

まあ、町長よろしく。協議ということで、そういう観点を一つ入れて、計画も立てていただきたいと思えます。

それから、5 番目ですが。今度、被災した場合の申請手続きや補償内容等をですね、住民に早めに説明書を配布すべきではないかということでございます。

これは、被災されたらですね、必ずしなければならない手続き等がございます。

それから、住民が今、何もない時点で、ひょっと自分の家、自分の家族、自分の所得、いろんな面で被害を被ったときにどんな心構えをしていたらいいのかということをお早めに住民に知らしめる。これを、簡潔な資料とか、パンフレットとか、ハンドブックとか、こういうものでお早めお早めに知らしめたらどうかということをお感じしますので、ご質問致します。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは山崎議員の、被災した場合の申請手続き等、住民に早めに説明を配布すべきではないかという質問にお答えしたいと思います。災害、津波、地震については数多くの方が、もう答弁等されておりますが、重複される点もあろうかと思いますが、ご容赦していただいて、まあ答弁という形にさせていただきたいと思っております。

昨年、3月11日、東日本大震災による津波の恐ろしさを目の当たりにし、また今年、3月31日に国が公表した南海トラフの巨大大地震による震度分布、津波高は、幡多地域においては震度6強から7の強い揺れと、津波高が全国一の厳しい数値、最大34.4メートルが黒潮町で発生することが想定されており、発生した場合には広範で大規模な災害が懸念される中、地域住民の不安を少しでも解消できることと思ひ、私たち自治体職員に課せられた課題であると認識しておるところでございます。

そういった中で、黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方として、町長が常におっしゃられておりますが、揺れたら逃げる、より早く、より安全な所へということ。また、避難放棄者を出さないためにも、避難路、避難場所の施設整備を最優先的に進めていかなければならないということをお考えております。

ご質問の、被災した場合の申請手続きや補償内容等の説明書の配布につきましては、避難路、避難場所の整備が進むにつれて、各種支援の申請手引等の整備も考えていかなければならないと思っております。現段階のところ、やはり前段にも述べたように、命の道の整備を精力的に投じて整備していきたいという考えでございますので、このへんご理解していただきたく、答弁に代えさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

津波の関係で30分近くもやっておりますので、早く切り上げたいところがございますが。

その被災の方についてはですね、やはり、すぐやれということではないです。これはまあ、お早めお早めという意味合いで取ってください。で、情報を流す。もし被災されても、こういうことを備えておれば心配ないですよという観点から質問しておりますので、よろしくお願ひします。

その被災のですね、政府とか、それから県とか、まあ町もあるかも分かりませんが、その補償する内容、いろいろございます。災害弔慰金から始まりまして、母子の福祉貸付金とか、それから子どもの関係では、小中学生の就学援助問題とか。それから税金なんかでは、特別措置とかいろいろございます。細かくいろんな部門で、被災された場合にはこういう手だてがありますよということがございますので、これはですね、ぜひこれもですね、その計画。それから、今言う避難路等が整備されて、もし併せてやりたいと思うなら早くやった

方が、越したことはないですけど。財政的にそこまで手が回らないというのであれば、それも致し方ないと思いますけれど、早め早めに町民にはアピールするという姿勢でお願いしたいと思います。

もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

お答え致します。

各種支援ということで答えさしていただきましたが、今、山崎議員がおっしゃられたように、支援の中にも幾つかの支援があります。

例えば、暮らしについての支援とか、医療福祉についての支援とか、住まいについての支援とか、いろいろもろもろの支援がありまして。その中身については、例えば暮らしの支援については、災害救助法に基づいた義援金とか、個々いろいろな支援方法がありますので、そのような方向を今後、避難道、避難場所に進みながら、前向きに進めていきたいという考えをしておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

これはですね、広報を通じてでもいいと思います。シリーズ的にですね小さな枠を取りまして、シリーズ的にこういう補償方法がありますというようなことは、徐々に告知していくというようなこともできるかと思えますので、よろしくをお願いします。

それでは、次にまいります。

2 番目ですが、イベント行事の効果について。

町は、イベントや行事の現状をどのようにとらえていますか。今後どのように発展変化させるのか、考えはありますか。町では年間に多種多様の行事があり、町内向け、あるいは町外向けのイベントが実施されています。これらのイベントで新聞にも報道され、黒潮町民も活力を出し、頑張れることは、素晴らしいことだと思います。しかし、イベントに対する人々の人気は年々変化しています。行政は町民の反応を的確にとらえ、これらの対応を考える必要があると思います。また、イベントには多くの町民や職員の労力や協力が必要ですが、今、上り調子のイベントや、財政的にも効果的にも今考え直すべきものもあるのではと思いますが、次の観点でお聞きします。

4 点ぐらいあるがですけど、1 点ずつお願いします。

イベント行事の件数と、今までの費用は年間どれぐらいですか、お答えください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づき、山崎議員のイベント行事の効果についてのご質問にお答え致します。

町主催のイベントについては、教育委員会と産業推進室とが主に開催しておりますが、併せて産業推進室の方からお答えさせていただきますが、再質問についてはそれぞれでご答弁させていただきます。

まず、イベント行事の件数と費用は年間どれぐらいかというご質問ですが。

産業推進室関係では、砂浜美術館に委託しておりますイベント 3 件、委託料、約、この 3 件については 607 万円。それと、23 年については四国アイランドリーグ。あのファイティングドッグスの公式戦を 2 試合開催致

しまして90万円で、経費を合わせて約697万円となっております。

教育委員会にかんするものは21件で、その費用は補助金として支出しているものを含めると、約607万円です。この内容は、講座、教室、町民大学等は除いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、1番は分かりました。

それでは、2番に移ります。

職員の負担や町民の負担になっているものはないですか。

今、ご答弁いただきましたように、年間で20数件、21件と3件、24件ですか、のイベントをやられてということですが。これらのイベントにはですね、職員の協力、それから町民の協力がなくてはならない、こういうものだと思いますが、これぐらいの件数をやられて、職員はそれでも頑張っておるというわけでございますが。本来、職員も疲れているのではないか、そういうものがあるのではないか、こういう心配もしておりますし、町民から見ても、協力は惜しまないけれども、少し労力的に大変だと感じているようなものもあります。

そういうふうに感じられるものも見えるかと思いますが、町から見てですね、このような負担になつてるようなことは感じませんか。どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

職員の負担や町民の負担になっているものはないですかというご質問ですが。

産業推進室にかんしては、イベントについては砂浜美術館へ委託しているところです。一部ボランティアでご協力をいただいておりますが、ご理解の上のことですので、負担はないと思っております。

また、四国アイランドリーグ、ファイティングドッグスの公式戦については、昨年からは当町で開催していますが、今年より委託で開催することとしていますので、負担はないものと思っております。

教育委員会関係については、参加人数の多い大会や広い範囲で開催する大会などにおいては、町民の皆さまや職員に協力をいただき開催しているところで、この協力がなければ運営ができない大会等があるのが現状です。ボランティアスタッフとして参加していただいている皆さまは、その大会等の趣旨をご理解いただきご協力をいただいているものと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

町は当然、そういうお話になるかと思えます。何々しているものと考えますという考えですが、これはまあ、最後の方の質問でも致しますけれど、やはりその効果、それから労力、こういうものの負担割合はですね、負担がされているものと、そうでないものとの、ある程度、区分けを、判断できるようなものがないといけません。何々していると思えますではいきません。

まあ、次に移りますが。

現状で町が力を入れ、継続必要と考えているものと、今後検討が必要なものがあれば示してください。

お願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

現状で町が力を入れ、継続必要と考えているものと、今後検討が必要なものがあれば示してくださいということですが。

産業推進室の関係については、先ほどからご説明してますように、砂浜美術館へ委託をしている3イベントについては、黒潮町を代表するイベントになっております。今後も継続して開催していきたいというふうに考えております。

教育委員会関係については、現在行っているイベントについては、それぞれの目的を持って行われており、引き続き実施が必要ですので、今のところ廃止について具体的に検討しているものはありませんが、運営方法については検討も必要です。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、そういう答弁でございます。

4番に移ります。

イベントの効果や人気の判断はどのように考えていますか。入り込み客か、住民の満足度か、主催者の満足度か、社会へのアピール度か、費用対効果で考えるか。まあ、こういうような観点があると思いますが。

町は今まで実施されたイベントについて、効果があるかないか。どういう効果を見込んで考えているか。そこらをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは4番目の、イベントの効果や人気の判断はどのように考えているかというご質問ですが。

産業推進室としては、観光振興の観点から考えますと、観光振興の目的は地域の潤いだと思います。イベント等を開催することにより、地域に利益をもたらさなくてはならないと考えております。それには、まず集客数やマスメディアの報道等が一つの指標になると考えます。

教育委員会としては、イベントによる波及効果は判断しかねるところですが、人気の判断は参加者数や入場者数である程度分かります。ということです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

淡々とした返事でありありがとうございます。

このイベントについてはですね、もう少し踏み込んだ効果の見つけ方。それから、目的に合った成果が出るかどうか。こういうところですね、具体的に、例えばいろんな項目について表を作って確認するようにしないとですね、年間1,000万もそこら使ってますね、やっておりますので。まあ今、行政の課長の方では、まあ

今のところは継続してやるものしかないということでございますが。

香川県の方ではですね、そのイベントについて、費用対効果とか、集客数がどうか。それから、環境に対しての、エコに対する問題点ではどうかとか。それから、呼び込んだお客さんの災害とか、補償とか、そういう問題にまで踏み込んでですね、このイベントの監査をやっております。これはまあ、先ほど監査委員さんも、ちょっと意見も出たわけですけど、監査の観点からもまた踏み込んだことをせないきませんけれど、そのイベントというものを、単なる例年の行事で終わらしては駄目だと思います。

確かに、このイベントによって地域の住民が、血もわき躍る、喜びもある、こういう観点ではものすごい素晴らしいもんだと私自身も思いますし、これはこれで四季折々の住民の生活の中に解け込んだものだと思っておりますけれど、今後はですね、これらの効果について、ぜひ町でもですね、どうやってこの効果を目の前の評点としてチェックしていくか、これが大事だと思いますが。

この点について、今後そういう評価表なり、効果表なり、そういうものを設けてチェックしていくかどうかお聞きします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

観光の観点からお話しさせていただきますと、その効果の検証というのは砂浜美術館の方から出しているしております。その中で、その3つのイベントについての、それぞれの内容についての実績報告もいただいております。それである程度、まあ先ほどもご説明をさせていただきましたが、観光振興の方としては、やはりその集客をするということを目安にして、効果の、まあ金額的なものですが、波及効果という計算で出ささせていただきますいております。

それで、委託している分については、23年度については2万8,709人という人が、観光客が訪れていただいております。それで、直接効果については、約8,600万。二次波及効果については、1億3,600万ぐらいの効果が町内で出ていると試算はしております。

あと、それぞれそのイベントに来ていただいた方についても、ご意見なりもいただいておりますが。まあ、そのイベントを実施するということで、特に、反対にこちらからもその効果の実証も必要ですが、こちらからアピールをしていく。町をアピールをしていって、町の観光振興に広げていくというようなことを、現在強く行っております。

それで、特に今年のTシャツアート展なんかも、過去最高の1万4,260人ぐらいも訪れてもらっております。そうした中で、地域の物産なんかも販売なんかもしまして、JAも農産物の販売とかも実施しております、地域のPRにつながるようなことで、どんどん効果を挙げております。

それと、また今年については、その黒潮町のひらひらコーナーというのも設けまして、その地域の町民の方も楽しめるようなイベントにできたんじゃないかというふうに、まあ、ここは数字的には表れないところですけども、効果が出るんじゃないかというふうに、担当としては感じております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

時間がないので、もう返事はよろしいですけど。

例えば、その香川の方の監査の観点から出ている着眼点というものはですね、イベントの計画と、それから

イベントの実施等、事業効果の把握と活用、それから財務、それから危機管理、それから環境への配慮。こういうような観点で、それぞれ。

例えばイベントの計画等であれば、実施の目的および必要性は適切か、職員の人件費を把握しているか、実施主体は適切か、継続実施する必要性はあるか否か。それから、部局間の連携や類似イベントの調整は行われているか。それから、イベントの実施等につきましては、参加者の費用負担は適切か、申し入れ方法は適切か。それから、開催日、会場の設定は適切か、委託は適切に行われているか、実施体制および無償サービスは適切か、予定した参加者数が集まったかどうか、県の無償の広報媒体を活用しているかどうか、広報の効果を把握しているか、というような等々等をですね、まだ細かいとこでありますけれど、こういうことまで公共団体が実施するにはチェックをしておいた方が、住民に対しても、今先ほど課長が言われたように、金額的にも、それから人数的にもこれぐらいですというものをですね、もっと具体的にチェックできるようにされた方がいいんじゃないかと考えます。

この点は、まあ申し添えておきます。

続きまして、3番の教育現場の防災対策についてでございます。

学校の教育現場の中で、地震、津波の防災対策について、現状と今後の対策をどのように考えているか。学校は耐震補強が着々と進んでいると思いますが、巨大地震や津波に対し、児童生徒の安全対策をどのように考えているか、次の点についてお聞き致します。

1、2、3、4点ありますが、まず、第1点目ですが。

これは、先ほども町全体でお聞きしましたけれど、学校等のその天井落下や窓ガラスの破損防止対策について、どのように考えているかお聞きします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、教育現場の防災対策ということでお答えを致します。

総務課長の答弁と若干重複する部分があるかと思いますが、ご容赦願います。

まず1番目のですね、天井の落下や窓ガラスの破損防止対策ということでございますけれども、東日本の大震災ではですね、多くの学校におきまして、天井材の落下などの被害が発生をしまして、一部では人的被害が生じるなど、あらためてその耐震対策の重要性が認識をされてきているところでございます。こうしたことから、非構造部材のですね耐震点検や対策につきましては、耐震補強とともに、速やかに取り組むべき課題であるというふうに考えております。

ご質問の天井落下につきましては、特に致命的な事故となりやすい屋内運動場、まあ体育館でございますけれども、大空間の天井材等の落下防止対策が急務とされております。幸いにして本町の体育館で、つり天井式のものではなく、屋根の下地の地板仕上げということになっております。そういうことから、天井が落下をするということはまず考えられないというふうに思っているところでございます。

それから、窓ガラス飛散防止対策につきましては、平成22年11月にしゅん工をしました入野小学校の校舎の耐震補強工事で降に実施をしまして耐震補強工事。それと、佐賀中学校、三浦小学校の改築におきまして、強化ガラス、あるいは飛散防止フィルム等による対策を講じてきたところでございます。

ガラスの改修につきましては、国においても耐震化対策としましての明確な安全基準というものが定められているわけではありませんけれども、今後も耐震補強工事に併せてですね、このような対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

その、窓の破損防止、それから天井の落下の防止についてはですね、まあ教育長、まず天井は心配なかろうと。それから窓についても、だんだんとそのフィルムなり、強化ガラスなりで整備していくということでございますので、一安心ではございます。

ただ、先般の議員が質問もありましたように、その学校の生徒に対するヘルメット。この問題を感じますけれど。この津波とか地震が大きいのが来るとかということがなければですね、まあ、どうかと思うがですけど。この予測されてる大震災について、ヘルメットなんかはですね、教材備品。まあ言うなれば、学校で備えておくべきものであるというふうな観点に立つべきじゃと私は思います。で、各自が構えたり、どこその学校で何を構えとかいうような、その程度のものじゃなくて、教育委員会の現場すべてについてヘルメットを用意さすというぐらいの必要性があるのではないかと思います。

ヘルメットの着用について、その備品の備えについてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ヘルメットにつきましては、今日の議員のご質問でも答弁を致しました。

基本的にはですね、まあ備えていくということできたいと思っております。

ただ、ヘルメットの方がいいか、あるいは防災ずきんがいいかといったところはですね、各学校の状況等もありますので、一律にヘルメットというふうな形にはならないかというふうに思っております。

いずれにしましても、備えていくという方向で検討したいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

初めて、なかなかええ返事をいただきました。

まあ、これはですね、どちらがええかという問題じゃなくて、学校で安全対策のために備えるということで、よろしく願います。

2 番目ですが、学校の避難組織について、先生方の配置や意思疎通は十分かという質問でございます。この点についてお聞きします。

以上です。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

学校の避難組織について、先生方ですね配置、それから意思疎通については十分かということでございます。

議員もですね、教育次長をなされておりましたので、学校の状況というのはある程度把握されているというふうに思っております。まあ職員はですね、地震、津波防災マニュアルに示された、それぞれの役割。これに基づきまして、基本的に行動していくということになっております。

東日本大震災以降ですね、先生方の認識も大きく変わってきたというふうに考えております。これからもですね、さまざまな形での避難訓練、あるいは研修等をですね重ねていながらですね、教職員の防災への意識を高めるとともにですね、意思の疎通というものを一層図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

学校の先生方は、それぞれまあ平常時はかまんわけですけど、この緊急時に全員が学校にそろっていると、そのような状態は意外と少ないのではないかと考えております。

それで、こういう危機的な災害の点についてはですね、よほど普段から先生方の意思疎通、それから連絡網、そういうものを備えておかないといけませんし、だんだんと子どもの数も減りつつありますけれど、先生の数も、それに併せて減っているような状態ではないかと思えます。先生方が子どもたちに対して十分な安全策が取れるのか。それから、子どもたちに対する普段の配慮とかがあると思えますけれど、まあ今、教育長は、まあ、それぞれ取れるというような感じで答えておられます。

先生方の悩みとか、それからそのようなお話を教育委員会の中でお互いが協議して、よし、子どもたちのためにいつでも震災に対しては心配ないというような配慮までされて、その配置されてるのか、十分な配置になってるのか、なっていないのかは妙に分かりませんが、まあ心配なければいいですけど。

もう一度、心配あるかないかお聞かせください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先生方の配置につきましては、児童生徒数によりまして配置の人数というものが決まっております。また、先生方もですね、この地震、津波対策についてはですね、非常にまあ危機感というか、不安も持たれていると思います。

そういった中でですね、先ほどお答えしましたように、学校が組織として対応できるようなですね取り組みもお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

はい、分かりました。

それから3番ですが、まあ同じようなことですが、地震、津波避難訓練のマニュアル作成や実施内容についてお聞き致します。どのような対応をされているのか。

これはですね、要は先生方の組織の、今言う連絡網。それから、どこへどういうふうに逃げる。それから、保護者とどう連絡取る。こういうようなことまで入ってくるかと思えますけれど。まあ日ごろの、その教育委員会内で決められておる訓練、マニュアル、こういうものをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

学校現場でのですね、まあマニュアルの作成、あるいは訓練の実施内容ということでございます。

町内の各学校におきましては、東日本大震災以後にですね、学校の防災マニュアルの見直しを行いました。その防災マニュアルに基づきまして、これまで訓練を実施をしてきましたけれども、さらに3月31日の中央防災会議の想定を受けてですね、多くの学校が避難場所の変更等を行っております。また、防災マニュアルの見直しも再度行っていくということも、これに伴って生じております。

今年度そういったことを進める中でですね、訓練等につきましては、当然、その内容等も見直して、また今年度におきましては、回数も見直しました。各学校に年間何回以上の訓練を実施してくださいということの、まあ最低限の回数の指定も行っております。それから、訓練の内容につきましては、当然、保育所、あるいは保護者との合同の訓練も計画をしております。それから、9月の町の総合防災訓練にもですね、参加をするという予定にしております。

こういった取り組みをですね、地道に行っていくということになるかと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そのマニュアル等でございますけれど。例えば、あの震災が起きた震度4とか5とかいう警報があったというような場合に、その先生方はどのようにして学校へ集まるのか。これは、震災はいつ来るか分かりませんし、先生方はこの黒潮町内の先生であればまだしも、四万十市とか、四万十町とか、他町村から駆け付けなければならぬ、こういう状況のときに、今言う組織とか、マニュアルとか、こういうものが生かされるのかどうか心配するところでございます。そういう場合の各学校への集まり方をどのように考えているのか。平日だけでなく、その祝祭日、休日等々の場合。

それからですね、学校は町外でもスポーツ大会とか、いろんなまあ学校の行事とかで町外へ出る場合もあります。その場合の、どこで被災されるか分からない状況のときの連絡網も着実に整えているのか。

これらの観点から、教育長にお伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

防災マニュアルにつきましては、まあ基本的にいろんな状況を想定したマニュアルになります。

例えばですね、地震であれば、その震度、地震の大きさ。それから当然、津波ということも想定します。

それから、後の質問とも重複しますが、当然、学校管理下、あるいは在宅時。それから、学校のイベント等でですね外へ出ている状況のときと、いろんなことが想定をされますので、一定その状況を想定してですね、基本的にはマニュアルを作っております。

まあ、そんなに大きくない地震というかですね、大地震でない場合は、当然、参集はできますけれども、大地震になるとですね、参集もなかなかできにくい。それから当然、連絡網も寸断されるという状況になりますので、なかなかマニュアルにあってもですね、その状況にいざ遭遇すると、それどおりにいくかということにもなりますけれども、まあ、あらゆる状況を想定してマニュアルを作っているということにはなっております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

なかなか質問していても、その教育長も大変じゃろうという感じは致します。

現実に震災が起こったときに、マニュアルがあってもなかなかできにくいという場合があります。このようなことではなくてですね、マニュアルこそ本番じゃというぐらいの感じで、校長がどこにおっても、教頭がどこにおっても、連絡がスムーズに取れる。それから、子どもたちの安全、安心、それから保護者への連絡。こういうものがスムーズにいけるという段階まで考えておかないとですね、この問題はなかなか現実とマニュアルとのギャップがあり過ぎては困りますので、ひとつそこらも考慮しながらですね、今後の施策を考えていただきたいと思います。

最後というか、その4番目ですが、同じようなことになりますけれど、被災後の子どもの安全確認について。

これらについてもお伺い致しますが、保護者は一番心配されるのはですね、学校へやった以上は学校の責任において子どもの安全確認を取ってほしいということになるかと思えます。で、日ごろから保護者と学校、それから教職員、教育委員会も含めてお互いの信頼関係にないとですね、とっさの場合にはそれぞれパニックを起します。この子どもの安全確認は、学校においてはこうします。土日においてはこうします。それから今言う、町外活動についてはこうしますというようなことをですね、ぜひ保護者と子ども検討し、より良い計画性のある連絡網。そういうもんを作っていただきたいと思えます。

先ほど私が全般に行政の中で言いました、その身元の確認方法。こういうのもですね教育委員会として、ぜひ子どものしつけという意味合いもあって、自分の氏名はそういう肌着なんかを書いて着用しようというようなことも大事なことでないかと思えます。

最初の質問の中では、そんな押し付けがましいことはできないというような感じでもございましたけれど、私は、これは、特に子どもさんたちの場合には、肌着とかにはその名前を書いて、普段からおろうということをしつけていただきたい。このように感じます。

教育長のお考えをお聞きます。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

4番目のですね、被災後の子どもの安否確認ということについてでございますけれども。まあ、基本的に学校管理下、学校にいるときにはですね、地震が発生すればですね、当然、グラウンドに集合、それからすぐ避難ということになるかと思えます。その時点でですね、まあ、グラウンドに出ていない児童生徒、それがあればですね、また校舎内の確認ということになってきます。

ただ、問題となるのはですね、夜間、それから家にいるときですね。それから、登下校中でございます。こういうときにですね、大地震が起こった場合にはですね、当然、児童生徒の安否確認というものが必要になってきます。しかしながら、大規模な地震、津波の後にはですね、当然、電話が通じないことが考えられます。そういったことから、電子メール等のですね、複数の通信手段。そういったものを確保しておくことも必要かというふうに思っております。登校中、下校中であればですね、当然、通学路の巡視等も可能であれば行が必要です。また、避難場所等のですね確認も必要となってきます。

防災マニュアルではですね、まあ発生状況に合わせてですね、それぞれの対応を示しているところでございますけれども、これと併せてですね、地域の団体、あるいは組織ともですね連携を取ってですね、そういった連絡体制も取っておく必要があろうかというふうに思っております。

それから、身元確認ということについてのその名前ということでございますけれども。基本的に学校では持

ち物には、当然、名前は書いております。ただ、そういった意味での、その名前を書くということについてはですね、今ここでそうしますということはなかなか言えません。これは検討課題だろうというふうに思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ぜひ、教育の観点から、子どもたちに対しては緊張感を持って頑張っていたきたいと思います。時間がなくなりました。次に移ります。

4 番、滞納整理について。

滞納額の整理について、どうすれば減少できるかお聞きします。

法で想定されたことを実行するのが行政の責務であります、現実には実行したい状況をどのように打開すべきか、考えをお聞きします。

1 番目ですが、徴収の原則は、滞納額を住民に納めてもらうことです。長期滞納者の生活状況の把握をして、担税力がある方か、ない方か。担税力がなくて払えないのか、担税力があっても問題があつて払わないのか、そういう方の区別をすべきと考えております。いかがでしょうか。

それからですね、この点はですね、まあ、その滞納された方の気持ちをくみ上げる上で、このような内容についてまでですね町は確認をしておくべきだという意味で、私はとらえております。

まあ第一段階はこのような質問でございますが、要は、今まで何千万か何億かある滞納をどうしたらなくせれるか。これが原点の考えでございますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

それでは、山崎議員のご質問 4、滞納整理についてのカッコ 1 について答弁をさせていただきます。

担税力の有無については、国税徴収法第 141 条、ならびに地方税法第 20 条の 11 に基づく調査をし、財産を発見した場合は、随時差し押さえ等の滞納処分を実施しております。

また、換価できる財産がない場合は、地方税法第 15 条の 7、ならびに黒潮町滞納処分の執行停止に関する要綱に基づき、滞納処分の執行停止を行い、適正な徴収に努めております。

今後も徹底した調査を実施し、公平かつ適正な処理を行います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

淡々と、ありがとうございました。

この問題はですね、確かにその税法上、行政がやるべきこと、決まっております。が、私はこの次の質問にもまた影響、関係がありますので、次の質問を取りあえずつなぎで言います。

2 番目ですけれど、長期延滞は延滞利息が年々増え続けると思いますが、ますます支払いが難しい状況ができることへの対策が必要ではないでしょうか。

例えばですね、5 年以上は延滞利息をとどめて支払える状況を協議し、原資を減らす手だてを決めて、滞納を減額していくしかないのではないかと、そのように考えますが。行政は法を順守しながらも、町独自の条例改正等、柔軟な考え方が必要ではないかということでございます。

あと5分ですが。まあ要は、別段に条例を改正する方法を加えてですね、町長のできる、決済のできる考え方を入れる、そういう条例改正をしてですね、とにかく今、たまってる税金をずうっと置いておかないで、滞納整理月間、まあ滞納整理年間でもかまんですけれど、そういう期間を設けてですね、例えば5,000万なら5,000万の滞納をこの期間に払う意思の方、払う意思のある方。この方にはですね、年間14.6パーセントの延滞金も取らずに、半減するとか、何パーセントかにするか、まあ調整は必要ですけど。それも、この期間に払っていただければ、もうこれで原資も減りますよ。それから、税金も要りませんよ。こういうぐらいにですね、手だてを考えていって、早く町の債務、債権、これらをですね消していく。こういう前向きな考え方で取り組むべきではないかと思えます。

長々と、その長年、一生懸命税法に乗ってやったことがですね、結果、何千万か何億か、そういう滞納が残っておるわけですので、これはある意味では税法にのっとってやるのが町の失策ということになりかねません。でき得れば、いろんな条件を加味して、ある期間に納めていただいたらこういうことができるということを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

山崎議員の、カッコ2、カッコ3についてお答えさせていただきます。

延滞金の徴収は、納期限内に納付した方と、納期を過ぎて納付した方との不公平感をなくすためにも必要不可欠なものです。しかしながら、やむを得ない事情で延滞金の納付が困難な場合は、地方税法および黒潮町税条例第19条において規定されている延滞金については、黒潮町町税延滞金の減免取扱要綱を制定しておりまして、円滑な滞納処理を行っているところです。今後も引き続いて継続していきたいと思えます。

それと、先ほどご質問のありました、期間を設けてということですが。期間を設けて、まあ対策ですけど。一応、上位法に基づいて、地方税法にのっとってやっているものですので、税の場合は。現時点でそのようなことは考えておりません。それで、この延滞金に対する減免要綱により対応していきたいと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

管理職の方は、どうしても税法に立つてものを言うしかありませんが、私はですね、この町全体の行政、財政を潤すには、早くその何千万というような、何億というような税金ははじめをつける。そういうような観点から、やっぱり法を越えた改正が必要であると思えます。

法はですね、時によっては、法を守っておいたらいつまでたってもしまいがつかんというような状況がありますし、法は改正されるために、世の中が歴史を重ねていって、いい方向につながっていくものであると、このように考えております。

で、要するに、今はできないということですが。将来的に、この税金を黒潮町でなくそういう観点に立って各執行部の皆さんが知恵を出してですね、こういう方向性を持っていただきたいと、このように思いますが。

もう1点、返事をお願いします。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

税の場合は、先ほど申しましたように、まあ税法、まあ上位法にのっとってやってるものです。

それですね、どうしても払えない方、そういった方にはですね、執行停止、または延滞金の減免取扱要綱というものをですね、平成22年の12月28日に告示致しまして、翌年の1月1日から施行しております。それによりですね、そういう納税相談を。滞納者の中で納税相談をしていく中で、そういった方についてはそういう制度もご説明をしていただきまして、延滞金の減免、あるいは執行停止ですね。その事情によりですね、災害とか、いろんな家庭の事情とか、そういったようなものを含めた基準を定めておりますので。

例規集にも載ってますけれども、そういった形で家庭的に難しい方については対処しておりますので、その点よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その執行停止の処分ですか。これは、やはり滞納者の方と十分協議しながらですね、その条件に合う場合には、必ず実行していただくということをお願いしたいと思います。これをしてですね、初めて行政の適正な処分が終わってくると思いますので、よろしくお願ひします。

それから、私が。

（議長から「あと1分です」との発言あり）

はい。1分で終わらします。

私が考えていた、そのまあ、最後は少しあれですけど。

税はですね、滞納すると、本当に町の役には立たないわけですよ。滞納されるとですね。で、まあ早く納めていただく。それから、早く終わらす。それで、町も本人も良くなるという状況に持っていただきたいと思ひます。

長々と質問致しましたけれど、実りあるところが、後で反省しておりますけれど、今後ともよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、4時10分まで休憩します。

休 憩 16時 00分

再 開 16時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、池内弘道君。

13番（池内弘道君）

通告書に基づいて質問致します。

1番、農業公社設立の進ちよく状況は、ということですが。

昨年の12月議会に、新規就農者支援事業にかかわる研修ハウスの事業であります農業公社を設立するという提案がなされました。その後、水利等の確保が難しいということで1年間延長になった経緯がありますが、その後の体制づくり等は進んでいるか質問致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、池内議員の農業公社設立の進ちょく状況、これについてのご質問にお答えさせていただきます。

この経緯はですね、議員も先ほど申されましたけれども、平成23年の12月の議会の定例議会時のですね全員協議会においてですね、この仮称、黒潮町農業公社設立についてですね取り組み説明をさせていただきまして、議員の皆さんにですねご理解をいただきまして、24年度よりハウス建設を行いですね、研修開始するよう、取り組みを開始しましたけれども、24年ですね3月の全員協議会で取り組み計画を報告したとおりですね、先ほど議員も言われたようにですね、ハウスの建設候補地の揚水量等がですね不足になりまして、不足状況でありましたので、平成24年度からですね研修は調整が無理なためですね、24年度中にですね適地の用地調整によりですね、25年度、研修生の受け入れ実施に向けてですね取り組むことで現在進めています。

1点目のですね、体制づくりについてですけれども。体制づくりは進んでいるかという部分ですけれども。

現在はですね、当初のですね提案説明内容の組織内容のとおり考えておりまして、黒潮町とですね、JA高知はたによる体制組織でですね、やっていくということにかんしましては変更がありません。この内容はですね、JA高知はたもですね、十分に理解していただいております。

（議長から「1番だけで結構です」との発言あり）

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

体制づくりの方は、3月議会のときに報告受けたとおりということですが、主体がJA主体となっておりますが、この資料にもよりますと、運営および指導の方がJA高知はたと黒潮町が行うということになっておりますが、体制としての指導の方はJA高知はたに任すということでしょうか。

これからの、やはり百姓、農家を育てる意味でグローバルなことを考えると、農協以外の事業者にもやはり参加をしていただいて、これから黒潮町が目指す農家、農業。農協のための農家ではなく、黒潮町の農業を守る農家としての研修を行う必要があると考えておりますが、その点、高知はたのJAだけで研修を進めるのか、ほかの事業にも相談し、いろいろな研修を行うのか、質問したいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

農協だけでやっていくのかという部分ですけれども。この組織体制としてはですね、先ほども申したとおりですね、黒潮町とJA高知はたでやっていくと。

その営農の部分ですけれども。ここはですね、JAの方にですね営農指導ができる人間をとという形で出向をお願いしているところです。また、農業公社でのですね、事業実施主体による施設の建設費等は補助金等の受け入れ等もありますけれども、この部分についてはですね、資金等も含めてですね、県の補助事業をいただきながら町の方でやっていくということで、町もですね組織の中には加わっていきますので、JA高知はただけでやっていくということではありません。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

ぜひともですね、黒潮町の農業を守るという意味で、黒潮町の農業を守る農家を育てるという意味で、本当に皆さんの協力を得て、黒潮町が中心となり、農協も巻き込み、また研修する農家の新規就農者も巻き込んで、新しい農家の形をつくっていただきたいと思っております。

続きまして、2 番の質問に移ります。

先ほども申しましたが、水利の確保等の困難により、予定地の変更を余儀なくされておりますが、新たに鞭地区や早咲地区の候補を探すという提案がありましたが、現在はどうのような状態でしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、研修用ハウスの用地確保の部分ですけれども。

この候補地ですけれども、先ほど議員も言われたようにですね、鞭地区、早咲地区のですね部分で、現在、鞭地区でですね、地権者および耕作者にも話をしておりますし。まあ、その中でご理解をいただきまして、適当な時期に賃貸契約というふうな方向で進みたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

水の質も、水の水量も、やはり鞭地区の方が優れていると思いますので、この状態で進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の3 番目の質問に移ります。

この研修制度は2 年間の研修がありますが、その2 年の研修後、恐らくもう就農という形で研修をされていると思います。就農後の農地や空きハウス等の確保について、町の方は今から考えているのか。また、支援の対応を考えているのか問います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

研修期間終了後の、まあ就農にするためのですね農地や空きハウス等の確保について、まあ町の支援。これについての対応を考えているかということですが、それですけれども。

まず、農地についてですけれども。施設園芸の品目にもよりますが、場所的にですね作物栽培に必要な水がですね、ある一定の広さの農地が必要でありますので、稲作農家やですね、タバコ耕作農家、これらとですね調整の必要が出てくる場合もあります。調整に時間を要することもありますけれども、現在もですね取り組んでいるようにですね、関係機関、振興センターとか農協とか一緒になってですね対応しなければならぬというふうに考えております。

また、空きハウスについてもですね、現在、AP ハウス等であればですね、一定、利用可能と考えますので、農家にですね一番接している JA とか振興センターの営農指導員さんや、まあ農業委員さんらにも協力いただきながらですね情報を共有したいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

現在は、まだ決まった農地、空きハウスはないということですが、研修生を受け入れるのが25年からということ。25年度からそういうことをやっても間に合わないと思いますので、研修生を受け入れる時点でもう、農地、空きハウスの確保等をやっておかなければならないと考えます。

それはなぜかといいますと、やはり研修を受けに来る研修生がですね、やはりもう農地も構えているぞと、研修ハウスもあるぞと。意欲を持って研修が受けれるような体制づくりをしておかなければ、いざ2年後たったときに、さあ、農地がない、空きハウスがない、就農できないというようなことになります。こういうことは、ちょっと調べまして、ほかの公社で何件かありました。すべての人に限るわけではないですが、2、3件の事例があります。就農に当たり農地がない。で、空きハウスがないということで、せっかく研修施設を建てたのにもかかわらず、I ターンで来ている方が地元に戻って行ってしまふ。または、ほかの仕事に就いてしまふというような状況になると、事例がありますので。できれば研修開始に当たり、その農地、空きハウスの確保を同時に行っていただきたいと思いますが。

まだ研修まで、25年度からの始まりです。まだ1年間ありますが、早々に、農地、空きハウスの確保をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

実践棟のことも、一定限、前の議員協議会のときにお話しさせてもろうたと思うんですけども。まあ議員言われるようにですね、今からその空きハウス等も心掛けてはいかないかんがと思いますけれども、町の方もですね、今後、その研修等のこの状況を見ながらですね、実践棟の方も考えていかないかんということで考えておりますので。まあ、そうかいうてですね、空きハウスを全然探さんというわけではありませんけれども、まあ今後とも関係機関と一緒にですね、情報を密にしてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

ぜひとも早々の対応をお願いしたいです。

研修生も不安があって研修を受けてくると思いますので、後の対応は素早く行っていただきたいと思います。続きまして、次の質問に移ります。

2 番ですが、新規就農者の課題についてです。

言わずと知れた黒潮町は、一次産業、農業が盛んな町であり、今、経営農家の高齢化が進んでおり、また後継者の不足により農家数が減っている状況であります。

こういうことを踏まえて通告書にありますように、後継者対策等、農業を取り巻く課題は多い。融資制度やレンタル事業などを受ける場合、担保や保証人が必要となるが、I ターンや農家でない農家の者が就農しようとしても、担保や保証人等の問題が大きな壁となり、容易に就農できないのが現状であると。で、町は農業振興対策を重要な政策の一つと挙げておるわけですが、新規就農者の支援体制をこれ以上にまだまだ整備する必

要があると思いますが、町長の考えを問います。

これはですね、今言ったように、農業公社が設立して研修期間が終わり、終わった研修生がですね、一つはまあ空きハウスがあれば空きハウスに行く。で、レンタルハウスがあればレンタルハウス事業に補助を受けて、レンタルハウスを建てないかんということになるのですが、そのときにどうしても補助残という面が出てきます。

事業費に対しては補助率、県が5分の2、町が3分の1、JAが5分の1というものを出すようになっておりますが、補助残の方がそれ以上に残る形になります。その残った補助残の方にいろいろな、どうしても負担が掛かるという形になりますので、そのへんを町としてこれからどういう対策を打っていくか、お伺いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、議員ご質問の、新規就農者がですね研修事業等を終えて、まあ本格就農に当たりまして、融資制度やですね、レンタル事業などを行うときに、まあ保証人とかいう問題がですね大きな支障になるということですが、これに対してですけれども。

JAに今、確認しますとですね、レンタルハウスについては、まあ担保のことはないようですが、保証人が2人、レンタル償還においてですね必要とのことであります。

先の議員の答弁でですね、町長も少し触れましたけれども。この対応としてですね、現在、農林水産省がですね制度化しています新規就農者対策ということで、成年就農給付金。これについてはですね、準備型と経営開始型がありますけれども、この準備型についてですね、今まで県事業として行ってきました新規就農研修支援事業と同じような形ですけれども、農業技術および経営のノウハウの習得のための研修ということで、これに専念するですね就農予定時の年齢が、まあ、この国の事業にかんしてはですね原則45歳未満ですけれども、強い就農意欲を持つですね就農希望者を支援する制度に加えてですね、先ほど申しましたように、経営開始型によりですね、議員が言われる、経営のリスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、支援する施策をですね。

まあ、これについては要件もありますけれども、平成24年度からですね取り組むことになってますし、今までの県事業もですね、年齢や給付金の上乗せ等でですね、国事業で対象にならない部分でですね県の研修制度も行われておりますので、これらの制度活用によりまして、本格的にですね就農者になってもらってですね、認定就農者により就農支援資金という資金も活用できますし、保証人の解消はですね町としてはできませんけれども、黒潮町の担い手としてですね認定農業者になることなどでですね、レンタルハウスの事業実施主体であるJAにもですね、経営的な信頼も得てですね就農していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

新規就農者支援制度とって、経営開始型とか、5年間で150万の補助があるという話も出ましたが、これは反当たりというか、年収所得が250万以下の新規就農者に限るということになってます。

で、農業公社設立のレジュメを見ますと、1反当たり、農家の収入。一応、計画として初年度が、収量が13トンで、所得が153万円という計画になっております。大体、新規就農しますと、ハウスでありますと、1反ではどうしても生活できません。恐らく、ハウスを借りる、レンタルハウスを建てるとなった場合には、2反

以上の経営面積が必要となります。この計画でいきますと、所得が150万と反に、倍にすれば300万になります。こういった場合には、やっぱりこの250万円以上になりますので、こういう経営開始型の資金は受けにくくなります。

今言ったように、そのレンタルを借りると、補助残、2反以上のレンタルハウスを建てますと、大体、おおまかに補助残が1,000万残ります。で、それにビニール代とか苗代とか、初期投資の運転資金が掛かってきます。それを考えますと、やはりその経営開始型も受けれないということにもなってきます。

まあ、農協の購買等、貸し付けの部分もありますが、やはりそこが重たい負担に新規就農者はなつてきますので、そういうことを踏まえて、やはり町としても農協とタイアップしながら、大きな受け皿を構えるような形を取っていただいて就農を支援していただきたいと考えますが、いま一度、問いに答えていただけますか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

経営部門ですけれども、経営面積のことですけれども。

新規就農者がですね、単独でやるのか、夫婦でやるのかにもよってですね、まあ費目的にもよりますけれども、その経営面積が違うてくるというふうに考えます。

それから、経営開始型の部分は、確かに議員言われるように250万を超えた場合は支給が打ち切りという形になりますけれども、まあ、夫婦の場合なんかやったら、もうちょっとその考えられる部分もありますので、まあ、その制度を生かしながらやったらというふうに考えておりますし。

また、農協の方もですね、まあ一定限、農協も加わった中での研修等のあれですので、そこらへんで事務的な信用とか、また、資金を貸していいのかどうかの判断とか。また自分たちも、この新規就農を受け入れるときにですね面接等も行っておりますけれども。その面接の場でもですね、まあ一定限、就農時にはですね、資金も要りますよ。あるいは、就農後すぐに嫌になるようやったら返還もせないかんですよ。そこらへんの説明は十分した中でですね面接も行っておりますので、まあ、この最初のときはですね、議員言われるように大変かもしれませんが、いろんな手法で、できるだけの支援はしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

農家は増やさないきませんので、町の財産として幅広くというか、援助というか、支えをお願いしたいと思いますが。

ちょっと通告書にはないのですが、今の新規就農者、後継者対策ですが。大方、Iターンの新規就農者のことを考えながら研修施設等の話も進んでいると思いますが、農家の後継者に対してどのように対応をしているか。今現在、農家をされている方の長男さんとか、兄弟とか、後継者に対してどのような認識を持たれているか。

多分、アンケートとか取って調べられているとは思いますが、今の後継者の現状を分かっていたら教えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

後継者のことをですね、どのように考えているかということですが、

後継者に残ってもらうなら、一番、自分たちはええと思います。ただ、後継者がなかなかいないもので、まあIターン、Uターン、そこらへんも含めてですね支援体制に入っているということです。

それから、ちょっと後継者の状況ですが、ちょっとお待ちください。

最近の事例でいいますと、22年です、3人、新規就農で取り扱いをしておりますけれども。そのうち2名がですね、Iターンですかね、よそから来た人です。1人はですね、旦那さんが田野浦ということでありまして。

それから、昨年の23年にですね就農研修をします2名についてはですね、1名がIターンで、1名が地元という形になっております。

以上です。

(議場から何事か言う者あり)

議長 (山本久夫君)

まあ、通告書にない質問ですので、今後皆さん、気を付けていただきたいと思います。

今回だけは。

町長。

町長 (大西勝也君)

まず、就農者の確保に当たって、まあIターンにターゲットを絞っていると、そういったことではなくて、課長が申し上げましたとおり、既存の農家さんの後継者、家族内後継者であると、非常にスムーズに就農ができると、そういった状況にあると認識しております。

それに伴いまして、昨年度、JAの方にお問い合わせをしまして、既存の農家さんの家族内後継者の実態調査を行いました。まあ残念ながら、就農見込み。

当時の推計でございます。社会情勢も変わっておりますので、まあ正確かどうか分かりませんが、昨年度当時の推計で、町内の既存の農家さんの家族内後継者の候補者2名といった状況でございます。これは全世帯を調べた上での2名でございますので、当然、就農者を確保していくためにはIターンの皆さんにもターゲットを広げていかなければならないと、そういった状況でございますので、ご理解いただければと思います。

議長 (山本久夫君)

池内君。

13番 (池内弘道君)

大変申し訳ございませんでした。通告書以外の質問を致しました。

まあ、Iターンの就農者の方が有利であるということでしたが、やはり農地を守る意味で、今まで農家として一生懸命農地を守ってきてくれていますので、これからも後継者の、今の農家の後継者に対してもいろいろな働き掛けをお願いしたいと思います。

今の時点で、アンケートを取ったときに2名しかおらないということでしたら、またそれ以上に何度も何度も、やはり黒潮町の農家のええところをうんとアピールして、受け皿はこういうものがありますよと、黒潮町で農家をやってくださいと。

やっぱり基幹産業が一番大事な産業であるということを認識していただいて後継者が増えていくように、Iターンの方も力を必要ですので、Iターンの人とともに後継者も必要ですので、そういう意味で今以上に農業振興の方に力を入れていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長 (山本久夫君)

これで池内弘道君の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散会時間 16時 40分